

令和3年12月定例会会議録（第1号）

令和3年12月3日 金曜日 午前10時00分開会
 議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	新田道尋	議員	4番	八鍬長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	17番	佐藤卓也	議員
18番	小野周一	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	山科雅寛	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者長 兼会計課長	荒田明子
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	平向真也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員 局長	津藤隆浩

選挙管理委員会会長 武田清治
農業委員会会長職務代理 笹行也

選挙管理委員会局長 小関紀夫
農業委員会局長 横山浩

事務局出席者職氏名

局長 武田信也 総務主査 叶内敏彦
主任 庭崎佳子 主任 小松真子

議事日程（第1号）

令和3年12月3日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第 3 議案第61号押印を求める手続等の見直しのための関係条例の整備に関する条例について
日程第 4 議案第62号新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5 議案第63号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6 議案第64号新庄市市税条例の一部を改正する条例について
日程第 7 議案第65号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議案第66号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議案第67号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定について
日程第10 議案第68号新庄市交通災害共済条例の廃止等に関する条例について
日程第11 議案第69号新庄市手話言語条例について
日程第12 議案第70号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 日程第13 議案の各常任委員会付託

（一括上程、提案説明）

- 日程第14 議案第57号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第7号）
日程第15 議案第58号令和3年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第16 議案第59号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第17 議案第60号令和3年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

開 会

高橋富美子議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

なお、農業委員会会長が欠席のため、会長職務代理笹 行也さんが出席しておりますので、御了承願います。

これより令和3年12月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

高橋富美子議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において押切明弘さん、奥山省三さんのお二人を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

高橋富美子議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤卓也さん。

（佐藤卓也議会運営委員長登壇）

佐藤卓也議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る11月26日午前9時から、議員協議会室に

おいて議会運営委員6名出席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和3年12月定例会の運営について協議いたしました。

初めに、執行部から招集日を含めて提出議案についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、お手元に配付しております令和3年12月定例会日程表のとおり、本日から12月14日までの12日間と決定いたしました。

また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしく願い申し上げます。

このたび提出されます案件は、補正予算4件、議案10件の計14件であります。

案件の取扱いであります。議案第57号から議案第60号までの補正予算4件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して12月14日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。議案第61号から議案第70号までの議案10件につきましては、本日、本会議に上程し、提案説明の後、総括質疑を受け、所管の常任委員会に付託し、審査をしていただきます。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は10名であります。よって、1日目5名、2日目5名で行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から12月14日までの12日間をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、 しました。
会期は12月3日から12月14日までの12日間と決

令和3年12月定例会日程表

会期	月日	曜	会議別	場所	開議時刻	摘要
第1日	12月3日	金	本会議	議場	午前10時	開会。議案（10件）の一括上程、提案説明、総括質疑。議案の各常任委員会付託。補正予算（4件）の一括上程、提案説明。
第2日	12月4日	土	休 会			
第3日	12月5日	日				
第4日	12月6日	月	本会議	議場	午前10時	一般質問 山科春美、小嶋富弥、小野周一、 押切明弘、庄司里香の各議員
第5日	12月7日	火	本会議	議場	午前10時	一般質問 佐藤悦子、今田浩徳、佐藤卓也、 叶内恵子、佐藤文一の各議員
第6日	12月8日	水	常任委員会	総務文教 （議員協議 会室）	午前10時	付託議案の審査
第7日	12月9日	木	常任委員会	産業厚生 （議員協議 会室）	午前10時	付託議案の審査
第8日	12月10日	金	休 会			本会議準備のため
第9日	12月11日	土	休 会			
第10日	12月12日	日				
第11日	12月13日	月	休 会			本会議準備のため
第12日	12月14日	火	本会議	議場	午前10時	各常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算（4件）の質疑、討論、採決。

議案10件一括上程

高橋富美子議長 日程第3議案第61号押印を求める手続等の見直しのための関係条例の整備に関する条例についてから日程第12議案第70号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまでの議案10件を会議規則第35条の規定に

より一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第61号押印を求める手続等の見直しのための関係条例の整備に関する条例についてから議案第70号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまでの議案10件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

昨日、新庄市に初雪が降りまして、いよいよ冬の到来かなというふうに思って、緊張感を持って冬に臨んでいきたいというふうに思います。

それでは、議案第61号押印を求める手続等の見直しのための関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。

本案は、各種の手続を行うに当たり、条例の規定により押印が必要とされているものなどについて見直しを行うため、必要な改正を行うものであります。

この条例により改正される条例は、新庄市職員のサービスの宣誓に関する条例、新庄市固定資産評価審査委員会条例及び新庄市火入れに関する条例の3条例であります。

職員のサービスの宣誓に関する条例につきましては、新たに職員になった者が行うサービスの宣誓について、任命権者の面前で署名することとされている手続の見直しを行うものであります。

固定資産評価審査委員会条例につきましては、審査申出書等の様式から押印欄を削除するものであります。

また、火入れに関する条例につきましては、火入れを行おうとする際に必要とされる火入れ許可申請書の様式から押印欄を削除するものであります。

施行日は公布の日といたします。

次に、議案第62号新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

国においては、昨年5月の少子化社会対策大綱の閣議決定を受け、国家公務員が不妊治療を受けるための特別休暇を新設することとしております。

地方公務員の勤務条件については、国家公務員との均衡を踏まえる必要があります。また、本市において本年3月に策定した新庄市特定事業主行動計画においても、不妊治療と仕事の両立を支援することとしていることから、本市の職員についても不妊治療を受けるための特別休暇を新設するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、職員が不妊治療に係る通院等のため、勤務をしないことが相当であると認められる場合に原則として1年につき5日、体外受精などに係る通院に当たっては1年につき10日の範囲内で取得できる特別休暇を新設するものであります。

また、この条例改正により規定の整備が必要となる2条例についても併せて改正を行うものであります。

施行日は令和4年1月1日といたします。

次に、議案第63号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、本市の区長の報酬について算定方法を規定するため、必要な改正を行うものであります。

本市の区長につきましては、これまで地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職として整理してきたところでありますが、地方公務員法の改正により、同法第3条第3項第2号に規定する職として整理する必要が生じたことにより、報酬についても個別に規定する必要が生じ

たものであります。

改正の内容といたしましては、年額3万円に毎年4月1日における各地区の世帯数に1,000円を乗じた額を加えた額を区長の報酬総額として規定するものであります。

施行日は令和4年4月1日といたします。

次に、議案第64号新庄市市税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う新庄市市税条例の改正のうち、施行日が令和3年4月1日のものについては3月31日に専決処分を行い、5月臨時会で御承認をいただきました。本案は令和4年1月1日以降に施行される部分につきまして提案するものであります。

主な改正の内容といたしましては、個人住民税の寄附金税額控除につきまして、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しを行うとともに、医療費控除の特例を令和9年度分まで延長するものであります。

また、個人住民税の非課税限度額の算定における扶養親族の取扱いの見直しを行うとともに、公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載する扶養親族の範囲の見直しを行うものであります。

これらの改正のうち、寄附金税額控除の改正及び医療費控除の特例の延長については、令和4年1月1日から、その他の改正については令和6年1月1日から施行することといたします。

次に、議案第65号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、離島振興法第20条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合などを定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、固定資産税の課税免除の要件としております地域の特性を生

かして高い付加価値を創出し、地域における経済活動を牽引する事業に関する基本計画の同意期限及び当該計画に基づく施設の設置期限を令和5年3月31日までとするとともに、所要の経過措置を設けるものであります。

施行日は公布の日といたします。

次に、議案第66号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、新たな市の体育施設として新庄市北辰屋内運動場を設置するため、必要な改正を行うとともに、規定の整備を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、新庄市北辰屋内運動場の名称、所在地、使用料等について新たに規定するものであります。

この北辰屋内運動場につきましては、旧北辰小学校の跡地活用について、旧北辰小学校の地域の方々から要望書を頂いたことを受け、跡地活用に関し庁内での検討を重ね、第5次新庄市総合計画の基本計画に掲げる施策の一つであります活力あるスポーツ活動の推進を図るため、市のスポーツ施設充実への取組として新たな市の体育施設として設置するものであります。

施行日は令和4年4月1日といたします。

次に、議案第67号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、令和4年3月31日をもって指定管理期間が満了するわくわく新庄の管理を行わせる指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるとともに、

指定管理者の候補の選定に当たり公募を行ったところ、株式会社東北情報センター1社から応募がございました。市民から選出された委員を含む指定管理者候補選定委員会において、これまでの施設運営に対する実績や施設の安全管理などが高く評価されたことに加え、生涯学習における事業計画や提案において、社会ニーズ

や地域ニーズに沿った事業を実施しようとする姿勢が評価され、引き続き株式会社東北情報センターが指定管理者候補に選定されました。

指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とするものであります。

次に、議案第68号新庄市交通災害共済条例の廃止等に関する条例について御説明申し上げます。

本案は、本市の交通災害共済制度を廃止するため、関係条例を廃止するとともに、必要な改正を行うため提案するものであります。

交通災害救済制度廃止の方向性につきましては、本年3月の全員協議会において議員の皆様にお示しし、御意見を頂戴したところであります。

本市においては、昭和44年に交通災害共済制度を創設し、交通事故による被害を受けた方に対し相互扶助による見舞金を支給することにより、市民生活の安定に寄与することを目的としてこれまで制度を運営してまいりました。

制度の創設から50年余りが経過し、その間、各種の民間保険制度の充実などにより、加入率は年々減少しております。

社会情勢の変化に伴い、交通事故による経済的困窮を救おうとする制度創設当初の目的は満たされてきているものと考えております。

令和5年3月をもって新庄市交通災害共済条例は廃止いたしますが、共済見舞金の請求期間が事故発生から1年以内であることから、見舞金給付義務は令和6年3月末まで継続することとなります。

こうした制度廃止に伴う事務手続に対応するため、新庄市交通災害共済基金条例の廃止及び新庄市特別会計条例の一部改正につきましては、令和6年4月1日に施行することとし、所要の経過措置を設けることといたします。

なお、制度廃止後の基金の残金につきましては

は、これまでの基金の趣旨に沿った形で使途を検討してまいります。

次に、議案第69号新庄市手話言語条例について御説明申し上げます。

手話を取り巻く状況につきましては、平成18年に国連総会で採択された障害者の権利に関する条例において、言語に手話などの非音声言語を含むことが明記されました。国内においても、平成23年に改正された障害者基本法の第3条において、手話が意思疎通のための手段の一つとして認められ、情報の取得、利用のための手段について選択の機会の拡大が図られることとされております。

しかしながら、聾者及び手話に対する理解は十分とは言えず、聾者が必要な情報を得ることや意思疎通を図るための社会的環境は整っていないという状況にあります。

本案は、手話は言語であるという認識に基づき、市民が手話により意思疎通を行う権利を尊重することを基本とし、手話及び聾者に対する理解の促進並びに手話に関する施策を推進することにより、聾者と聾者以外の方々が共生する地域社会の実現に寄与することを目的として提案するものであります。

施行日は公布の日といたします。

次に、議案第70号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の金額について必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、産科医療補償制度に加入しない医療機関等において、出産する場合の出産育児一時金の金額を現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上げるものであります。

なお、産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産する場合の出産育児一時金の金

額は、現行の42万円で据え置くことといたします。

施行日は令和4年1月1日とし、所要の経過措置を設けることといたします。

以上、御審議いただき御決定くださいますようお願い申し上げます。

壇上からの提案を以上とさせていただきます。

高橋富美子議長 ただいま説明がありました議案10件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) まず、議案第61号押印を求める手続等の見直しのための関係条例の整備に関する条例についてお伺いします。

第1条で署名押印をなくしということになっております。また、第2条では署名押印ということで、第3条は印鑑をなくすということで、今回は3点について署名押印などをなくすという話になっておりますが、そうしますと、電子申請で受入れすることになるのでしょうか。そうすると、何をもって本人と確認しようとするのか、お願いしたいと思います。

それから、議案第70号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてです。

出産費用の平均は50万5,759円、これは2016年の公益社団法人国民健康保険中央会です。出産一時金の額を超えた費用は自己負担となるわけです。そういう意味ではこの手当てというか、出産一時金というのは、それはかなり少ない。出産を全面的に支援するものにはなっていない。お金がなければ出産が大変なことになるとなっております。そういう意味では、市として全面的に支援する施策が必要と思われるのですが、その点についてどうお考えなのか、お伺いしたいと思います。

それから、議案第68号で交通災害共済条例の廃止等に関する条例ですが、ここで市長が資産

について、残ったお金についてはそれに沿った形で使途を検討するという旨のお話がありました。その内容についてですが、今まで生活保護世帯は交通事故に係るこの保険については、市の負担で、つまり無料で加入できましたし、そして、もし事故があれば共済見舞金の支給があったわけで。そういう意味でこうした生活保護世帯などに対する交通事故の見舞いをこの使途ということで、今後の使途ということで考えておられるのかお願いします。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

高橋富美子議長 総務課長関 宏之さん。

関 宏之総務課長 まず、1点目、押印に関する条例についてですけれども、今回3つの条例を改正するわけですけれども、この条例の改正をもって電子申請をするということではございません。電子申請を行えるようにするかどうかというのは今後の検討ということになります。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 国民健康保険条例の改正についてということで、出産育児一時金の上限額についての御質問をいただいております。確かに議員おっしゃるとおり、これまでの出産育児一時金は42万円ということで実際の出産費よりも少ない金額になっているという、そういったお話もございます。

国においても、今回の健康保険施行令の改正に当たり、出産費用を勘案して見直しを行うことについて議論されております。令和2年12月23日に開催されました社会保障審議会医療部会の議論の整理において、課題として出産費用は年々増加しているが、どのような要因により増加しているか明らかではない。また、費用のばらつきが大きいが、どのような要因による差があるのか十分な分析が行われていないなどの御意見が出ております。

これらの意見を踏まえまして出産に係る経済

的負担をさらに軽減するため、費用実態を踏まえた支給額の検討やサービス選択肢の確保を段階的に進めるべきというようなことで整理されたということで聞いております。

新庄市としましても、国の動向を注視しながら今後の出産育児一時金について検討してまいりたいと考えております。以上です。

小関 孝環境課長 議長、小関 孝。

高橋富美子議長 小関 孝環境課長。

小関 孝環境課長 生活保護を受給されている方には、事故に遭ったときの医療費は全額公費負担で、公費扶助費で支払われまして、また加害者の自賠責保険等から慰謝料や遺失利益に関する賠償金が支払われることにはなっております。

交通災害共済はあくまでも見舞金という性格のものでありまして、令和5年は見舞金の支給事務は残るということで、今後、市としてどのような使い道を考えるのかということはこれからの課題にもなりますけれども、基本的には交通安全対策を中心に考えてまいりたいというふうに考えております。

こうした中で、生活保護の方々のお見舞いに関しましては今後、検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 電子申請については今後の検討になるということで、今回の場合については電子申請ということではないということではよろしいのか。それをお願いします。

それから、議案第70号について、やはり国でも出産一時金、出産支援金というか、このお金は足りないだろうというふうに考えておられて検討があるというお話でした。県におきまして山形県が出産支援給付金というのを1名につき5万8,000円、令和4年1月1日以降、給付申請を始めていくということでした。これを受け

てこの内容で周知して、さらに市も支援する立場に立っていく必要があると思いますが、どう考えておられるのかをお願いします。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

高橋富美子議長 総務課長関 宏之さん。

関 宏之総務課長 まず、議案第61号の押印の件でございますけれども、議員おっしゃるとおり、今回の条例の改正をもって電子申請となるものではございません。

ただ、今後の流れとして電子申請というのは十分考えられることだと思いますので、今後、どのような形で対応していくかということが現在の課題となっております。以上でございます。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 出産育児一時金のほかにもそういった県における出産支援給付金給付事業が行われるということで私のほうでも聞いておまして、今回12月補正のほうに一般会計におきまして県事業を活用した出産支援給付金給付事業を今回提案させていただいているということで聞いてございます。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 電子申請については今後の課題というふうにお答えになっておりました。今後、これを広げるという可能性のある含みを持った話がありました。電子申請をどんどん進めていく今、国の流れがありますが、問題があるということをごここで述べさせていただきたいと思います。

例えば災害に非常に弱い。それから、デジタル機器を使いこなせない障害者や高齢者、経済的な弱者、それから……。

高橋富美子議長 佐藤悦子さんに申し上げます。

ただいまの質疑は議題から外れておりますので、質疑の際はそのことを踏まえて質疑の趣旨を明確に発言してください。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） では、簡単に言いますが、今後、電子申請を広げていくことについては、慎重に考えていただきたいということを提起したいと思います。

それから、12月補正で出ているというお話でしたので、補正でお話することになるかと思いますが、新庄市でも付け加えた支援をということをお願いしたいと思います。以上です。

高橋富美子議長 ほかに質疑ありませんか。

3 番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

高橋富美子議長 新田道尋さん。

3 番（新田道尋議員） 私から1点だけ質疑いたします。

議案第69号新庄市手話言語条例についてでありますけれども、この条例の話は正確には今日、初めてお伺いしました。これは全く新しい条例でございますので、事前に我々に経過等々を説明する必要があったと私は判断するんですけども、その点どうですか。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、伊藤リカ。

高橋富美子議長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 手話言語条例についてはこのたび、新たに制定されるというものでございますが、議員の皆様、全員の議員の皆様には確かに告示するのは今回が初めてということになります。産業厚生委員協議会のほうでこれまでの経過ですとか、内容についてお話をさせていただいております、そちらが議員の皆様に対して、一部の皆様ということになりますけれども、御説明を申し上げて今回の上程という形になっております。

3 番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

高橋富美子議長 新田道尋さん。

3 番（新田道尋議員） 今、課長のお話ですと、

産業厚生には説明したと言っていますが、総務のほうには説明なかったですね。全協でやるか、またいろいろな方法あると思うんですが、初めて制定される条例であれば、もう少し内容を詳しく全員に知らせるべきだと私は思うんですけども、その点、どういうふうに対応されたんですか。

高橋富美子議長 暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時33分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

高橋富美子議長 総務課長関 宏之さん。

関 宏之総務課長 通常、案件においては、まずは産業厚生委員協議会のほうで協議していただいて、その後に委員会のほうで全協にかけるかというふうな判断をしていただくことになっていると思いますので、今回はそういう判断をしたものと考えております。

3 番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

高橋富美子議長 新田道尋さん。

3 番（新田道尋議員） 課長も言ったとおり、全くこれは新規、全く新しい条例制定だということをおっしゃったね。だとすれば、産業厚生が云々ということじゃなくて、執行部として全員に知らしめるということが正しいんじゃないかと私は思いますよ。私からいえば、これは明らかに議会軽視だというふうには私は思っています。

大体報道機関が一番先に報道していますね、新聞に出ていました。それを私は見てあれっと思ったんですけども、何で報道機関が知っていて我々が後になるんですか。こういうことが、余計なことと言われるかもしれませんが、前にもいろいろあるんですね。やっぱり注意して執行部のほうはきちっと対応していかなくちゃならないと私は思うんです。議会軽視に当たりませ

んか。

小松 孝副市長 議長、小松 孝。

高橋富美子議長 副市長小松 孝さん。

小松 孝副市長 条例の制定の部分でございますけれども、新規の条例ということは、年数本、複数ございます。そのときに本会議で議決いただくわけですが、これまでも委員会の中で説明して全協を開くかどうかということについては、委員会での御判断というふうに我々としても理解しているところですので、今回もその流れに沿ったということで御理解いただければと思います。

高橋富美子議長 ほかに質疑ありませんか。

15番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番(小嶋富弥議員) 私から議案第61号にお聞きします。

今回はこの3つ押印なしというような整備をするというようなことであります。日本は往々にして判こ文化なんですね。ずっと判こ文化で来ていますけれども、いろんな流れの中で、やはり行政の簡素化というようなことも含めて全国的な流れで押印をなくするというようなことで、これはなるほどいいなと思うんです。だから、私、聞きたいのは、今後、この3つだけでなくいろんな場合、想定されるんじゃないかと思うんです。そういったことに関して今後も行政として押印の簡素化を、省く、行政をなるべく簡素化するというふうなことで市民の利便性を考えながら行政を進めることは大事なことだと思いますけれども、そういったことの観点から押印を少なくするというお考えはどうなんでしょうか、その点、お聞きします。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

高橋富美子議長 総務課長関 宏之さん。

関 宏之総務課長 議員おっしゃるとおりかと思えます。昨年の7月に総務省自治行政局長の通知によって、押印に限らず書面規制、対面規制

については各地方公共団体においても積極的に取り組むようという通知があったところです。

これを受けまして昨年12月に申請書における押印の見直し方針というのをつくりまして、全庁的な見直しを行ったところでありまして。

その結果、今年10月について市の規則等につきましても、284件あるうち、226件の見直しを10月1日に図っております。今回は条例で様々な様式が定まるといえるのはとても珍しいというか、少ないんですけども、今回3件ございましたので、条例でそういった押印を必要とするものについては、今回の改正で改正させていただくということで、全庁的な見直しを図った結果、今できる部分については全て見直しを行ったと判断しております。

15番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番(小嶋富弥議員) はい、よく分かりました。ぜひこういった前向きに進めていただければありがたいな、よかったなと思います。終わります。

高橋富美子議長 ほかに質疑ありませんか。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番(山科正仁議員) 私からは議案67号と議案69号について質疑させていただきますが、まず67号のわくわく新庄管理の件ですが、これは今まで継続してきた指定管理者ということで、これは委託料に関して変動はあったんでしょうかという1点と。

69号に対しては手話言語条例、これは今、新田議員からありましたが、大変いい条例を率先して新庄市が条例制定するなと思って大変喜んでおりますが、この第4条から第7条にかけて非常に「努めるものとする」というような努力義務の文言使われております。この強制力がないというふうな文言になって非常にやんわりした内容の条例になるかと思いますが、この点に

ついてなぜに努めるものとしているのか、もっと強力な義務規定にすることはできないのかという点、その2点をお伺いします。

高橋富美子議長 暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時41分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番(山科正仁議員) 議案第67号に対しては、私のほうで委員会付託という案件になりますので、これは質問を撤回いたしますので、69号に対する回答をお願いします。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、伊藤リカ。

高橋富美子議長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 今回の手話言語条例については、市と市民と事業者の役割を規定するという内容になっております。

議員がおっしゃるように、義務を課してはどうかというような御質問でございましたが、やはり協力して共生社会を築いていくという理念がございますので、そういったことに対して、やはり義務ということではなくて、それぞれが役割を持って協力して地域共生社会の実現を目指すという形にしておりますので、義務という形には今回はしておりません。以上です。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番(山科正仁議員) 4条、5条、6条に対しては、やはり行政の観点から考えれば努力義務でもいいのかなというふうなニュアンスがつかめますけれども、例えば7条に関しては、これは市側の財政に対する措置というのは市側の対応でありまして、これは共生というよりも財

政面ではしっかりとカバーしていくよという強い姿勢が見受けられたほうがいいのかと思うんですが、いかがでしょうか。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、伊藤リカ。

高橋富美子議長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議員おっしゃるとおり、市としての姿勢を示すものとしては義務的な表現のほうがよいのではないかといいことでしたけれども、やはり基本的には市としてはそういった予算措置を講じて施策を推進していくという姿勢は変わらないものですので、表現上は努めるものとなっておりますが、市の姿勢としては施策の推進のための予算措置を講じるという姿勢についてはそのように考えておりますので、御理解よろしくお願いたします。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番(山科正仁議員) ぜひこの条例、せっかく制定して豊者のための保護という点を強く市として見せるわけですから、しっかりした条例としていただきたいと思います。以上です。

高橋富美子議長 ほかに質疑ありませんか。

2番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2番(叶内恵子議員) 68号と69号について伺います。

68号については、3月の全協、それ以前も含めて廃止後の交通災害共済基金について2年度の決算では8,000万円を超える基金が現在あるわけなんですけど、こちらについては地域の要望箇所、通学等での危険箇所等の調査等を参考に交通安全関連に限定した基金の活用を検討していくというふうに示しておりますし、先ほど市長も基金はこれまでの使途の用途に沿って検討していくとおっしゃっていただきました。

この中でまずは附則の5ですね、条例の施行の際、こちらのほうが資産及び債権債務、一般会計に帰属していく。条例を廃止していけば同じように基金は役目を終了して一般会計に帰属する、これは当たり前のことなのですが、一般会計に帰属させていく中で、じゃどういう手続を、行政の手続とあと条例を策定するのか、どのようにしてこの基金自体を目的のある形で使うようにしていくのか、その方法と手続の在り方、これを伺っておきたいということ。

言語条例については、先ほど来、各議員が質疑されたように、初めての条例で全国においてもまだ420の自治体が、自治体が始めた条例とか、そして、今、国を動かそうとしている、そういった重要な条例でもある中で、産業厚生常任委員会の中で慎重な議論が行われてきたとは思いますが、非常にこれは重要で市民の生活に密着して関連してくるものであると思います。

そういった場合、議会全体に示すということはもちろん、するべきであったと思いますし、あとはプラスして市民全体の広聴と述べる場ですね、いわゆるパブリックコメント、そういったところに出していくべきだったのではないかと思います。担当課に伺うと、協議会を設けて協議をしてきたと伺いましたが、やはり狭い中での協議であって全体に示していくことで使う側、手話という言語を使う側、そして、学んでいこうとする側、全然それが分からない側、そういったところに新庄市は障害者に優しいまちを目指していくんだということをちゃんと広めていく、透明性を持って広めていくという機会になったのではないかと思います。これを狭い限定した中で進めていくというところがちょっと問題があったのではないかと思います。まずは、パブリックコメントを含めて議会全体に示さなかった、そういった理由、手続の在り方、この条例を制定していくに当たっての考え

方、そういったものを再度、確認しておきたいということ。

先ほど山科議員からもありましたが、3条から6条まで強制力のない努力義務、それはみんなが協力して共生社会をつくっていくためであるということが背景にあるということだったんですが、例えば市民の役割、事業者の役割、このあたりに関しては強制をしていく強い文言でなくてもいいのかなど。

しかし、市の責務ですね、3条の市の責務に当たっては、他の自治体の条例を見渡してみますと、最初の理念のところを書いてある文言、例えば普及を理解の促進並びに手話の普及、これに対して総合的に施策を推進するという、その責任ですね、責務を有するというをきちっと表しています。ここの新庄市の条例を見ると、手話条例を制定するんだけども総合的に施策を進めていくとは書いていますが、その決意、強い意志が感じられない。この条例についてどういうふうに協議されてきてこの決定をしていったのか、そちらを再度伺っておきたいということ。

附則の前に、例えば7条の後、こちらに関しては、その他もしくは委任という形でここに定められていない条項については市長がその権限があるというような文言であったり、もしくは附則の部分の中には、この条例というものも今後、大きく変わっていくであろうと思います。そうすると、何年ごとに見直しをしていくであったり、そういったものを定めていくべきであるんじゃないでしょうかということを考えると、議論をしていく、その機会がもっと必要だったのではないかと思います。そちらの、ちょっと長いですが、その点について伺います。

小関 孝環境課長 議長、小関 孝。

高橋富美子議長 環境課長小関 孝さん。

小関 孝環境課長 まずは交通災害共済の事業が終了した後の基金の在り方についてという御質

間でございます。

交通災害共済制度の給付事業は、令和6年度まで一部残ることになります。その支給事業のために一般会計に繰り入れてそこから給付するという形で進めてまいります。その後、地域の交通安全対策に使っていきたいというふうに考えておりますので、基金に繰り入れるなど適正に使うよう市民の皆様にお返しできるような形で制度について今後、十分に検討してまいりますというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、伊藤リカ。

高橋富美子議長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 手話言語条例に関する御質問でございますが、まず協議の経過という部分に関してですが、パブリックコメントについては確かに実施しておりません。協議については関係団体と内容、議会にお示しする前に具体的な内容については触れることができませんので、概要なものをお示した上で関係団体と協議を行ったという形になっております。

それを経て、その御意見を反映させた概要について委員協議会のほうにお示したという形になっております。現在、このような形で議員の皆様にも上程して内容を御覧いただいているという形になっております。

今、議員がおっしゃったように、内容について先ほど山科議員からもありましたけれども、市の責務については努力義務のような、努めるものとするというような表現ではなく、強い文言で示したほうがよかったのではないかとありますが、やはり予算のことですとか、施策を推進することは当然のことなんですけれども、やはり強い口調でという断定的にとりかかると、なかなか表現として難し

いものもございまして、このような形にさせていただきます。

附則の前に委任条項を設けたほうがよかったのではないかとありますが、まずはこのような形で進めさせていただいて、そのような条項が必要ではないかということに至った場合にはそのような形でまた改めさせていただくということも含めまして、今回はこのような形で提出させていただきましたので、御了承ください。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 共済の基金の今後については、目的に沿った活用ができるように、市民の皆さんに還元できるように制度、しっかりとさせていただきたいと思っております。

手話条例につきましては、今、市の責務、これが一番重要じゃないでしょうか。この制度を使ってこのまちをどういうふうにしていきたいのかと、これを示していくのが新庄市の役割です、新庄市の責務です。それが努力義務であるのであれば、この条例、何のために制定するのか、全く意味が分かりません。条例をつくるということは、今後、計画ができてきます。計画ができるということは財政の裏づけが必要になってきます。それを努力義務だけで終わらせるのであれば条例の制定、何のために条例を制定するんでしょう。そのところをもう一度伺いたいと思っております。

小松 孝副市長 議長、小松 孝。

高橋富美子議長 副市長小松 孝さん。

小松 孝副市長 市の責務の部分ですけれども、この条例というのは、市としても、市全体としてもこういう社会をつかっていきたいと、共生社会をつかっていきたいという意思を持って市の執行部として条例を出したということが、まさに市の意思を明確にしたものだというふうに感じております。

そして、この条例を御可決いただいた後は、この趣旨にのっとって市として対応していくという考えでございますので、よろしく願いいたします。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 条例を制定したのが新庄市の意志、ニュース報道にもありましたのでそれは分かりますけれども、ならばより強く責務を明確にして、そして、財源を確保していくということも明確にして強い新庄市の意志を条例の中で示していくべきであると思います。

これから産業厚生の方で審議されていくと思いますが、これを、例えば意見書をつけて文言を見直していくというか、そういったこともできるのではないだろうかと思っているところですが、市民の皆さんがパブリックコメントで意見があろうがなかろうが、市報でこういう条例を検討しております、皆さんの御意見をお聞かせください。そういった一歩自体で、もう広められる、ああ、新庄市はそういう方向でいくんだということを示せる機会だったのではないのでしょうか。それをこの場だけで、狭いところの中だけで進めていこうとしたら広まりませんよね。そうしたら、誰が使うんですか、この条例をとということになって、非常に疑問に思っておりました。上程されましたけれども、見直しについてはまだ可能なのではないかと思っているんですが、いかがでしょうか。

小松 孝副市長 議長、小松 孝。

高橋富美子議長 副市長小松 孝さん。

小松 孝副市長 このような形で議会のほうに条例案としてお示ししておりますので、市としてはこの条例で進めていきたいというふうに考えております。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

日程第13議案の各常任委員会付託

高橋富美子議長 日程第13議案の各常任委員会付託を行います。

議案の委員会付託につきましては、お手元に配付してあります付託案件表によりそれぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。

令和3年12月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
総務文教常任委員会 議案（7件）	○議案第61号押印を求める手続等の見直しのための関係条例の整備に関する条例について

付託委員会名	件名
	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第62号新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について ○議案第63号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について ○議案第64号新庄市市税条例の一部を改正する条例について ○議案第65号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について ○議案第66号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について ○議案第67号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定について
産業厚生常任委員会 議案（3件）	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第68号新庄市交通災害共済条例の廃止等に関する条例について ○議案第69号新庄市手話言語条例について ○議案第70号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案4件一括上程

高橋富美子議長 日程第14議案第57号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第7号）から日程第17議案第60号令和3年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算4件につきまして、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第57号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第7号）から議案第60号令和3年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算4件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第57号から議案第60号までの

令和3年度新庄市一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第57号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ7億9,774万6,000円を追加し、補正後の予算総額を213億613万9,000円とするものであります。

このたびの補正予算につきましては、全体を通して事業の確定に伴う事業費の整理を行うとともに、新型コロナ対策費を含むその他必要な補正を行っております。

5ページの第2表におきましては、住民票等のコンビニ交付や中部保育所の建設に係る設計業務委託などの債務負担行為の追加を、また6ページ、第3表におきましては、地方道路等整備事業債や道路長寿命化事業債などの起債の変更を行っております。

9ページからの歳入では、11款地方交付税のうち、普通交付税の増額補正や15款国庫支出金では、障害者自立支援給付費の歳出の増に対応

した障害者自立支援給付費負担金や地方創生臨時交付金を増額補正しております。

また、16款県支出金には、国庫支出金と同様の障害者自立支援給付費負担金や県の事業として実施いたします出産支援給付事業費補助金を新たに計上しております。

18款寄附金では、ふるさと納税寄附金についてこれまでの実績や年末の駆け込み寄附の過去の推移から今後の見込額を推計し、2億円の増額補正をしております。

13ページからの歳出予算の主な補正内容について御説明申し上げます。

2款総務費には歳入でも申しあげましたふるさと納税事業費を増額計上しております。

3款民生費には障害者自立支援給付事業費や県事業として実施いたします出産支援給付金給付事業費を計上しております。

また、4款衛生費には新型コロナウイルスワクチン接種事業費について3回目接種に要する費用を増額補正しております。

19ページ、6款水田農業対策費には令和3年産米の米価下落に対する支援策として、新庄産米生産応援事業費補助金や7款の新型コロナウイルス対策費には、新たな経済対策といたしまして小規模事業者事業継続支援給付金を計上しております。

22ページ、8款土木費には道路の除排雪業務費を増額補正しております。

23ページからの10款教育費では、G I G Aスクール関連といたしましてタブレット端末の持ち帰りに対応したフィルタリングソフト設定業務委託料をそれぞれ計上しております。

また、5項9目の雪の里情報館費には雪の里情報館の土地購入費を計上しております。

続きまして、27ページからの議案第58号国民健康保険事業特別会計補正予算及び議案第59号介護保険事業特別会計補正予算の2特別会計補正予算について、また議案第60号水道事業会計

補正予算につきましても、今年度のそれぞれの事業の執行に必要な予算の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては財政課長及び上下水道課長に説明させますので、御審議いただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

(荒澤精也財政課長登壇)

荒澤精也財政課長 それでは、議案第57号一般会計補正予算(第7号)について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ7億9,774万6,000円を追加し、補正後の総額は213億613万9,000円となります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思います。

次に、5ページをお開きください。

第2表では債務負担行為補正の追加を行っておりますが、住民票等のコンビニ交付システムの構築業務委託及び中部保育所の建設に係る基本実施設計業務委託につきましては、早期に事業を着手するため設定するものでございます。

また、令和3年産米の米価下落対策及び霜・ひょう被害対策に係る利子補給についても追加設定を行うものでございます。

次に、6ページ、第3表地方債補正でありますが、地方道路等整備事業債や道路長寿命化事業債、その他の起債の事業費の変更などに伴う補正を行っております。

続きまして、9ページからの歳入について御説明いたします。

初めに、11款地方交付税でございますが、このたびの補正の財源といたしまして普通交付税を今年度の確定値で全額計上しております。

15款国庫支出金でございますが、1項1目の民生費国庫負担金では、障害者自立支援給付費の増額に対応した歳入の増額分として障害者自立支援給付費負担金やまた1項2目の衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を増額補正しております。

また、2項1目の総務費国庫補助金では、地方創生臨時交付金の令和2年度繰越分の増額補正や3目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を増額補正しております。

10ページからの16款県支出金でございますが、国庫支出金と同様の障害者自立支援給付費負担金や県事業として実施いたします出産支援給付事業費補助金を新たに計上しております。

次に、11ページの18款寄附金でございますが、ふるさと納税寄附金について、これまでの実績から今後の見込額を推計いたしまして2億円の増額補正を行っております。

20款の繰越金につきましては、普通交付税と同様にこのたびの補正予算に充てる一般財源といたしまして前年度繰越金2億2,764万3,000円を補正しております。

続きまして、13ページからの歳出について御説明申し上げます。

初めに、全体を通しまして職員給与費の実績に基づく補正及び最上広域市町村圏事務組合分担金の変更に伴う補正を行っております。

2款1項7目企画費には、歳入でも申しあげましたふるさと納税事業費2億円を増額補正しております。このうち、まちづくり応援基金積立金は、8,769万円増額いたしまして今年度の積立金予算総額は5億9,940万円となります。

続きまして、15ページ、3款民生費でございますが、1項4目障害者自立支援費の障害者自立支援給付費事業費9,255万1,000円について今後の不足見込み分を増額補正しております。

また、16ページ、2項1目児童福祉総務費の出産支援給付金給付事業費1,210万円につつま

しては、平均的な出産費用と出産育児一時金との差額相当額の一部を給付するもので、全額県費により実施するものでございます。

17ページ、3項2目生活保護事業費の国返還金でございますが、このたびの補正予算におきましては、全体を通して令和2年度に行った事業の精算に伴う国県返還金を予算化しておりますが、特に生活保護事業費の返還額につきましては多額となっているものでございます。

4款1項1目の新型コロナウイルスワクチン接種事業費8,391万円につきましては、これまでの事業費の精査を行うとともに、3回目接種の今年度実施分に係る費用を増額補正するものでございます。

18ページ、6款1項3目農業振興費では、コロナ禍により中止となりました新庄そばまつり及び全国ねぎサミットに係る負担金を減額補正しております。

また、19ページ、1項4目畜産業費の畜産経営競争力強化支援事業費補助金につきましては、事業実施主体の法人が来年度に事業を延期することになったため、減額補正するものでございます。

1項6目水田農業対策費の新庄産米生産応援事業費補助金3,900万円につきましては、令和3年産米の米価下落に対する支援策でございますが、次期作の種子購入代金相当額として10アール当たり2,000円の助成を行うものでございます。

20ページ、7款1項3目観光費の観光地域づくり推進事業費の減につきましては、地域おこし協力隊の今年度の採用が見込めないことから減額するものでございます。

7款1項5目の新型コロナウイルス対策費につきましては、今年度の経済対策として実施しております新型コロナウイルス感染拡大影響事業者緊急支援給付金及び地域経済活性化商品券発行事業委託料について、精算に伴う減額補正

するとともに、新たな経済対策として小規模事業者事業継続支援給付金を予算化するものでございます。これにつきましては、これまでの様々な支援策において対象となっていなかった小規模事業者であっても、一定程度の減収が見込まれる場合には給付の対象とするものでございまして、9,400万円の予算を見込んでいるものでございます。

次に、21ページ、8款5項1目定住促進住宅改善事業費の工事請負費の減額につきましては、国庫補助金の内示額が著しく低かったことから、今年度の事業実施を見送るため減額するものでございます。

22ページ、8款6項1目の除排雪費3億5,476万7,000円につきましては、道路の除排雪業務に係る委託料及び借上げ料について増額補正してございます。

また、2目の雪総合対策費では、事業費の確定や国庫補助金の内示に伴う減額を行っております。

23ページ、10款1項の教育総務費に計上しております県若者定着奨学金返還支援事業出捐金374万4,000円の減につきましては、今年度、県において基金積立金の不用額を充当して対応するとなったことから、減額するものでございます。

同じく、教育費の2項、3項、4項の小中義務教育学校費におきましては、それぞれのコンピューター教育振興事業費にGIGAスクール関連といたしましてタブレット端末の持ち帰りに対応したフィルタリングソフト設定業務委託料を計上してございます。

また、25ページの明倫学園開校準備事業費につきましては、精算に伴う減額補正を行っております。

最後に、5項9目の雪の里情報館費でございますが、用地の借上げをしている部分を新たに購入するための土地購入費3,480万円を計上

しております。

以上で一般会計を終わりました特別会計に入らせていただきます。

27ページを御覧ください。

議案第58号国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ2億8,459万8,000円を追加し、補正後の予算総額を33億8,090万円とするものでございます。

30ページを御覧ください。

歳入は3款に保険給付費等普通交付金を増額補正しております。

31ページの歳出では、2款1項及び2項において、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費をそれぞれ増額するなど、執行状況に合わせた補正を行っております。

続きまして、33ページを御覧ください。

議案第59号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,631万円を追加し、補正後の予算総額を38億4,277万5,000円とするものでございます。

内容といたしましては、40ページからの歳出にありますとおり、事業の執行に必要な経費や令和2年度国庫負担金の精算に伴う返還金などの補正を行うとともに、歳入につきましても歳出の補正に合わせた財源補正を行うものでございます。

以上で一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。

御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

高橋富美子議長 上下水道課長矢作宏幸さん。

（矢作宏幸上下水道課長登壇）

矢作宏幸上下水道課長 それでは私から、水道事業会計補正、御説明させていただきます。

議案第60号令和3年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては別冊の令和3年度新庄市水道事業会計補正予算書（12月）によ

り御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

午前11時32分 散会

第2条、収益的支出の補正であります。第1款水道事業費用を500万1,000円増額し、計10億7,781万円とします。これは指首野低区高区圧力調整弁及び水道管の漏水修理に要する修繕費と、コンビニ、スマホ収納の導入に係る委託料を増額するものであります。

なお、2ページには補正予算の実施計画を記載しておりますので、後ほど御確認いただきまして説明は省略させていただきます。

以上、議案第60号令和3年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第60号までの補正予算4件については、委員会への付託を省略し、12月14日火曜日、定例会最終日の本会議において審議をいたします。

散 会

高橋富美子議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

12月6日月曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

大変に御苦労さまでした。

令和3年12月定例会会議録（第2号）

令和3年12月6日 月曜日 午前10時00分開議
 議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	新田道尋	議員	4番	八湊長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	17番	佐藤卓也	議員
18番	小野周一	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ	高齢者福祉 推進室長	大江周
子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子	健康課長	山科雅寛
農林課長	三浦重実	商工観光課長	柏倉敏彦
都市整備課長	長沢祐二	上下水道課長	矢作宏幸
会計管理者 兼会計課長	荒田明子	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	平向真也	学校教育課長	高橋昭一
社会教育課長	渡辺政紀	監査委員	大場隆司

監事	査務	委員	局長	津藤隆浩	選挙管理委員会	会長	武田清治
選挙	管理	委員	会長	小関紀夫	農業委員会	会長	浅沼玲子
農事	業務	委員	会長	横山浩			

事務局出席者職氏名

局	長	武田信也	総務	主査	叶内敏彦
主	任	庭崎佳子	主	任	小松真子

議事日程（第2号）

令和3年12月6日 月曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1番	山科春美	議員
2番	小嶋富弥	議員
3番	小野周一	議員
4番	押切明弘	議員
5番	庄司里香	議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

令和3年12月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	山 科 春 美	1. 新中部保育所の整備計画について 2. 生涯学習施設のICTの環境整備について	市 長 教 育 長
2	小 嶋 富 弥	1. 奥羽本線太田踏切について 2. 行政のデジタル化は 3. 新型コロナウイルスワクチン接種について	市 長
3	小 野 周 一	1. 農業政策について 2. 教育環境について 3. 土地利用について	市 長 教 育 長
4	押 切 明 弘	1. 小、中学校生徒数のバランスのとれた学区割りと統合 について	市 長 教 育 長
5	庄 司 里 香	1. 各種申請手続き等の利便性の向上について 2. 災害に備え、今、できることについて 3. 暮らしやすい新庄市にするための雪対策について 4. 若者が新庄市で学び働くために 5. 道の駅制度を活用したエコロジーガーデンの整備につ いて 6. 市内の放課後児童クラブについて	市 長

開 議

高橋富美子議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

高橋富美子議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は10名です。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

なお、マスクはつけたままをお願いいたします。

本日の質問者は5名です。

山科春美議員の質問

高橋富美子議長 それでは最初に、山科春美さん。

（7番山科春美議員登壇）

7番（山科春美議員） おはようございます。

12月定例会、1番目に質問させていただきま。議員番号7番、起新の会の山科春美でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従ひ、質問をさせていただきます。

初めに、新中部保育所の整備計画について質

問いたします。

新庄市の中心にある中部保育所は、昭和56年から現在に至るまでの39年間、地元の新庄小学校区の児童たちや、また近隣の学区の子供たちの幼児期の保育の中心地として長年地域に愛されてきました。

先般、新中部保育所（仮称）整備基本計画案において、老朽化した中部保育所を最上公園内の一角に新設し、公設公営の保育所として、市が抱える保育の様々な課題を解決するために、令和6年度開所の具体的な方向性が示されました。また、最上公園内に建設されることや、新庄市歴史的風致維持向上計画が令和4年度に策定されることを受け、新庄城址周辺の環境や風情などの景観に配慮した施設を目指すということも示されました。

そこで質問なんですが、11月9日の全員協議会で、ほかの議員の質問に対しまして「木造との比較はしていない」ということでしたけれども、RC（鉄筋コンクリート）と木造のそれぞれのメリット・デメリットをお伺ひいたします。

2つ目として、国からの補助金がないということで、ある程度建設に対して自由が利くと思われま。すが、プロポーザルでなくてもいいのではありませんでしょうか。また、地元の設計士でもいいのではありませんでしょうか。また、木材の産地でもある新庄を生かした建物を地元の木材も使用し建設できるのではありませんでしょうか。

なお、プロポーザル方式というのは、新しい中部保育所を建設するときに、建設を委託する側の新庄市から、こういう考えの下、こういう保育所を造ってほしいという提案がなされたものに対して、複数の会社に新しい中部保育所がどういう建物にしていくかの比較を提案してもらい、その中から優れた提案を行った会社を選んでいくというやり方のことをプロポーザル方式といいます。

そして、3つ目として、最上公園内であり、

文教地区でもあり、また城下町の中心で、さらに歴史まちづくりにふさわしい場所に新しい保育所が建つということで、しっかりと建物のコンセプトを立てて造ってもらいたいと思います。温かみのある木質の建物を希望しますが、いかがでしょうか。

それでは、2つ目の質問です。

生涯学習施設のICTの環境整備についてということで質問させていただきます。

令和3年の6月議会にて先輩議員の小嶋議員が行政サービスの向上の一つとしてデジタル化の推進をどのように進めるかについてお聞きされていきました。その答弁の中で、デジタル庁が国にでき、市でも効率化を図っている、例えば施設の申請や水道の開栓とか、引っ越してきた方がネットで予約などができるのではないかとか、そういったことを検討しながら、一人一人が利便性をもって、こななければいけない仕事、こななくてもいい仕事を一つ一つ突き詰めながら、便利な市の行政になっていけたらいいと思っておりますとおっしゃっておいりました。

そこで、生涯学習のICTの環境整備についてということで、デジタル化の進展によって生涯学習施設のICT環境の整備の現在の進捗状況についてお伺いいたします。

1つ目は、市内の生涯学習施設は、会議等で貸し館の機能を持っています。最近のデジタル化の進歩によってタブレットを使用した会議もあると思いますが、施設内全てにWi-Fi等の通信環境が整っていないようですが、改善してほしいという市民の声はありませんでしょうか。

2つ目として、施設の予約に関して、書面での申請が多いと思いますが、デジタル化で簡単に申請もできるとよいと思われれます。市の予約システムの導入についてはどのようにお考えでしょうか。

なお、12月1日から生涯学習施設の仮予約申請が始まったということも聞いておりますけれ

ども、施設の利用率を高めるために予約申請の方法について改善する必要があると考えておりますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、山科市議の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、新中部保育所の整備計画についての御質問であります。これまで子ども・子育て会議や民間立教育・保育施設長との意見交換会を開催しながら議員の皆様より御意見を頂戴し、8月に新庄市公立保育所整備計画として策定し、この計画を踏まえた新たな中部保育所の整備の基本となる新中部保育所（仮称）整備基本計画案について、全員協議会で御説明申し上げたところであります。

最初の御質問のRC造とした場合の一般的なメリットですが、耐震性、耐火性、遮音性、気密性に優れていることなどが挙げられます。デメリットといたしましては、建築コストが高いこと、構造自体の熱伝導率が高いことで外気温の影響を受けやすいこと、気密性が高い反面、内部結露やかびの対策が必要なことなどであり

ます。木造のメリットといたしましては、建築コストが低いこと、熱伝導率が低いため、冬場の外の冷気や夏の熱気を遮断し、比較的快適な室温を保つことができること、加工性が高いため、修繕、リフォームがしやすいこと、木の温かみ、香りが安らぎや心地よさをもたらすことなどが挙げられます。デメリットといたしましては、RC造と比べ耐震性、耐火性が低いこと、大空間をつくる場合に制限が生じること、木材自体の収縮があるため、対策や定期的な点検が必要などが挙げられます。

また、現在は建築用木材の供給が需要に追いつかないことに起因して木材が高騰しており、木材を確保できないことから工期が大きく延びるなどの影響が出ております。

続いて、新たな中部保育所の設計業務委託の発注方式についての御質問であります。発注方式については今後決定するところではございますが、官公庁施設の設計業務においては、建築審議会の答申の中で、官公庁施設は国民固有の資産として質の高さが求められることから、その設計業務を委託しようとする場合は、設計料の多寡のみによる選定方法によって設計者を選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験などを適正に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要であるとの考え方が示されております。

今回の設計業務発注においては、これまでの義務教育学校の設計業務委託発注の例に倣い、公募型プロポーザル方式により提案を求め、この業務に最も適した設計業務候補者を選定したいと考えているところであります。

また、御質問にございましたように、市内設計事業者の育成目的も含め、新庄市内に本社または営業所などを有することとした条件を付すなど、参加申込者の資格要件を設定したいと考えております。

続いて、新たな中部保育所の整備に関する御質問についてでございますが、新たな中部保育所の整備については、さきの全員協議会において議員の皆様から木造での建築についての御意見等をいただいたところであります。また、基本的な考え方の中で、環境に優しい施設整備を掲げ、SDGsの要素を取り入れ、省資源、省エネルギーなどで、できる限り環境に優しい施設整備を目指すとし、歴史的風致維持向上計画との関わりでは、新庄城址周辺の環境や風情などの景観に配慮した施設を目指すいたしました。

さらに、新庄市歴史的風致維持向上計画推進

協議会の会長である工学院大学理事長の後藤先生からは「新たな保育所の整備に関して、お城の周辺にふさわしく、かつ環境に配慮した、地域産材を使った木造がよいと思います」とのアドバイスをいただいたところであります。

以上のことを踏まえ、新たな中部保育所につきましては、周辺環境にマッチした、ぬくもりと安らぎのある施設となるよう可能な限り木造化を図る方向で検討してまいりたいと考えております。

次に、生涯学習施設のICTの環境整備についての御質問にお答えいたします。

施設のWi-Fi等の整備については、貸し館機能を有している施設では利用者よりWi-Fi設備の要望があることは認識しております。コロナ禍によりオンライン会議等が増えておりますが、現在施設においてオンライン会議を行う際は一部施設を除いて利用者の方より各自ネットワーク回線を準備していただき、利用していただいております。

今後、新型コロナウイルス感染症の拡大が一定程度収束した後もオンライン会議等は継続されると考えられます。生涯学習の観点からも、利用者の利便性を向上させるために環境整備は喫緊の課題と捉えていますので、まず貸し館に関して、オンライン会議、イベントに対応するための整備として可搬式のネットワーク機器の貸出しなど、利用者のニーズに合った方策を検討し整備していきたいと考えております。

続きまして、施設予約システムにつきましては、12月1日から県のシステムであるやまがたe申請を活用しウェブ予約を試行しております。この予約システムにつきましては、現時点ではあくまでも仮予約となり、利用者はいつでもどこからでも施設の仮押さえが可能になりますが、申請書の提出や使用料の支払いに関してはこれまでどおり直接施設で行っていただく必要があります。

今後、システムを運用しながら課題等を整理して、時代の流れに合わせて一層充実を図り、今後も利用者の利便性を向上させ、利用率の向上につなげていきたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） 木材で中部保育所を造る、なるべく可能な限り木造でやっていくということで、工学院大学の後藤先生の御指導も受けてということの前向きな答えをいただき、ありがとうございます。

RC（鉄筋コンクリート）と木造の違いということで教えていただきましたけれども、木造もなかなか木材が入りにくいというお話もいただきましたけれども、ぜひ探していただきまして、コストも低い、また冬場の冷気もなかなか入ってこないという話でありますので、またリフォームもしやすいということですので、そのようにお願いしたいなと思っております。

プロポーザルの件で、地元の会社に設定してやるつもりでありますというお話もいただきましたけれども、ほかの設計会社にただお願いするということで進むだけではなくて、積極的に市で設計とか建設にも関わってやっていただきたいなと思っております。

プロポーザルで受注した会社を選ぶんですけれども、そこで重視したいことというのは何なのでしょう。また、木材の産地である新庄を生かした建物を造っていただきたいと思っておりますけれども、会派で福田山工業団地内にある協和木材の工場を視察させていただきましたけれども、集成材を作っている過程で、木材を粗削りし、表面にぎざぎざをつけてしっかりと接着をして強固な集成材を作っている作業工程を見学してまいりました。地場産業の育成も含めまして、地元の会社で耐火性や強度の強い集成材も製造しておりますけれども、そういった木材も使用

できるのではないのでしょうか。市の税金を使って、市の業者の方で、地元業者が誇りを持って保育所を建設していただけるようにしていただきたいと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 それでは、私からお答えさせていただきます。

初めのプロポーザル方式ということで重視したいことという御質問でございますけれども、プロポーザル方式につきましては、庁内の検討委員会でどういった業者の選定を行ったらいいかということをもまず決定してからということになりますけれども、その後プロポーザルということになればプロポーザルでの考えを進めていくということになります。そこで、プロポーザル審査委員会を立ち上げて、その中で公募の要領ですとか仕様書等を示しまして、業者に公募についていろいろお示しして応募していただくという段取りとなるところです。

その要領の中に様々な項目を載せることになるかと思っております。現時点では、まず考え方として、皆様にお示ししました公立保育所整備計画、それから新中部保育所の案として先日お示しました基本計画等をお示して、市の考え方を理解していただきます。さらに、第2期の子ども・子育て支援事業計画等も併せてお見せしまして、こちらで市全体の保育所の考え方を示すつもりでございます。特に、新中部保育所の基本計画の中で基本的な考え方として8つの項目を挙げておりますけれども、そういったところを中心として重点的に保育所については構想していただきたいということをお願いすることになるかと思っております。

続いて、木材についてですけれども、こちら

につきましてはやはり地域の木材をできる限り利用するというので、プロポーザルによって選定された業者とも相談をしながら進めてまいりたいと思っています。以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） ぜひ、庁内の検討委員会ははじめ審査委員会とかいろいろあるということでしたけれども、市の考え方をしっかり伝えていただきまして、よいものを造っていただけたらと思います。

さっき課長がおっしゃったところなんですけれども、新中部保育所（仮称）整備基本計画案の中で整備の基本的な考え方のところなんですけれども、多くの人の利用に配慮した優しい施設の整備とか地域に開かれた保育所、都市公園との関わり、歴史的風致維持向上計画との関わりも両立した施設整備を目指していますけれども、その具体的な内容をお聞かせください。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 以前お示ししました整備計画の8つの項目でございますけれども、具体的にということになりますと、やはり子供たちにとって一番は安全で安心な建物であるということ、その中で生活することになりますので、よりよい環境の中で保育を続けられるといったような建物であるということ、それから歴史的風致、それから都市公園の中に建てられる建物ということですので、先ほど市長答弁にもありましたように、やはり風情ですとかそういったところも配慮して、また今後まちづくりの中でどのような位置を示しているかということもございますので、そうした外観等のところにも配慮した建物と考えているところなんです。以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） 何より子供たちにとっての安全安心が一番大事だと思いますので、よりよい環境をつくるべく頑張っていただきたいと思っています。

その基本的な考え方の中に、地域に開かれた保育所を目指すということで、地域の結びつきを強め、地域全体で子供を育てる醸成を図るのがそのところの内容に書かれてありますけれども、建設予定地は子供から大人まで集まる都市公園の中にあつて、多くの子育て家庭でにぎわうとともに、多様な地域の人に関わる地域活動の拠点としての機能も果たしていると思います。近くに老人福祉センターがあつたり、また中学校、高校もあります。幼少期のときこそ、自分の親以外の大人を知る経験というものは非常に貴重だと思いますが、多世代交流というのも行っていくなどという考えはありますでしょうか。

新潟県の長岡市で、市の都市公園内に保育所があるんですけれども、近くの中学校の方が来て、赤ちゃんや子供たちに触れ合う体験をさせているというところもあつたり、また子育て支援の場が一つの大きなコミュニケーションになっているというところもあるようです。

小中学生の頃から赤ちゃんに触れられる機会はとても大事だと思いますけれども、また高齢者にとっても今までの自分の経験を伝えられるし、若いお母さん方も気になることがあれば相談ができるし、会話を通じて元気になれるところもあると思います。親にとっては多少気が休まる場所だと思いますけれども、公園と併設しているということで、そういった何か考えがありますかでしょうか。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長

西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 公園の中の保育所ということで、地域との関わりは非常に大きくなっていくだろうと思います。具体的には今後検討していくということになるかと思いますが、セキュリティ等も考えながら、例えば保育所での行事を一緒に行っていくとか、それから保育所内のおむつ替えとか授乳できるようなスペースを使っていたりできるようなことができるようにすることですとか、そういったところが考えられるかと思いますが、基本設計、実施設計等を考えていく過程の中でそういったところも盛り込めるようであれば盛り込むような形を取りたいと思っています。以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） いろいろ検討していただきまして、地域ぐるみで子育ての支援と公園の魅力向上の両立を図っていただけたらと思います。

歴史まちづくりについてのアンケートの結果が市のホームページに掲載されておりまして、問い4番で「新庄市の歴史的な建造物や祭礼などの伝統的な行事が減少していくことをどのようにお考えですか」という質問に対して、「とても気になる」「やや気になる」と回答した割合が79.2%ということで記載されていました。また、歴史的な地域資源を生かしたまちづくりを行うことをどのようにお考えですかということで、そういうことをすることによってまちへの誇りと愛着が醸成される、まちの魅力が向上する、そういった積極的な考えもございました。市民ニーズとしても、景観を生かした歴史まちづくりへの興味も大きいのではないかと思います。

実際に保育に携わる保育士の皆さんの意見、また保護者の意見も十分に尊重しながら、また

市として、最上公園内にある公設公営の保育所ということで、地域ぐるみでの子育て支援と公園の魅力向上とか歴史まちづくりにかなった、木材使用の温かい建造物を造っていただきたいなと思います。

先日、お隣の金山町に認定こども園のめぐたまがありますけれども、視察させていただきました。2017年7月に開園した保育施設でしたが、建物は金山杉のオール無垢材で建設された建物でした。木の香りが何とも言えず、断熱効果にも優れた設計を行っているため、園内を子供がはだしで歩いているんですね。それがとてもすごく印象的でした。木の遊具もあって、子供たちが木のぬくもりの中で元気よく遊んでいる様子が印象的でした。外もそうなんですけれども、保育をされる方々、また子供たちにとって使い勝手がいいというか、使いやすい、そういったものが本当に一番ありがたいと園長先生もおっしゃってございましたけれども、ぜひそういう温かみのある木材での建物を希望させていただきます。

一部鉄骨、あと大体木材ということなんですけれども、木材の平均寿命が年々上がってきているということで、50年から70年以上あるという統計も出ております。公設公営での最後のとりでになるんじゃないかと思われる中部保育所建設なんですけれども、初期投資も大切で、どうせお金がかかるなら木造建築で、城下町の師弟が通う藩校のようなイメージでもいいし、新庄らしさを前面に出したものを手がけてほしいと考えておりますけれども、いかがでしょうか、外観的に。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 公園内の建設ということで、子供たちにとっても新

庄市の歴史に触れるいい場所であると考えているところ。そのことによって郷土愛ですかそういったところの気持ちが醸成されるというか、そういったところもあるのかなと考えているところ。

今後、そういったところも含め、木材を使うということで、より優しい木のぬくもりを感じられるような建物ということで、建設に向かって努力してまいりたいと思っています。以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） 先日、市民プラザで地元の商工会3団体による新庄もがみのランドマーク検討協議会のシンポジウムがあって、深刻な人口減少に直面する現状を踏まえ、ランドマークになる道の駅の整備は最上8市町村が一つになって取り組まなければいけない課題であるといったことで、様々な意見が出されました。

その中で、この地域の観光客数に触れる部分があって、新庄最上地域の1年間の観光客数が県全体の5.6%にすぎないということを知りました。他の地域よりも新庄最上地域に観光で訪れる方が少ないと聞き、これは何とかできないものだろうかと思わせていただきました。

いろいろな話が出たんですけど、最後の講師の方の言葉がすごく心に残ったんですが、「自分たちはこの地域をどうしたいのか。この地域の未来をどうしていくのか。この地域を何とかしたいという熱い思いがないと何もできない」という言葉が印象的でした。

今後、新庄市歴史的風致向上計画の下、新たなまちづくりが行われていくと思いますが、市民の皆様と共に熱い思いを語り合いながらまちづくりを行うことが大切だと思います。その中で、今後新庄市に訪れる方が新庄の人たちの熱い郷土愛に触れて感動していただきまして、リピート客を増やし、関係人口、定住人口、交流

人口等を増やしていけたらと思います。

歴史まちづくりの中心部にある公設公営の保育所、保育料無料化であるならば、お金を払ってでも入りたいと言われるような保育所にしていただきたいなと思います。実際に保育に携わる保育士の皆様方の意見、保護者の意見、本当に、先ほども言いましたけれども、十分に尊重しながら、最上公園内という環境を生かして、自然環境豊かな新庄市の子供たちが木造のぬくもりのある保育所で学ばれることを望まさせていただきます。

いつも市長が「長い目で文化のない建物は長続きしない」とおっしゃっておりますけれども、ぜひ市長のお考えもお伺いしたいです。よろしくお願いします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

山尾順紀市長 大変貴重な御意見ありがとうございます。

建物は造ればいいということではなくて、そこに愛着があるとか歴史が保存されているとか、そういうことがとても大事だろうと常日頃思っております。私たちの未来は過去の歴史の中から掘り出せという言葉があります。そういう意味で、過去の歴史の中に私たちが生きていくための将来の縮図が詰まっているんだろうと。

今回、歴史まち文化保存事業を後藤先生の下に、それが理念がかなって、市民の多くの皆さんが新庄市というものの原点に戻って将来どうあるべきかということを考えるきっかけになれば大変ありがたいなと。そういう意味での建物の持つ意味合いというのも大変大きいと思っておりますので、今後とも文化というものを基本にしながら建物も考えていきたいと思っております。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） ありがとうございます。

ぜひ計画が予定どおりいくように、私たちも注視しながら応援させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、生涯学習施設のICTの環境整備についてのところなんですけれども、11月14日の山新に掲載されてあったんですけれども、帝国データバンク山形支店がまとめた企業の働き方改革に関する意識調査によると、新型コロナウイルスを背景にしてオンライン会議を導入した県内企業の割合は約50%になったという記事が載っております。県内企業の半分がオンライン会議を導入しているということで、そういう時代になったのだなと驚かされたところなんですけれども。

私も先日、県が主催する支え合いの地域づくり担い手養成講座というのがありまして、ちょっと学んでみたいなと思ひまして受講したところ、その一環として「ゆめりあでチャレンジ、いきいき笑顔で健康体操、新庄、三川、庄内オンラインでつながろう」というイベントに参加いたしました。新庄と庄内と三川町をオンラインでつないで、百歳体操をしたり、またオンラインで会話を楽しんだりして、楽しい集いとなりました。コロナ禍において1か所に人が集まれることもなくなっているところもあるんですが、オンラインを通して本当に遠くの方との会話も楽しめ、絆を深めることもできるんだなと思わせていただきました。

市内の生涯学習施設においても、Wi-Fi環境が整うことによって施設内をオンラインで結んで、会議とか研修とか、例えば敬老会とかカラオケ大会とか、様々絆が深まる行事もできるのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

一つすごくびっくりしたのが、山形の方とか庄内の方々が「新庄のゆめりあにはWi-Fi環境があるよね」とかってそういった情報を知っていて、そういうWi-Fi環境がある施設

というのはそんなに多くなくて、あそこならできるよねみたいな形で知っているということをびっくりしたんですが、それだけそういうWi-Fi環境がある施設というのが関心があることなんだなと思いました。そういったところを質問させていただきます。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

高橋富美子議長 社会教育課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀社会教育課長 施設におけるWi-Fi状況ということで、Wi-Fiの設置状況でございすけれども、生涯学習施設においては、以前、事務所の近くにおいてのWi-Fiなどは使うことができるような状況になっておりますけれども、各お部屋で利用者の方々がWi-Fiを使うことはできないような状況になっておりまして、先ほどの市長答弁の中にもありましたけれども、今後施設でそういうフリーWi-Fiなども含めまして使うことができるようなことができないかと、来年度に向けていろいろ検討している状況でございす。

7番(山科春美議員) 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7番(山科春美議員) いろいろな絆が深まるようなそういったこともいろいろ考え出されると思いますので、ぜひ検討していただけるとありがたいです。

また、自治体がWi-Fiを導入する目的として、他の自治体とかでは観光、防災減災、住民サービスの向上などのためにWi-Fiを導入する、検討するというのもございすけれども、観光で言えば、自治体が無料のWi-Fiを導入することで観光客の増加を見込めるということで、訪日外国人にとって日本観光における大きな障害の一つが無料Wi-Fiの整備が進んでいないことであるというデータも存在するということです。無料Wi-Fiの提供は外国人観光客が快適な時間を過ごすための一助になるということです。

聞いた話なんですけど、ふるさと歴史センターで外国人の方が写真を撮って、すぐに友達にその写真を送りたいけれども、Wi-Fiがなくて送れなくてと担当者の方が言われたみたいな話もありますけれども、これから歴史まちづくりで、コロナも終息して人が多くなってくる場合とか、そういった観光におけるWi-Fiというの必要であるかと思えます。

また、近年、本当にいろいろな災害も多くなっているんですけども、災害の詳細、状況を把握できると同時に、電話がつかなくなったりしたときでもそういったWi-Fi環境があればインターネットを介して情報を提供するといったこともございますので、ぜひ御検討していただけたらと思います。

仮予約システムについてなんですけれども、12月1日より施設の仮予約が可能になったということで、これまでは施設の空き状況の紹介のみだったということだったんですが、早速、ホームページにあったので私もやってみたんなんですけれども、予約したい場所、時間とか、時間を自分で選べて、自分の好きな時間に仮予約できるというのはとてもいいことだなと思いました。本予約まで行ったら申請書の記入や支払いは施設に行ってやらなければいけないとおっしゃっておりますけれども、さらに申請方法も充実していくと思いますけれども、そちらの今後の方向性についてお聞きいたします。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

高橋富美子議長 社会教育課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀社会教育課長 生涯学習施設におけます施設の予約システムの導入の状況でございます。今現在、議員おっしゃったような形で、仮予約の形で24時間、自分の使いたい施設につきまして空き状況を確認して予約を入れていただくような状況になっています。その後、施設側である程度その仮予約の内容を確認いたしまして、申請の許可というか、予約できましたよという

ことをメールでお伝えして、その後なんですけれども、どうしても申請書とか料金の收受の関係ございますので、利用者の方から一度足を運んでいただくという状況になっております。

今後、利用者の利便性というか、高める中で、申請行為とか料金がどうのという部分についても、先ほど6月の段階でお話しした中で考えていかなければいけないと、できるだけ市民の方が来ないで、利用者の方が来ないでできるものはできるような形で考えていくというのはこれからも進めていきたいと思えます。ただ、これも始まったばかりということで、市でやっとなら進めていく、そういう仮予約も、予約もできるという状況で始まったばかりという状況でございますので、今後その状況を見ながら、必要なことは対応しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

7番(山科春美議員) 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7番(山科春美議員) ぜひ、始まったばかりということなんですけれども、今後申請書の記入とか支払いとかもできればそういったオンラインか何かでできるような方向に進められていくかと思えますので、ぜひそちらの方向に行きますようによろしくお願いたします。本当にスピード感も大事だと思いますので、よろしくお願いたします。

コロナ禍によって人との触れ合う仕事が制限されて以降、デジタル化の動きが官民で加速しておりますけれども、デジタル化を進めることで様々なよい点もあると思えます。ですけれども、やはり人と触れ合う機会が、人と触れ合うことがデジタル化の弱点というか、何というか、そういうのがだんだんなくなっていくのが弱点というところなんですけれども、今後いろいろなところでデジタル化が進んでも、今までと同じように新庄市の温かみのある行政サービスを、今までと同時にデジタル化の推進も含めて行政

サービスもしていただけるようお願いいたします。質問を終わらせていただきます。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時55分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

小嶋富弥議員の質問

高橋富美子議長 次に、小嶋富弥さん。

(15番小嶋富弥議員登壇)

15番(小嶋富弥議員) 御苦労さまです。

12月定例議会一般質問、初日の2番目の質問に立ちます。議席番号15番、起新の会の小嶋富弥であります。

早いもので、今年もコロナ禍中でのオリンピック・パラリンピック等の開催などがありながら師走を迎えました。何かと心せわしく感じますが、心を引き締めまして、今定例議会の一般質問を行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

私の通告発言事項は3点であります。これらは、さきの6月定例議会の質問に関連いたす案件と重なる事項となりますが、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、1つ目は、奥羽本線太田踏切の件についての質問であります。

今年度より本市2校目の施設一体型義務教育校となった明倫学園が開校しました。旧国道13号、現在は一般県道泉田新庄線にかかる踏切の歩道整備がなされてなく、ここを学園の通学路となった旧北辰小の生徒の安全安心で渡れる環境整備改良にとってもこれが大事であり、あわせ

て線路にかかる西側の土側溝改良等につき6月定例議会の一般質問で市の見解を伺いました。そのときいただいた答弁は、前向きな姿勢で道路管理者の山形県に対し改良を強く要望していくとのお話をいただきました。

地域の保護者、児童生徒をはじめ多くの市民は、一日千秋の思いで安全安心に渡れる施設の整備を強く希望しております。そうした多くの皆さんの思いを受けまして、その後の関係者との話合いの協議の進捗についてお伺いいたすものであります。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

次にお伺いいたします事項は、行政のデジタル化についての質問であります。

デジタルの技術は、今人類が生み出した最新の技術と評価されております。地方自治体においてもこの技術を有効に活用し、地域住民の福祉の増進と併せて、働き方改革で市職員の労働条件の改善を図ることも求められており、第2次岸田内閣はデジタル田園都市国家構想の施策を打ち出し、交付金を創設し、都市との格差を是正し、首都圏への一極集中を防ぐための構想であり、岸田内閣の成長戦略の柱に位置づけておるのであります。

私は、市におけるデジタル化につきまして、さきの6月定例議会の一般質問でこれらについてお伺いしました。答弁をいただいた内容は、山形大学と本市でデジタル化推進事業を実施していく予定とし、デジタル化推進委員会を組織し、副市長を委員長とし、全課の課長が委員の体制でデジタル化での課題や見直し、洗い出しをし、総合政策課が先導していくとの内容でありました。

市役所の業務は、憲法に基づく住民のサービスをつなぐ大事な役割を担っておるわけであり、国が進めるデジタル化は、市民の暮らしと権利等の地方自治の根幹に対して関わる重大な問題を含んでおると思います。

そこで、さきの私の定例議会の市におけるデジタル化の一般質問に対する進捗状況についてお聞かせをお願いするものであります。

それでは、次の質問ですが、終息の見えないコロナ感染対策の新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

国では、今後の感染対策に向け、ワクチンの2回接種を終了した人に、原則8か月以上経過した18歳以上で希望した方に3回目のワクチン接種を進め、医療従事者には12月1日から各地でワクチンの接種が始まりました。

市においては、新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設けて今日まで対策を行ってまいりました。本当に御苦労さまと申し上げます。

当市のホームページからのワクチン接種状況についてのデータによりますと、対象人数3万4,222人のうち80%の方が2回目を接種したとあります。

私も6月と7月に山屋セミナーハウスで2回の集団接種を行いました。少し不安な気持ちで臨みましたが、関係者の大変な気配りがあり、何のためらいも感じ得ませんでした。このときの集団接種における多くの市の職員の献身的な働きには心が熱くなりました。心より感謝申し上げます。

さて、今ここにきて新たな変異株への懸念が高まってまいりました。11月24日に南アフリカからWHOに報告のオミクロンという変異株のウイルスの感染であります。下火になったアルファ株やデルタ株に対し、またまた流行の感染拡大が心配されます。

政府は、感染流行の水際対策をしております。間もなく年末年始を迎え、これらの対策が急務となっております。

そこで、私が心配することは、市における3回目の接種についてであります。医療従事者、高齢者施設の入所者、従業者から始め、一般の住民は来年1月下旬から接種券発送、接種開始

は2月の予定を組んでおると思いますが、この時期は何といっても季節的には当地域は一番の厳寒期、降雪の多い時期であり、高齢者等には体力的にも耐え難く、インフルエンザ、風邪など引かないか不安であります。そこで大切なのは、市民のワクチン接種希望者に寒さ対策を図り、安全安心な接種方法はどうか、またスムーズな接種を行うための課題は何なのかをお尋ねするものでございます。

以上が私の発言事項の3点でありますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小嶋市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、JR奥羽本線太田踏切の改良整備の進捗状況についてであります。さきの一般質問を受け、道路管理者である県との協議により7月に実施した市と県並びに警察署が合同で行う通学路点検において太田踏切の現地確認を行いました。このことを踏まえ、児童生徒の安全な通学路の確保に向け、県道の路肩補修の早急な対応と歩道の整備、またJRに対する踏切改良への働きかけの実施に関して、8月に県知事へ要望書を提出したところであります。

この結果、県からは県道敷の路肩補修と歩行者の転落防止について早急に改修を進める旨の連絡があり、現在作業が行われているところでございます。

歩道整備や踏切改良につきましては、用地の確保やJRとの協議など時間を要することが想定されますが、引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、行政のデジタル化についての御質問であります。山形大学とのDX推進に関する連携協定により、今年度は7月27日、9月7日及び10月12日にデジタル化推進計画の作業部会を

対象とした実務職員DX研修会「新庄市デジタルゼミ」を3回実施しております。内容としては、各回座学とワークショップを行い、1回目はデータを活用した庁内の業務効率化について、2回目は地理空間情報を活用した地域課題の可視化、共有の方法について研修し、3回目に研修のまとめとして成果発表を行い、本市における今後のデジタル化について研修したところがあります。

その結果、参加者自身がデジタル化を推進する上での課題を発見する機会となった一方で、もっと多くの職員がDXについての知識を習得することが必要と感じております。

次に、新庄市デジタル化推進計画策定の進捗状況についてですが、現在まで5回の推進委員会と5回の作業部会を開催してきました。内容としては、国で自治体が取り組むべき事項として具体的に示した自治体DX推進計画の中で6つの重点取組事項である自治体情報システムの標準化、共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI、RPAの利用促進、テレワークの推進、そしてセキュリティ対策の徹底を基に検討しております。

また、これらの重点取組事項を着実に推進できるように、今年7月には総務省が自治体DX推進手順書を策定しました。それらの手順書に示された内容も参考にしてデジタル技術を活用し、市民のニーズに合った行政手続等、誰でも便利にサービスを利用できる市民サービスDX、業務改善に有効なデジタル技術を活用することで、職員一人一人が生き生きと働きやすい行政DX、そしてICTを活用して地域の課題解決に向けた連携などの視点から検討しているところであります。

来年度にはマイナンバーカードを活用して住民票をはじめとする各種証明書を全国のコンビニエンスストアなどで取得できるコンビニ交付システムの導入を目指してまいります。また、

各種手数料等のキャッシュレス化の推進にも取り組んでまいります。

最後に、ワクチンの追加接種に関する御質問であります。本市の接種時期及び対象につきましては、国の指示に従い、2回目の接種が完了後、原則8か月以上経過した18歳以上の方とする予定です。具体的には、2回目の接種時期が早かった医療従事者から接種を開始することとし、医療従事者は12月から、高齢者施設などの入所者及び従事者は1月から、一般の高齢者は2月下旬からの接種を予定しております。

次に、接種方式につきましては、現時点では個別接種での対応を予定しておりますが、国からは早ければ2月から5歳から11歳までの1、2回目の接種が始まる可能性があるとの情報があります。したがって、追加接種と5歳から11歳までの接種が重複し、個別接種のみで対応できない期間が発生した場合は、迅速な接種を進めるため、集団接種も視野に入れて検討しております。

なお、本市の追加接種における大きな変更点としまして、1、2回目に接種したワクチンと違うワクチンを接種する交接種が認められたため、これまでのファイザーに加え、新たにモデルナも供給される予定となっております。これを受け、本市でも交接種の実施を予定しておりますが、国は交接種であっても安全性や有効性に問題がないため、この事実を広く市民に周知し、不安の解消に努めてまいります。

今後取り扱うワクチンの接種が増え、追加接種や5歳から11歳までの接種など、複数の接種区分で同時に接種が進むこととなりますが、接種を希望する全員が安全かつ迅速に接種できるよう引き続き医師会等の関係機関と協議を重ね、準備を進めております。

議員がおっしゃる厳寒期における高齢者の接種についてであります。基本的には本人の判断によるということを考えております。厳寒期

によって、その人たちを延ばすことによって、本当は打ちたいという方々が打てないということに対処すると。また、もしその頃に自分自らが1か月後に受けたいときには1か月後の予約にしてもらおうということになるかと思っております。基本的には3回目の接種を望む声が多いと判断しておりますので、予定どおり実施してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） ありがとうございます。

それでは再質問させていただきます。

踏切の安全安心の改良でありますけれども、7月に県及び警察と通学路点検で現地確認したとお聞きしました。その内容ですね、点検の内容を一つ、どういふ方々と協議なさったか、まずお聞きしたいと思います。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 通学路の合同点検についての御質問ですので、私からお答えさせていただきますと思います。

定期的に合同点検を行っているわけですが、主体となっておりますのが最上地区通学路安全推進会議というところでございます。そのメンバーにつきましては、県の最上教育事務所、最上地域の市町村各教育委員会、国、県、市道等の道路管理者でございます。それから新庄警察署というメンバーでございます。また、この合同点検には市の関係課も立ち会って情報共有しながら進めているところでございます。

合同点検の内容でございますが、太田踏切付近につきましてはJRの敷地と県道の部分があるということでございまして、県では歩道の部分については、先ほど市長からもございましたが、早急な対応ができるということでござい

ますが、JR敷地の部分がありますので、踏切付近の部分もJR敷地となっておりますので、こちらはJRとの一体的な取組が必要であるということでございます。また、警察署では日頃より交通パトロールを行っていただいております。速度違反の取締り等も行っているということでございますが、近年は違反者が減少して、交通ルールを守っていただいていると、引き続き取締りを強化していただくという内容でございます。

このようなことで、今後も引き続き定期的に関係機関とも連携して取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） 合同点検、警察と最上通学路安全何がしであれだと。そのとき、JRの方はお見えになったんでしょうか、ならないんでしょうか。いかがなんでしょうか。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 この推進会議につきましては最上教育事務所が事務局となっておりますが、残念ながらJRは合同点検には参加してございません。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） 問題は、前も申しましたけれども、JRなんですね、JR。昨今の新聞を見ますと危険な踏切が全国で2,600ある。それで総務省が早く直せというようなことを出しています。新聞に出ています。本県でも危険な踏切が20か所あるからということをやっています。

これはあまり、みんな、いろいろな通学路の、踏切じゃなくて、いろいろなことで事故が多いもんだから特になさったと思うんですけれども、

早速そういった働きかけが功を奏したか分かりませんが、今まで全然顧みなかった側溝を緊急に工事終わりました、県で。ただ、仮設なんですね、写真、こういうふうに、私持っています。土のうを積み上げて、くい打って、赤いひもっこをこう、「危ない」としています。それも市でそういったいろいろな働きかけ、そういうことをやった結果だと思って私は非常によかったなと評価するんですけども、その場合、これ都市整備課長も入ってやったと思うんですけども、現場を見てどげでしたか、まず見でけたが、見でけんねが。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 太田踏切に関連しての県道の路肩破損の補修ということで、現場の確認ということの御質問をいただいたところです。

現場はこちらでも確認させていただいておまして、補修の方法につきましても、今回連絡をいただいてから早急な対応で補修も実施していただき、応急的な形ではありますが、降雪前に何とか転落防止の柵が講じられたということで、取りあえずは一安心をしたところでございます。

なお、整備の方法につきましては、議員おっしゃられるように土のうを積み上げた上にロープで転落防止の柵を講じたということで、日常的な点検が必要だなということで見ておりますので、こちらにつきましても県と連携を取りながら調整していきたいと思っております。以上です。

15番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番(小嶋富弥議員) いがった、まず、見でけて、現地確認してけだつたということは。でも、あのまんまじゃ駄目だにゃあ、絶対、これから冬来て大変だし。でも、こういういろいろな方法で県に要望すると進むんだにゃあ、いが

ったなと思うんだけども。だから、あれで完全でないから、あと踏切も、大変だ、JR、でも要望すねどしてけんねわけだ、黙ってではしてけんねべから。みんなで課題として、それは都市整備でなくて、学校の安全、教育委員会にも関わることだべし、もちろん分かっているんだと思うんだけども、その辺もう一回、市の政策としてやっていただきたいと思うし、さっき中部保育所のことで、うちの会派の山科議員も歴史的風致のことを取り上げた。あの踏切は歴史風致に関わる道路なんだ。ぜひそういった意味で、子供の安全安心ももちろん大事ですけども、そういった新庄市のまちづくりに関する道路に係るところだと思いますので、そういったことでも改良を心していつてもらいたいなと思います。特に商工観光課長あたりに頑張っていたいただきたいなと思うんだけども、そういった意味で、誰それでなくて、市全体として、ぜひお願いしたいなと思いますので、今後ともひとつ根気よく強く県に働きかけをこの場からお願いします。よろしくをお願いします。

次は、デジタル化についてお伺いします。

山形大学の先生方と作業部会をしてゼミをやって、5回ほど開催したと、進んでいると。今度はマイナンバーとつけてコンビニ交付とか来年から進めるようなことを伺いました。

それで、もう一つ、山形大学と地元の民間事業者とのコラボ、一緒にやるということなんだけれども、その辺の民間の方々をデジタル化に進めて呼んだという内容がちょっと見えないんだけども、Ecだかという企業、その辺の関わりはどうなのか、ひとつ教えていただきたいと思えます。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 産学官連携ということで今回協定を結ばせていただいたんですけども、デジタル化というところすぐ頭に浮かぶのが市民サ

ービスの充実、市長も申しあげましたように、また行政の効率化とあるんですけども、もう一つ大きな役割が地域課題の解決に対してデジタルの技術を使ってそれを生かしていくという形があるかと思います。

現在、山形大学やEcとは、新庄市でこれから高齢化なるということで、交通対策等行っているわけですけども、そこにおける公共交通のデジタルを利用した利便性の高いダイヤとか、また新庄市のもう一つの課題である雪に対する課題解決にどのように連携して取り組めるかなどということ今年検討を始めたばかりですので、そういったことを計画の中でやっていきたいと思っているところでございます。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） デジタル化は、なるべく無駄をなくして、住民が便利さを共有することで、これすると非常に単純な仕事はAIとかさ任せて、余裕をつけるようなことなんです。ただ、いろいろな人の話を聞くと、新庄市の課長、優秀な人はんねがもすねげつとも、ほかのところは優秀な人ほどすてぐねんなど、進めたくない。なしてだかという、何もほんたごと、すね、面倒くせごとすね、今までのままでいい、業務できる、変えることでわざわざコストがかかる、面倒くせごとすねということもほかのところでは聞こえてくる、恐らく新庄市ではそういったこと誰一人ないと思いますけど。

それすると大変やはり、細かい仕事というのはそれは簡単にAIがしてけて、その余った時間を自分たちの本来の政策とかいろいろな、外に出て行って市民と接触するかということが大事だと、本に書がれでらっけ。俺もなるほどなと思った。だから、これAIを入れるということは職員の皆さんの意識改革がないとできない。市役所職員、市の企業文化を変えるぐらいの強いことをしないとなかなか進まねなんねが

な。

さっき市長も総務省の自治体DX推進手順参考事例と、俺も下手なネットで調べてみたら、そこで分厚いのあるけれども、山形県では舟形町と酒田市の事例が出ったっけ。舟形町は進んで、端末まで配っているというお話なんだけれども、その辺、舟形町のまねするわっても新庄は新庄で別にいいんだけど、特に何言いたいかという、上に立つ人が本気でそういった気持ちで各皆さんに進めろということが大事だということをよく聞くんだけれども、その辺、副市長が委員長というから、その辺の覚悟、どげなんだべな。

小松 孝副市長 議長、小松 孝。

高橋富美子議長 副市長小松 孝さん。

小松 孝副市長 今現在、庁舎内でデジタル化推進計画策定中であります。これまで室長級の作業部会を5回、そのほか課長級の委員会5回開催しておりますけれども、その方向性として、まずは行政事務の効率化ということがありますし、もう1点は市民サービスをどうやって向上するかということが大きな柱になっております。

そして、先ほど議員から御指摘ありましたとおり、我々自身が考え方を变化するという気持ちに立たないと手をつけられない部分ありますので、その部分については委員会開催のたびに全員で共有しているということであります。

今後、具体的に事務事業を確定させたいと考えておりますが、実効性のある計画を策定していきたいと考えているところであります。以上です。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） ぜひ一つ、市民の利便性と職員の働き方がスムーズなるようなデジタル行政をお願いしたいと思います。もちろん国でもひな形を一生懸命つくって、あまり先行す

るより2番手、3番手のいいところを取んのも一つの方法だかもしんねげっとも、後れを取らないように、いろいろな角度で進めてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

次は、ワクチン、心配だ、これは、ワクチン。まず確認するけれども、新庄市は集団接種はしない、個別接種でいくんですよという認識でよろしいでしょうか。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 ワクチン接種3回目でございますが、現時点では個別接種で十分接種できるということで考えてございます。ただ、先ほど市長答弁もございましたとおり、新たに11歳以下の子供たちの接種が始まった場合、個別接種では間に合わない期間が生じた場合には集団接種も視野に入れて検討を今進めているところでございます。以上です。

15番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番(小嶋富弥議員) 集団接種というと寒くて困らんねがなと思ってるんだ、俺、風邪など引がねが。前回の6月7月はセミナーハウスで、ぼっとして、みんな、私も言ったように、心配したけれども、全然心配なくていがったなと、皆さん頑張ってけでいがったなという評価が大方、市民の皆さんそういう評価で、それ頭さあるもんだから、恐らくみんな山屋ではさんねべと、寒くてということなんです。でも、個別接種になってくると、かかりつけ医がいる人と、申込みすればセンターで受け付けてすんだげっとも、混乱がねえかなと。どういうふうにして足の確保とか、高齢者ですよ、心配すんだけれども、この辺、本当に大丈夫だべかなと懸念すんなよ。弱者という言葉がいいか悪いか知らねげんとも、なかなか連れていってもらわねとか、その対策だって考えてけんねなんねがなと思うんです。

あともう一つ、これも心配なことだ。今までおらだづはファイザーで2回打ってきた。今度モデルナと。市長は効能的には変わらないと。もちろんそういうものでないと国でも認めらんねくて、認めたからいいんだけど、俺よ、モデルナやんだ、ファイザーねえば、前打ったもんだらファイザーしてくれやというような声、個人の選択はできるんでしょうか、できないんでしょうか。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 モデルナの交接種についての御質問ということですが、国におきまして11月15日に国のワクチン分科会が開かれまして、その中でモデルナであったりファイザーであったり1、2回目接種したワクチンがどちらであっても、交接種することに関して、同種間の接種の副反応等との差がないということから、交接種が国において認められたということがございます。

今後ですが、新庄市におきましても、モデルナ製のワクチンが1月下旬に入ってくるということが供給日程で示されておりまして、新庄市におきましては現在3月までの分としてファイザー製のワクチン、モデルナ製のワクチンが入ってくるのが想定されておりますが、そのうちの6割がファイザー、4割がモデルナというような形になってございます。ある一定の方については、4割ぐらいの方には3月までの接種でモデルナ製を接種していただくような広報も必要なかということで考えておりますが、モデルナのワクチンを打てる日を例えば曜日を区切ってするとか週を区切ってするとかそういった形で、選択できるような形で予約を取ってまいりたいと思っておりますが、あわせて先ほど申したとおりワクチン接種を早く進めるためにはモデルナ製のワクチンを打っていただくということも必要かと考えておりますので、そういった不

安解消に向けても周知してまいりたいと考えております。以上です。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） 大変悩ましいですね。この辺やはり周知というか、お知らせというのも大事なんねがなと、接種する方々に。私ばかりでないと思うんです。どっちのワクチン接種すっかな、そういうことを選択ですよということを知らしめて、詳しく知らしめていただかないと、副反応なんていうのはあっては困るんだけども、そういった場合の対処なんていうのも厳しくなるんじゃないかなと思うんです。

とにかく寒さに対する、新庄は降雪、雪の問題が来るもんだから、この辺の対策ですな。例えば5人とか地域ごとにまとまってワクチン接種したいやという場合の足というのは、市ではどのようにお考えでしょうか。あくまでも個人のあれだから個人の選択に任せるんでしょうか、その辺の対策はまだ、考えているか、考えてないか、あればお聞きしたいと思います。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 厳寒期におけるワクチン接種への足ですか、交通手段についての考えということでございましたが、現時点では、通常の病院にかかる場合であっても個人で行っていただいているということもございます。そういったことがありまして、まずは家族やそういった方をお願いしたいなと考えておりますが、集団接種におきましては、例えば集団接種を今後考えた場合、山屋でありますとやはり遠いといったこともありますので、グランドホテルで集団接種をやった事例もございますので、市民がなるべく行きやすい場所での集団接種ができればということでも考えているところでございます。以上です。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） 悩ましい問題はいっぱいあると思うんだけども、とにかく高齢者とかそういう方に優しいまち、優しい行政ということもワクチン接種に関しては取り入れていただきたいなど。足の確保を、集団接種するにしても個別接種にするにしても、特に集団接種の場合は何とかいいんだけども、個別接種の場合はもう少し、何というか、考えるような行政、温かい行政といいますか、そういったものも考える余地はあるんだと思うんだけども、もう一回、しつこいけれども、その辺考えるような考えはあるかないか、ひとつお願いしたいと思います。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 個別接種における、個別医療機関にかかる場合の交通手段について検討してはどうかという御意見、ありがとうございます。現時点でございますが、いろいろな地域から、また接種する日、そういったものが皆さんそれぞれ違うわけでございます。その方をまとめた形で交通手段を例えばバスをチャーターするというのはなかなか困難かなということで考えております。可能性としては、医療機関へタクシーを使った場合の助成とかあるかとは思いますが、そういったものについては国の負担の区分の中ではそういったものには負担できないということもありますので、そういったことを総合的に考えて、御意見として承り、考えてまいりたいと思います。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） 最初から無理だと言うと何もできないよね。大変だなと思うけれども、そこを知恵と少しのお金を使って可能なることがある。そうすると行政と市民の信頼もますますできてくる場合もあると思います。そういっ

た意味も含めまして、ぜひ、まだ2か月ちょいあるから、接種券を発行しながらでもいいけれども、内部で検討してもらえば大変ありがたいなと思いますので、よろしく願います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

高橋富美子議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午後 1時00分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開します。

なお、成人福祉課長が午後から欠席のため、成人福祉課より高齢者福祉推進室長大江 周さんが出席しておりますので、御了承願います。

小野周一議員の質問

高橋富美子議長 次に、小野周一さん。

(18番小野周一議員登壇)

18番(小野周一議員) 御苦労さまでございます。

午後1番目に質問します市民・公明クラブの小野です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

12月定例会、最初に、本市の基幹産業である農業施策について質問します。

昔から農は国の基と言われましたが、農業に従事する私も今後の農業の行く末が心配であります。

山形県の直近の農林業センサスによると、基幹的農業従事者は前回の調査と比べ7,107人、率にして15.4%減少、また総農家数も6,577戸、14.2%減少しております。また、高齢化も進んでおります。

約半世紀続いた米政策の転換により生産調整

が廃止され4年になります。消費者の米離れ、新型コロナウイルスの影響で今年の米価の概算金が大幅に下がり、農家の自助努力も既に限界に来ております。また、コロナの影響で来年度の新庄市の米の生産目安は、面積で157ヘクタール減らされており、農家にとって来年は大変厳しい1年間になろうかと思ひます。しかし、今期定例会に提案された新庄市の米価下落の支援に来年の種子購入費として10アール当たり2,000円を補助されることには、農家は大変ありがたく思っていることと思ひます。

国では、集落の中心経営体に農地を集積し、土地利用型農業を図り、地域農業の体質強化に努めており、2023年までに全農地面積の80%を担い手農家に集積する目標を掲げておりますが、本市の担い手農家の集積の実績と新庄市の担い手の定義づけについて伺ひます。

また、本市の農業集落103地区の今年度が作成期限である人・農地プランの作成状況と、今までに設立された農業法人数とその経営形態について伺ひます。

国の支援策を受け、地域内で農地を集積し規模拡大を図っている農家と、一方で多様な経営を営む中小規模の家族経営の農家は、集落のコミュニティーや農業の多面的機能保持に欠かせない経営体であります。集落においては大きな役割を担っております。新たな食料・農業・農村基本法には家族経営の活性化と法人化の推進の両方を掲げ、また基本計画には多様な経営体をつなぐ農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの経営体を増やす必要があると明記されましたが、農家の自助努力ではなく、行政の支援策が求められていますが、本市における家族経営による中小規模農家の位置づけと支援策について伺ひます。

また、山形県の新規就農者が1年間に357人で6年連続東北1位と公表されております。就農形態は、JA就農よりも農業法人等に雇用就

農する割合が60%を占めているそうであり、基幹産業の農業振興を掲げる本市の新規就農者の就農形態と支援事業の活用状況について伺います。

次に、2020年度文科省の児童生徒問題行動・不登校調査で山形県のいじめ認知件数が全国ワースト1位と報道されております。これは、いじめの大小にかかわらずカウントした結果であると思われ、また、学校からの報告に基づく自殺した全国の小中高生は98人増えて415人であり、そのうち12人はいじめが背景にあったと公表されております。いじめの認知件数が前回より減ったとはいえ、要因の一つに県教育委員会は新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響を掲げております。

本市の昨年のいじめの認知件数と子供たちが安心して学べる対策について伺います。

次に、通学路の安全対策について伺います。

午前中の小嶋議員の危険性の高い通学路につき一般質問ありましたが、通学路で発生する児童生徒の重大な事故を未然に防ぐため、保護者、関係機関が危険な通学路の点検を実施していると思えます。しかし、点検結果に基づく対策の実施件数と今もって対策がなされない要因について伺います。

なお、通学路を所管する行政の協議体制や庁舎内の体制についても伺います。

今回の一般質問をするに当たり、先日、最上地域4町3村の教育委員会にお邪魔をし、スクールバスの運行の状態について話をお聞きしました。スクールバスの運行に関し、本市と4町3村は通学環境の違い等で比較することはできませんが、子供たちの安全安心な通学の改善の方策を講じようとしている4町3村のスクールバス運行の実態が参考になった次第であります。

明倫学園の開校に伴い、北辰小学校の子供たちも安全安心通学プランに基づき11月より冬期間のスクールバス、路線バス運行がなされてお

り、保護者、子供たちから大変喜ばれております。しかし、運行される以前から、地区の保護者、子供たちから運行基準の改善が求められております。本市の子供たちがより安全安心に通学できるスクールバス、路線バス利用の通学環境の違いに配慮した距離基準の見直しを図り、保護者、子供たちから信頼感を持たれる教育行政が大事であると思えます。教育長の所見を伺いたいと思えます。

最後の発言事項である土地利用について伺います。

決算委員会でも関係する質問をしましたが、都市マスタープランに工業地として2つの工業団地を位置づけており、残り1区画の用地しか残っておりません。高規格道路の開通という目玉につき、本市の立地条件に魅力を感じ、今後本市に進出し、工場の増設を予定している企業に対応し、新たな工業地の在り方について、昨年度から立ち上げている庁内における検討委員会の経過と、福田山工業団地の用途見直し、横根山工業団地の用途指定の検討経過について伺います。

よろしく答弁のほどお願いしたいと思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小野議員の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、農業政策についてであります。国では平成25年に10年後に目指す姿の一つとして、担い手が利用する農地面積を全農地の8割に拡大することを政策目標として示し、これまで農地中間管理事業などを進めてきました。

新庄市におきましては、効率的かつ安定的な農業経営を営む者として農業経営の改善計画の認定を受けた認定農業者や、新たに農業経営を営もうとする者として青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者を担い手と位置づけ、そ

の農用地集積率は令和3年3月において79.5%となっております。

認定農業者や認定新規就農者などが中心経営体と位置づけられる人・農地プランにつきましては、令和元年度から実質化に取り組んでまいりました。コロナ禍の影響により集落での話合いが思うように進められませんでした。令和2年度には5地区においてプランを作成しております。今年度は残りの地区にも働きかけ、年度内に全ての地区でのプランの作成を目指し、現在も集落での話合いを進めているところであります。担い手の状況や各集落の意向にもよりますが、おおよそ40程度の地区にまとめ、プランを作成したいと考えております。

また、農業法人につきましては、現在17の法人がございます。経営形態としては、農事組合法人が3法人、株式会社が9法人、有限会社が2法人、合同会社が3法人となっており、そのうち家族経営を法人化したものは5法人となります。約半数が稲作を主体とした営農形態となっております。

これまでの農業政策におきましては、農業経営の法人化を含め、担い手への農地集積、経営発展への支援が中心でありましたが、農業者の高齢化が進み、担い手不足が深刻化する中、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。

農林水産省は、5月に人、農地など関連施策の見直しを行い、農地を将来にわたって持続的に利用すると見込まれる人として、中小規模の経営体や農業を副業的に営む半農半Xの経営体などを認定農業者とともに人・農地プランに位置づけ、農地利用を後押しする考えを示しております。

兼業農家の多い新庄市の農業形態に照らし合わせますと家族経営農家の多くが該当するものと思われまので、市としても同様の位置づけを行い、国・県の支援制度を活用できるよう取

り組んでまいりたいと考えております。また、市としても、米価下落などの非常時においても持続した農業経営を営むことができるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、新規就農者の状況についてであります。昨年度は7名となっております。そのうち市の認定を受けた者は3名となります。認定新規就農者への支援としては、国の事業となる農業次世代人材投資資金は最大で5年間の交付を受けることができますが、今年度は11経営体が支援を受けております。また、今年度から市単独事業として新規就農支援事業補助金を実施しており、これまでネギの収穫機の導入など2件の活用がございます。

今後も、新規就農者が地域農業の担い手として活躍できるよう支援を継続してまいりたいと思っております。

教育環境については教育長より答弁させますので、よろしくお願いたします。

次に、本市の土地利用についての御質問であります。本市の工業団地については、平成2年に分譲完了となった新庄横根山工業団地と残り1区画となった新庄中核工業団地の2か所がございます。

議員御指摘のとおり、本市に進出、工場の増設を予定している企業に対応するための工業用地の必要性に関しましては、さらなる魅力ある雇用の場の創出や若者の地元定着の一助とするためにも今後も必要なものであると認識しております。

工業用地を整備する上で費用面や社会経済情勢の変化に伴う土地需要動向、人口減少社会における地域人材の確保など様々な課題もあることから、それらを整理し、工業用地整備の在り方について検討することを目的として、副市長を委員長とした関係6課による庁内検討委員会を組織しているところであります。

今般、中核工業団地の残り1区画について企

業より譲渡を打診されている状況もあるため、よりスピード感を持った検討が必要であり、市の遊休地や民有地の活用も想定しながら工業用地の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

高橋富美子議長 教育長高野 博さん。

高野 博教育長 それでは、初めに、本市のいじめ認知件数と子供たちが安心して学べる対策についての御質問にお答えします。

本市の令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査におけるいじめ認知件数は、小中、義務教育学校合わせて241件となり、1,000人当たりの出現率は95件で県の出現率より低い結果となっています。

平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法の見逃しの定義に伴い、現在では冷やかしたり悪口を言われる、軽くぶつかられるなどの行為についても、子供自身が精神的な苦痛を感じたものについては広くいじめと認知しています。

学校では、子供たちが安心して学ぶために、定期的に心に関するアンケートを取ったり、一人一人と教育相談の機会を設けたりすることで、常にアンテナを高くして学校生活を見守るとともに、じっくりと子供の思いに耳を傾けて対応するよう努めています。同調査における本市の見逃しの解消率が85.9%と、全国、県より高くなっているのもこのような積極的な認知や早期対応に継続して取り組んでいる成果によるものと考えています。

今後も、教育委員会では小さな変化を見逃さず、見逃しがゼロになるよう各学校に指導していくとともに、市内全校で一人一人が安心して学校生活を送ることができるよう子供に寄り添った対応をしてまいります。

次に、通学路の安全対策に関する御質問です

が、山形県、関係課、新庄警察署、最上管内の教育委員会などで構成する最上地区通学路安全推進会議において、毎年通学路の安全確保対策などについて協議を行うとともに、学校からの情報などを基に危険箇所について合同の安全点検を実施し、必要な対策を講じているところで

す。今年度は、市内の39か所を対象に改善策などを検討し、既に4か所については道路側溝の蓋の修繕などの対策を講じております。また、7月に、6月議会でも御質問がありました明倫学区の太田踏切など市内3か所において合同安全点検を実施いたしました。その他の地点につきましては、今後交差点などへのガードパイプの設置など、関係機関と必要な対策を進めていくことにしておりますが、すぐに物理的な対策を講じることが難しい箇所につきましては警察で交通パトロールを強化するなどの対策を行っています。あわせて、本市としても、太田踏切に関しては道路管理者である県に対し市関係課より改善について要望書を提出いたしました。

今後も、通学路における危険箇所の把握、点検、改善などに関係機関と連携し迅速に対応するとともに、防犯対策も含めて児童生徒の安全を確保するよう努めてまいります。

次に、スクールバスの運行に関しては、議員の御質問にありますように、明倫学区開校に伴い、該当する地区におきまして、新庄市安全安心通学プランに基づき、学区の実情を踏まえ、スクールバスを運行しております。

通学における基本的な考え方は、小学生は徒歩通学、中学生は徒歩または自転車通学ではありますが、学校の統合により遠距離になった児童生徒の通学支援や地域の実情を考慮し、通学環境の整備に努めているところです。さらに、これまで路線バス利用者への経費補助に対し、またスクールバスの利用に当たっては一部の保護者の皆様に月額1,000円の負担をお願いして

おりましたが、この4月から保護者負担なしへ拡充し、対応しているところです。

運行基準につきましては、市内の各小中学校、義務教育学校の整合性を図り、児童生徒の乗車人数を注視しながら今後も継続的に改善策を検討し、子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、学校、地域と連携し対応してまいります。以上であります。

18番（小野周一議員） 議長、小野周一。

高橋富美子議長 小野周一さん。

18番（小野周一議員） それでは、再質問をさせていただきます。通告の逆のほうから再質問させていただきたいと思います。

最初に、土地利用についてですけれども、9月の決算委員会でも申し上げましたけれども、私は昨年度から庁内における副市長をトップにした6課の課長の経過はどうなっていますかということをお聞きしたんですけれども、その件1点の答弁漏れがあったと私は思うんですけれども、それをまずお聞きしたいと思います。

あともう1点は、新庄市の都市マスタープランにも掲げておりますけれども、昭和52年に造成されました福田山工業団地と横根山工業団地は、用途地域であるんですけれども、福田山工業団地は工業専用地域、そして準工業地域で間違いありませんよね。また、横根山工業団地については用途無指定なんですけれども、四十何年か過ぎて、どうして今なのか、どうしても前からされてこなかったのか、その2点、まずお聞きしたいと思います。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 それでは、ただいまの御質問に私からお答えさせていただきます。

協議の経過については、答弁になかったということで、大変申し訳ございません。

これまで、昨年度末からその検討委員会を立ち上げまして、その前段で室長クラスの協議も

重ねてきたところでございます。当初、工業団地という大きなものをつくるのかということから始まりまして、団地をつくるということになれば多額の費用がかかるということもございまして、それですとかなりの時間もかかってしまうということから、現在は短期的な計画の部分、それから中長期的にどのようにして工業用地を確保していくのかということで協議を進めているところでございますが、短期的には市有地の未使用地、それを短期的な工業用地の場とするということと、また中長期的には新たに工業用地を造成してはどうかという協議まで進めておりますが、まだ具体的なことを議会にお示しできる段階ではございませんので、もうしばらくお待ちいただければと思います。よろしくお願ひします。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 新庄市の工業団地における用途指定についての御質問をいただいたところでございます。

議員のおっしゃるとおり、新庄市の2か所の工業団地のうち中核工業団地、福田山工業団地につきましては、昭和56年造成開始前に工業専用地域として用途指定がなされたところでございます。また、横根山工業団地につきましては昭和52年に造成開始となったところでございますが、こちらについては新庄市の土地開発公社が用地の造成、分譲ということで担ってきたところでございます。

これまで都市計画の用途地域につきまして見直しの検討も必要だったのではないかという御指摘でございますが、当然新庄市の2か所の工業団地を工業用地として適切に運用するためにも用途の指定という検討が必要であったということにつきましては、おっしゃるとおりということで考えているところでございます。

このたび都市計画マスタープランにおきまし

て、工業用地の用途指定について、中核工業団地につきましては全体的な見直しを考える、また横根山工業団地につきましても改めて用途の指定についての検討を行うということで計画をしたところでございますが、今後とも新庄市の2か所の工業団地、工業用地としての適切な土地利用に向けて、用途の指定等の検討を進めることは必要ではないかと考えているところでございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

18番（小野周一議員） 議長、小野周一。

高橋富美子議長 小野周一さん。

18番（小野周一議員） 商工観光課長にお聞きします。

今、新たな工業団地的なものは、大きな団地は考えていない、その代わり市有地、そして市の未利用地を考えているという話になったんですけれども、9月の決算委員会で市長はこのような答弁をされています。市の有力な土地をもう一回総ざらいするとともに、これは先ほど課長が言ったことだと思うんですけれども、適正な規模の拡充もできないかというようなことを検討していると言っているんですね、これね。私はこのことを聞いて、いつ我々議会にその検討結果をお示しするかなという思いで一般質問したわけでございますけれども、副市長をトップに6課の課長がやっているわけでございますので、それぞれの塀を乗り越えて、新庄市の雇用対策にもなるんですけれども、一番の大事なことは、高規格道路も完成の見込みになりました。恐らく新庄に魅力を感じ、新庄に行って工場を建てたい、そして今ある工場を増設したいといった場合に、それに対応するため、やはり副市長をトップにもう少しスピード感のある都市政策をやってほしいなという思いで一般質問したわけでございますので、その点、6課の課長たち、自分たちの縄張り争いをしないで、新庄市のためを考えてやっていただきますようお

願ひする次第であります。

都市整備課長にお聞きします。

私は、なぜ、四十何年前に操業している福田山工業団地、横根山工業団地は開発公社でやったという話なんだけれども、実際に福田山工業団地はあれですよ、工業専用地域、工業用地域に指定されておりますよね。あの工業団地をどのような用途の見直しするのか。そしてまた、私も気づかなかったんですけれども、横根山工業団地、今いっぱいですよ。どうして今まで、今はあそこは白地の段階ですから、もっと早く用途に指定すべきだったんじゃないかなという思いなんですけれども、いつ頃を念頭に見直し、指定するんですか。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 小嶋議員から御質問いただきました9月の決算委員会でもお答えしているとおり、新たな工業用地の箇所、その造成の規模等も含めまして、市の市有地、それから民有地も含めた形で検討してまいっております。できますれば早い段階で議会に御提示できればいいのですが、もうしばらくお待ちいただければと思います。短期的には、市有地、市の未利用地を工場が進出したいといった際の候補地としまして、もうしばらく土地がかかるという場合には新たな工業用地の造成についても検討していきたいと考えてございます。よろしくお願ひします。

小松 孝副市長 議長、小松 孝。

高橋富美子議長 副市長小松 孝さん。

小松 孝副市長 工業団地の考え方という部分でございまして、今現在、残りの区画が1区画となっていることから、昨年度の後半から検討会を立ち上げてまして庁内で議論を進めているところであります。

これまでの議論のポイントとしましては、まずは工業団地を新設するのか、または増設する

のかというような視点で議論しております。そのほか、価格の面で新設の場合、増設の場合はどうなのかという視点とか、またこれらを造成する際の今後の中長期的な景気の動向がどうかというような点、これらを踏まえまして、適正な造成する規模がどうかというようなところを議論しているところであります。

工業団地の造成につきましては、課題があるところもありますけれども、新たな雇用につながる部分でございますので、できるだけ早く内容を詰めて、議会の皆様にお示ししていきたいと考えております。以上でございます。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 工業団地の用途地域の見直しについての質問をいただきました。

まずは中核工業団地の用途の見直しということでございますけれども、現在、中核工業団地の一部、工業専用地域から外れている部分が一部ございます。こちらのほう当初の造成から一部増設されたところが一部残っている部分がございますので、そちらの追加に向けての見直しを行うという内容にしているところです。

また、横根山工業団地の用途の指定について検討を行うという時期につきましては、今後新庄市全体の用途地域の見直しを行う計画としております。令和4年、5年の2か年において市全体の用途地域を改めて見直しを行うという計画をしておりますので、この計画の中で改めて見直しを進めていければと思っているところです。よろしく願いいたします。

18番(小野周一議員) 議長、小野周一。

高橋富美子議長 小野周一さん。

18番(小野周一議員) 分かりました。

それで、通学路の安全対策については、午前中の小嶋議員の質問にもありましたけれども、しかし先般、国の補正予算に、危険な通学路の安全対策に警察庁と国交省で今年度の補正予算

に506億円を計上しております。先ほど教育長の話をお聞きすると、三十何か所のうち、まだ1割程度しか改善されていないという話を聞いたんですけれども、このような予算を使えるとするれば、なるべく早く使ってもらい、子供たちの安心安全な通学路をつくっていただきたいという思いが恐らく私は保護者なり関係機関の皆様方の願いだと思いますので、どうか子供たちのために、使えるものは使ってほしいと思います。

次に、スクールバスの件について伺いたいと思います。

市全体で見れば、通学距離基準によって、夏場、冬場、そしてスクールバスに乗れない地域に分かれておりますよね。しかし、私、あれっと思ったのは、これは去年の2020年8月11日に作成した安全プランの年度計画なんですけれども、距離基準に満たない区域を難条件という条件をつけて運行しておりますよね。教育委員会の皆様方は基準があるから云々と言うんですけども、しかし基準に満たない通行基準であっても距離基準であっても運行しているんですよ、これね。それは、地区住民の方や保護者、子供たちに本当に配慮した委員会の考えだと思います。だから私聞くんですけども、距離基準に満たない地区は本当に危ない地区をどのように把握しているのかお聞きしたいと思います。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 スクールバスについての御質問でございます。

スクールバスの運行につきましては、基本的に安全安心プランに基づいた距離基準というのが原則でございます。ただ、通学路の実情に応じまして、議員おっしゃるとおり、特殊運行要件、いわゆる難条件という形で幾つかの地区で運行しております。

その要件としましては、学校の統廃合により

まして通学経路が変わったような場合、これは慣れない通学路を歩くということになりますので、そういった場合が考えられます。

それから、通学経路において交通量が多い、この辺漠然とした基準ではございますが、現場に応じて実情を見ながら判断しているという状況でございます。

それから、ついでに、畑地などの非居住区間の距離が長い、ここですと例えば最近ですと熊ですとかイノシシの発生、それから不審者が出るという場合もございますので、交通量が多過ぎても支障があるわけですが、そういった誰も通らないような道というのもまた危険なものであると捉えております。

それから、交通安全対策上の困難な通学路、これにつきましては歩道のないところすとか国道を横断しなければ通学できないようなところ、そういった幾つかの基準を当てはめて、難条件として個別に判断させていただいているということでございます。以上です。

18番（小野周一議員） 議長、小野周一。

高橋富美子議長 小野周一さん。

18番（小野周一議員） 具体的な箇所については、いろいろな弊害もあるかも分かりませんので、後から教育委員会の皆さん、大人の足で歩いてみてください。原則は原則ですけれども、そこにもう少し配慮した距離基準の見直しもあっても私はしかるべきじゃないかと思えます。今、車社会ですよ。たった100メートル、200メートルで夏場乗れない地区もありますよね。そういうあれが多々あるんです、これ見ると。難条件というのは教育委員会で判断することでしょう、別にこれは。11月から3月いっぱい、冬期のみと称して乗せて、4月から歩いてくださいと。どうも思いませんか、そういうこと。その裏には、保護者もしくは家族の方が送り迎えしているんですよね。それを当たり前と思っては私は困ると思うんです。今、難条件と称する

条件を次長は言いましたけれども、もう少し緩やかに基準を設けていただきまして、それが教育委員会が地元の地域の方々や父兄、子供たちから信頼感の置ける私は教育行政になっていくものと確信しております。

再度、教育長に聞きます。原則は原則です。これ最後まで貫くつもりですか、これ。

高野 博教育長 議長、高野 博。

高橋富美子議長 教育長高野 博さん。

高野 博教育長 いろいろな条件をもってそういう基準に足りないところも教育委員会でいろいろ精査しながらこのように乗っていただいている地域もあります。そんなことも含めていろいろな実情を再度いろいろな面で、ましてや明倫学園については今年度初めて運行した状況でありますので、1年間通してみても、どういう問題があつて、こういうことがいろいろ条件が難しかったということも踏まえながらいろいろ検討して情報を得て、内部でその辺をいろいろ検討させていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

18番（小野周一議員） 議長、小野周一。

高橋富美子議長 小野周一さん。

18番（小野周一議員） 私の口数が少なく誤解された面があるんですけども、明倫学園は11月から始まったから、それは地区の住民の皆さんも喜んでいて私は言ったんですけども、地区全体、新庄市全体を再度、再検討してくださいと。

具体的に言いますと、言いますか、じゃあ。前もらった安全通学プラン、通学バスの実施計画、新しくつくった、あります、これね。これ通学距離違うんですよ、距離が。一番長いところで800メートルとありますよ。こんなこと私言いたくないんですけども、その辺も管理して、一番私が思うのは、集落、長いわけですよ。集落の中心点を基本とするとあるんですけども、奥のほうはどうなんですか、逆に、

子供たちは。本当に子供たちに寄り添うとすれば、一番長い距離を測ったほうが私は基準に皆マッチするんじゃないかなと思います。

先ほど言いましたけれども、学校の前に行ってください。家族が送り迎えするのを。それが当たり前と思って困るんですよ。その子供たちの通学に合わせた勤務体系の親御さんなり家族がいればいいですよ。皆が皆そういう家庭ではありませんよね。

もう少し子供たちに寄り添った運行をしてもraitainaoと思っでは質問しているんですけども、畑も何も、今、中学生しかいませんけれども、行っておりませんよね、畑までは。通学距離、若干短いんですよ。でも、1人しかいないと思うんですけども、2人か、国道を歩かせていいんですか、あそこを。通学距離短いから、家族の方、送ってくださいと、それでいいんですか。

我々子供時代のときと今の子供は違うと思いますね。だから先ほど、一般質問するに当たり4町3村の教育委員会の方たちと話をしてきました。中には教育長も3人ほどいました。ある行政の教育長は、今、体力的に非常に弱っているから、逆に学校に着く1キロ前辺りから歩かせるんだと、そういう方式も取っているんですよ。

私は、距離基準ばかりじゃないと思うんです。いろいろな通学環境違います。それを大人の目でなくて、子供たちの目で見てほしいなという思いで一般質問をしたわけでございますので、どうか内部で検討していただきまして、できれば、冬期の運行じゃなくて、通年を通したことも、すぐとは私は言いません、考えていただければありがたいなと思います。それが4町3村を回って話を聞いてきた、全部とは言いませんけれども、大部分の、7町村のうち5つぐらいの町村は通年でやっておりますね。

そういうことで、子供たちは大事であります。

事故が起きてからでは遅いんです。原則は原則として、もう少し距離基準を緩やかな基準にしていれば、本当に新庄市の教育行政はすごいなと思っていただけたと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

どうもありがとうございました。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後1時59分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

押切明弘議員の質問

高橋富美子議長 次に、押切明弘さん。

(6番押切明弘議員登壇)

6番(押切明弘議員) 議席番号6番、絆の会、押切明弘です。ひとつよろしくお願ひします。

それでは、通告書に沿って一般質問をさせていただきます。

新型コロナもここに来て全国的には大幅に減少してきました。当新庄市においても少し落ち着いてきており、大変喜ばしく思っている次第です。しかし、実生活を見ればまだまだコロナ以前の経済活動には程遠いように思われます。一日も早く元の特に制限のない笑顔あふれる市民生活になってほしいものと常に祈って日々過ごしているものでございます。

さて、このたびは1点の質問となるわけですが、小中学校のバランスの取れた学区割りと統合についてということです。

要旨としましては3つほどありますが、1つ目、新庄小中学校、このたび統合された明倫学園、日新小中学校の生徒数と学区割りについて

ということと、2点目として、八向地区の本合海小、升形小、八向中学校の統合についてということ、3番目に、新庄小中学校の統合の時期と建設される場所について、また統合された場合の跡地利用について、以上おおむね3点伺いたいと思います。

近年、平成18年4月に角沢小学校の日新小への統合から始まり、平成22年、4年後の4月には山屋小学校が新庄小学校に統合しました。また、平成27年4月には昭和小、泉田小、萩野小、泉田中学校が統合して萩野学園となりました。さらには、今年、令和3年4月には沼田小、北辰小、明倫中学校が統合して明倫学園となりました。

生徒数の推移を見ますと、10年前、平成24年からの児童生徒の人数を見ますと、新庄小学校ではこの10年間にマイナス192人で現在323人という人数です。次に、日新小学校を見ますと、これも10年前よりもマイナス171人で現在は561人在籍しております。明倫学園は統合という特殊な事情がありますけれども、現在432人というそれぞれの生徒数であります。また、中学校に目を向ければ、新庄中は現在204人、日新中は現在285人、明倫学園は235人という数字になります。

単純にこのような数字だけを見れば、明らかに新庄小中学校の児童生徒の数が非常に少ないことが分かります。新庄市の中心校であり、最も歴史のある小学校、中学校がこのままの人数でいいのでしょうか。バランスの取れた学区割りにするべきではないかということがまず1点です。

次に、八向地区の本合海小、升形小、八向中学校の児童生徒を見ますと、数字を並べますが、本合海小23人、升形小28人、八向中学校が43人ということで、合計94人という現状でございます。この生徒数の数は、十年一昔といいますが、10年前の約6割という数字が出てきました。数

字は非常に正直なものだと思っていますが、このまま10年、例えば向こう10年過ぎたときに、各学校は学校という形、ていが保たれなくなるのではないかと非常に心配しております。

私は、将来いつになるかはこれから議論の余地がありますが、統合するべきだと思います。統合する時期、場所、いろいろな意見があろうかと思いますが、なるべく早い時期に話合いの場を設けるべきだと思います。私も山屋小学校の統合を進めた者としては、やはり歴史のある学校を統合するもしくは廃校にするということの地区との合意形成するまでの難儀さは十分承知しているつもりです。当然相当の時間がかかります。しかし、将来を見据え、子供たちのため、学校運営がよりよい環境でできることを願っているものでございます。

3番目に行きます。

まず新庄小中を統合する時期についてということで考えれば、私は、萩野学園、明倫学園と小中一貫校をつくってきました。流れるにも必然的に将来新庄小中学校は統合して、新庄学園となるのか、この名称は別にして、明倫学園、萩野学園のような学校になる、しなきゃならないと思っています。これも具体的な時期、まだ少し早いと言われることがあろうかと思いますが、明倫学園の校舎は、今は旧校舎解体中、グラウンド整備、外構工事とまだ終わってない状態ですが、この工事が終わった頃、少し落ち着いた頃、すなわち2年とか3年後にはこういった具体的な議論をテーブルの上でやるべき時期が来るのではないかなと思います。

あとは建設地ではありますが、これは私の考えではありますけれども、特に明倫学園のように旧沼田小、明倫中が隣接しているわけではない、新庄小中の場合ですね、隣接しているわけではないので、私は現在の敷地ではなく、移転して建設するべきと思っています。

また、統合された場合の跡地利用も当然出て

くるわけですが、まず新庄小学校の跡地については、これは売却、住宅用地にすればいいのではないかなと考えております。これは周辺の環境から見ても住宅地が最適かなと考えます。そして、新庄中跡地は、体育館はまだ十分使えますのでこれは残して、グラウンドと校舎敷地は、最上公園、私個人的には少し狭いかなという感じもありますので、拡張したい、残りは駐車場でもいいのかなと思います。このたびの中部保育所の移転に伴い、歴史センター西側の約3,000平方メートルが保育所用地になる予定でございますので、あそこの用地が半分に分られる、なくなるということも含めれば、考えたときに、それを代替用地として新庄中跡地を利用すればいいのかと考えております。

以上、大きく3点申し上げましたので、御返答のほどひとつよろしく申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、押切市議の御質問にお答えさせていただきます。

将来にわたる貴重な提言もいただいたところでありますが、内容が教育に関することでありますので、教育長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

高野 博教育長 議長、高野 博。

高橋富美子議長 教育長高野 博さん。

高野 博教育長 それでは、小中学校の生徒数、学区割り、学校統合、跡地利用などの非常に大きなテーマについて御質問いただきました。

御質問にお答えするに当たり、まずは本市が進める小中一貫教育の考え方、また平成30年3月に策定し、令和8年度までの整備計画に位置づけられている新庄市立学校施設整備計画の概要を御説明申し上げます。

本市における小中一貫教育は、平成5年以来の最重要課題である心の教育のさらなる充実を

図るための施策と位置づけ、9年間の継続した指導により、個を大事にする情操豊かな人間性あふれる新庄人を育む教育を実現していくことを目指したものであります。

教育委員会では、平成18年に制定した「いのち輝く新庄もみの木教育プラン21」に基づき、平成18年度から5中学校区に小中連携一貫教育の特色ある実践研究を委嘱し、現在各中学校区において多様な小中一貫教育が展開されているところであります。また、平成27年10月の新庄市総合教育会議で、今後の学校施設の整備に当たっては各中学校区において小中一貫教育校として整備することを基本に進めていくこと、施設整備には相当額の財政負担が伴うことなどから、財政負担の平準化を図りながら今後の学校施設整備計画を立てるなどの考え方を確認しております。

これらを踏まえ、新庄市立学校施設整備計画においては、今後の学校教育の設置に関する基本方針として、学校施設をできるだけ長く使用するため、施設の予防保全、長寿命化などの考え方をお示しし、その上で各中学校区の整備計画の方向性をまとめさせていただいたところであります。

さて、前置きが長くなりましたが、まず1つ目の生徒数、学区割りの御質問についてお答えします。

児童生徒数につきましては、5年前の平成28年度、そして5年後の令和8年度の見込みについて御説明をしたいと思います。

まず本市全般の状況でございますが、平成28年度は2,945人、令和3年度現在2,506人と約15%減少しており、令和8年度には2,162人とさらに14%減少していくものと見込んでおります。

各学区の状況ですが、まず新庄小学校については、平成28年度が423人、令和3年度現在323人と約24%減少し、令和8年度には309人とさ

らに約4%減少していくものと見込まれ、新庄中学校は平成28年度が261人、令和3年度現在204人と約22%減少し、令和8年度には165人とさらに21%減少していくものと見込んでおります。

次に、明倫学園でございますが、統合前の人数と比較して、前期課程については平成28年度は456人、令和3年度現在432人と約5%減少し、令和8年度には351人とさらに19%減少していくものと見込まれ、後期課程は平成28年度258人から令和3年度現在235人と約9%減少し、令和8年度には212人とさらに約10%減少していくものと見込んでおります。

日新小学校については、平成28年度が627人、令和3年度現在561人と約11%減少し、令和8年度には491人とさらに12%減少していくものと見込まれ、日新中学校は平成28年度が371人、令和3年度現在285人と約23%減少し、令和8年度には262人とさらに8%減少していくものと見込んでいるところであります。

このような少子化の状況を踏まえ、教育委員会としては、今後諸課題を整理し、児童生徒の適切な教育環境の維持向上を図る観点から、学校区の再編、学校の統廃合を含め様々な検討を進めていきたいと考えているところであります。

次に、八向中学校区の統廃合についての御質問ですが、まず児童生徒数の状況を御説明いたします。学区全体として、平成28年度141人の児童生徒数でございましたが、令和3年度94人と約33%減少し、令和8年度には81人とさらに14%減少すると見込んでおります。

学校施設に関しても、最も古い八向中学校校舎に関しては建築が昭和46年と、建築から50年を経過しており、児童生徒の安全安心を第一に、必要な改修を施しながら維持管理をしている状況です。

統合に関しては、先ほど御説明した新庄市立学校施設整備計画において、八向学区3校での

小規模校の義務教育学校か新庄中学校区義務教育学校への合併、新庄中学校区及び日新中学校区義務教育学校への分離合併という3案をお示ししているところですが、方向づけの協議には相応の時間が必要であることから、施設整備については主に長寿命化を図る方向づけとしております。具体的には、地域住民の皆様の御意見などを踏まえながら本市学校の全般の状況なども考慮し、今後検討していくものと考えております。

さて、最後の御質問である新庄中学校区の統合に関しても、新庄市立学校施設整備計画において基本的な方向をまとめております。新庄小学校、新庄中学校とも施設の老朽化が進んでいることから、現在進めております明倫学園の整備後に新たに敷地を選定し、義務教育学校を整備することとしております。また、敷地の選定に当たっては、最上地区県立高校再編の状況を注視すること、時期としては明倫学園建設事業が完了した後、約10年程度をめどとする方向性などをお示ししているところであります。

なお、学校跡地に関しましては、庁内の検討委員会、教育委員会などで今後の方向性を検討していくことになるものと考えております。

今回は大変大きな課題に関して御質問をいただきましたが、教育委員会といたしましては引き続き次代を担う子供たちのよりよい教育環境の在り方を模索していく中で施設整備の方向性を検討してまいります。以上であります。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

高橋富美子議長 押切明弘さん。

6 番（押切明弘議員） ありがとうございます。

教育長の答弁で、八向地区と新庄小中については意外と話が進んでいるなという感じを持ちました。まだ全然そういった意識がないのかなと実は心配したんですけども、余計な心配でした。

具体的に細かいことを少し二、三お聞きして

いきますが、新庄小中の件については、今おっしゃったように敷地的に、統合したとしても今の新庄小中の中に合体した校舎とグラウンドは入らないということだと思います。当然移転しなきゃなんないし、具体的にこの辺というイメージ、要するに新庄小中学区ですから、限られてくるんですね。新庄の市内商店街の中にそんな大規模な土地があるわけでもないし、そうすると必然的に、さっきおっしゃったように北高と南高が統合して、基本的に今のところ北高に行くようです。すると南高敷地が空くと。南高敷地は、北高の今の定時制を夜間でなくて昼間にして校舎の一部を使うと県は考えているようです。そうすると、そっくりあそこを使えないかなど。時期にもよるでしょう、時期、いつかと、時期にもよる。あと広域のセンター、あれは数年後には消防署と一緒にどこか行くでしょうから、すると広くきれいな広い土地が市のまちの中に確保できます。ただ、北高もかなり校舎としては古いと聞いています。南高と四、五年しか変わらないと。そうすると今から四、五年後に北高と南高が一緒になったとしても、北高も四、五年後にはどこか建て替えしなきゃなんないという時期が来たときに、これはどこに行くんやと、そういった話が出てくるのかなと思っております。当然南高敷地は県有地でございますので、その辺の対応がどうなのかなと思ったときに、やはり場所を変えるということになったときに、新庄小中に限っては場所的には宮内地区、あそこしかないんですね。ないんです。まだまだ十数ヘクタールの現状田んぼですよ。そういったところしかないのかなと個人的には思っています。具体的な、そこまでまだお考えないでしょうけれども、ぼやっと何かいい場所、どんなイメージを持っているか、建設場所です。今感じているというか、範囲で結構ですので、一言あればと思います。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真

也。

高橋富美子議長 教育次長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 新庄学区の義務教育学校、新たな小中一貫校の建設場所のイメージということでございますが、計画上の学校施設整備計画における基本的な考え方ということになってしまいますが、新庄小学校、新庄中学校ともに老朽化が進んでいると。現在の敷地ではやはり手狭であるということで、新たな敷地を求めるといことになるかと思えます。

その際、市の中心部、最上公園周辺におきまして、議員おっしゃったような新庄南高、北高の移転というものも関連してまいりますので、そういった動きを注視しながら、整備の時期としては教育長が申し上げましたように明倫学園の整備工事が全て完了した後、10年後程度をめぐりしておりますので、それに向けて今後具体的な議論がなされていくものでないかなと考えているところでございます。以上です。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

高橋富美子議長 押切明弘さん。

6 番（押切明弘議員） 10年後というのはどういう意味ですか。新庄小中学校が仮に新庄学園だとすると、完成まで10年、工事着工まで10年とか、10年というのはどういう意味ですか。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 10年と申し上げますのは、明倫学園の整備が全て完了した後、10年後の移転建設を目指すということでございます。10年後から検討するというのではなくて、明倫学園完成後に10年ほどして校舎が完成できるような計画ということでございます。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

高橋富美子議長 押切明弘さん。

6 番（押切明弘議員） そうですね、10年、私も正直、今のペースからいくと、やはりいろい

るな大型公共工事、事業になりますので、かかると思います、多分10年は。場所を移すとすれば相当のエネルギーが必要になりますので、やはり10年かかるのかと。

そうすると私心配なのは、10年だと、過去、今から10年前、平成24年からこの10年で新庄学区は、新庄小学校ですね、中学校も入れるともっとかな、192人減っているんですよ。中学校はちょっと数字、メモにありませんけれども、相当の生徒数が多分このままでいくと右肩下がりの角度がもうちょっときつくなるんじゃないかなと。これは子供たちだけじゃなくて、新庄市の人口全体も含めてですよ。そうすると、10年後というと当然日新小中も新しい明倫学園も全体的に減るわけだから、教室が非常に余ってくる。校舎の大きさは変わりませんからね、教室の数も、壊さない限り。そうすると、10年後に完成を目指す、完成というか、目指すのもいいんだけど、10年もすると新庄小中学校は要らないんじゃないのという議論、話が出てきてしまうような非常に危機感を抱いています。日新小も中も、側というか、校舎の建物、規模が大きいので、教室が余る、明倫学園。人数がどんと減るわけだから、非常に難しいかじ取りが向こう5年から10年、人口減少、単純に人口減少とはいえますけれども、教育問題も学校建設だとか考えたときに非常に大きな悩ましい問題が、大きな問題が向こう四、五年後、五、六年後に発生してくるのかなと思っています。

次に、八向地区の小中学校の統合ということについても、先ほど教育長から説明受けて、当然これも非常に難しい問題だとは思いますが、何回も言うとおりに、数字上、生徒がこれだけ減って、一つは八向地区に小中一貫した学校、要するに校舎を建てるというのも一つあると。あとはスクールバスで新庄小中学区に統合と。あとは日新学区と新庄学区に分散するのかな、その3つの案があるということらしいので

すけれども、これもいつでもいいということではなくて、なるべく早い時期から地元話を、誰がどういうタイミングで言うのかは分かりませんが、これも非常に勇気の要ることだと思います。

私もさっき言ったとおり、山屋小学校、統合しましたね、したときの責任者として、これは腹をくくって、行政側と地元地区、父兄、地区住民の1人は訴えたものです。だから、よくその難儀さは分かるんです。でも誰かが言わないとずるずるずるずるいってしまって、気がついたら10年後でしたと、蓋を開ければ人はいまして、そんな状態になってしまうのかなということが非常に大変だし、心配だなと。そういった、さっき言った3案あるんだということであれば、地元にも、まだ早いとは、いつ頃、1年後なのか2年後なのか3年後なのか、いつ頃、地元との対話に持っていくつもりでいるのかお聞かせください。

高野 博教育長 議長、高野 博。

高橋富美子議長 教育長高野 博さん。

高野 博教育長 八向学区、3校の案については、一応こんな3案あるということについては校長等にお示ししながら、その辺はあるんだということは、考えは前から伝えていると、ある程度。ただ、何年か前のPTAでは、このことについてどうこうするじゃなくて、生徒数が少ないことについてどう思っているんだろうと、保護者たちはということの内々に情報交換しようやと、そういうことはPTAの中では情報交換していますけれども、結論とか何かじゃなくて、どうしたらいいんだべということについての情報交換は、2年前かな、そういう話もあったことは承知してきましたけれども、その後、このことを地域にどうするかということについては、もう一度、教育委員会でももう一度話し合いをしながら、いろいろな形で、どの時期でいいのか、いろいろと相談させていただきながら、市全体

でもその辺を考えなきゃいけないことですので、市長といろいろ御相談させていただきながら考えていきたいなと思います。

そんなことはどれが一番いいのか、子供たちにとってどんな教育環境がいいのかということ、をまずいろいろな情報を今の段階では保護者からそういうことを聞き取っていききたいなと思っていますところでありますので、その辺は御理解いただきたいなと思います。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

高橋富美子議長 押切明弘さん。

6 番（押切明弘議員） 教育長の答弁をお聞きして、なるほどと、当然時間もかかるというのは私も重々承知していますので、そこまでのボール、1回投げたという事実に関しては非常にいいことだなと、それぐらいは逆に少し言っておかないと、言っておいてもらってよかったなと私個人的に感じたところでした。

少し前に戻っちゃうかもしれません。

先ほど新庄小中の学区割り、人数等、私申し上げましたけれども、新庄小学区、日新、明倫と3つ、旧市街地にあるわけです。新庄小中は、昔ったら相当前の話になるんだけど、一番歴史も古く、一番大きな学校だったのが、いつの間にか一番びりになってしまったと。これは新庄小中学校の立地、どこに学校があるやと、立地場所にも非常に深く関わっているなと思っていますところ。お分かりのように、日新学区、明倫学区も新庄の北と南、ちょっと離れた地区ですので、郊外に住宅地が建設される余地が十分残っている学区になるわけです。だから、近年、農地が宅地化されて、新しいうちが建て若い人が住むと。当然子供が生まれたときに、そうすると日新学区だとか明倫学区だとか、新庄学区はないんですね。ないですよ、大きな市営の住宅団地があるわけでもないし。そうすると必然的に下がる率、角度がきつくなるのは当然なんです。当然なんです。

だから、私が言っているのは、一つは学区の区割り、線引き、これを一つ変えられないかなと、10年かけないで。新しい学校が10年ぐらい後に完成であれば、その前に。そんなことも考えています。これすぐというのは難しいでしょうけれども、例えば関屋地区は、私が小学校とか中学校のときは沼田小学校で、中学校は新庄中学だった。いつの間にか、沼田、明倫学園、いつか誰かが変えていました。変わった。だから、そういうことを考えれば、区割りを少し変えて、バランスうまくいかないのかなと思っています。どうでしょうか。

高野 博教育長 議長、高野 博。

高橋富美子議長 教育長高野 博さん。

高野 博教育長 気持ちは十分あるので、やりたいということもあるかもしれませんが、いろいろと地域住民のそれぞれの思い、住んでいる方の思い、昔から住まわれている方の思いとかもいろいろあるので、いろいろなことを勘案しながら検討しなきゃいけないことかなということですので、その辺はどうこうすることをすぐできますなんていうことではなく、もう少しいろいろなことの御意見をいろいろな人から承っていくしかないのかなと思っていますところ。

それから、先ほどちょっと訂正というか、八向学区のPTAの話なんです、あれは役員の中で話し合いを、一部の役員でそういうことが話題に、どうすればいいべということですので、全体で話ししているというわけじゃないので、そこだけちょっと訂正させていただきますので、よろしくをお願いします。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

高橋富美子議長 押切明弘さん。

6 番（押切明弘議員） 八向地区の懇談会、その話については承知しました。

もう1点、くどいようですが、私も新庄小中学区出身なもんだから、非常に人数が少ないと

いうのは悔しいところもあるんですね。我々のとき一等賞だったんですけれども、今一番びりだ。3番目、非常に悔しいところがあります。

話、前に戻るかもしれませんが、学校を新しくつくとすれば学校を移さなきゃなんないから、私は宮内地区しかない、何回も言いますけれども、そこしかないです、今のところ。

やはりこれはまちづくりなんです。学校があると周辺に一般の住宅であったり小さい店舗だったり非常に張りつきがいいんです。高校だと北高を見て分かります、あそこは北高、学校だけ、周り田んぼ、何もなし。これは政策的なことであって住宅だとかほかの用途にできないこともあるんですけれども、小中学校となると非常にそういった意味では住宅が張りつきやすいです。よって、その学校の人数もあまり減らない。減るかもしれないけれども、減り方の角度が浅いと。こういった学校を、小中学校を中心としたまちづくりも一緒にできたらいいなと思っているところです。それについてどうお考え、お感じになるでしょうか。

高橋富美子議長 押切明弘さんに申し上げます。

質問は通告にある内容について質問していただきたいと思います。

6番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

高橋富美子議長 押切明弘さん。

6番（押切明弘議員） 1行書くのを忘れたなと思ってやりました。

時間もあまりないので、最後、質問というか、何回も言うとおりに、私も山屋小学校を統合した者として、新庄市の小中学校の八向地区の統合だとか新庄小中の統合と日新については、まだ小学校も中学校も校舎的には使えるのかな、いずれにしても時期はいつかは来るんですね。いつかは来るんですよ。そういった10年後、20年後を見据えた教育行政であってほしいなと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時44分 休憩

午後2時54分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

庄司里香議員の質問

高橋富美子議長 次に、庄司里香さん。

（8番庄司里香議員登壇）

8番（庄司里香議員） 12月定例会一般質問5番目、本日最後となります。議席番号8番、起新の会の庄司里香でございます。通告書に従い質問してまいります。

1番目として、各種手続の向上についてでございます。

市民の方々からよく言われておりますお話の中で、マイナンバーカードは生活の中で必要性を感じないとよく言われております。このような声は確かにあるのも事実です。しかし、これから国でも健康保険証や免許証としても使えるようにするという話も実現されるようでございます。

まずは1点目として、マイナンバーカードの健康保険証利用における医療機関との連携についての現状をお聞きいたします。

2点目として、証明書のコンビニエンスストアでの交付サービスの充実ということで、ここでは住民票や印鑑証明書等の基本的な申請書の交付サービスをコンビニエンスストアで交付という点についてお尋ねいたします。

3点目には、基本的な交付サービスをコンビニエンスストアでも交付できるようになった後に、市の窓口業務の今後のサービスの向上、充

実に向けた取組についてお尋ねしたいと思いません。

第2番目として、災害は忘れたときにやってくるという言葉もよく言われております。学校や勤め先などで避難訓練や防火訓練等を実施していたとしても、いざというときにはその訓練の成果が出るとばかりは言えません。ふだんからの備えが大切と、私も以前、町内の避難訓練の際に消防署の方からお話しされたことを思い出します。災害に備え、今できることについてお尋ねいたします。

1点目として、ハザードマップの市民への広報としてどのように取り組んでおられるのかについてお尋ねいたします。

2点目としては、災害時に市民への持ち出し袋の用意や避難所の告知等のお知らせも大切と思われる。それ以外に市として災害時に必要とされる備品等の供給体制についてお聞きいたします。

3番目として、今年もウインターシーズンが始まります。新庄市は雪が降り積もる山形県内でも豪雪地帯でありますので、必ずしも楽しい話題ばかりとは言えないようです。それでも、暮らしやすいまち新庄市となるように、この冬を乗り切る雪対策ということで、本市の取組についてお尋ねいたします。

1点目としては、道路の除雪について、ここでは私道も含んでおります。現在の状況と課題についてお聞きいたします。

2点目には、道路の除雪後や歩道等の雪を捨てるために、必要性が大きいと言われております流雪溝の状況と今後の方向性についてお尋ねいたします。

3点目としては、市民からの要望はたくさんあると思いますが、一方向だけですとなかなか改善することばかりとは限りませんので、サービスを受けるほうだけでなく、サービスをする側の業者、ここでは除雪をされる業者からの問

題点、例えば道路に止められた車が邪魔で除雪の妨げになるなどの問題点とその解決に向けた取組の現状についてお尋ねしたいと思います。

4番目として、人口流出が日本中で問題とされて久しいのですが、本市としても喫緊の課題であると受け止めております。本市の若者が新庄市にとどまり、学んだり働いたりするための施策についてお尋ねいたします。

1点目として、現在本市で高校卒業時に本市に残る若者は全体の何%ほどいるのでしょうか。また、大学や専門学校などへの進学後、本市で就職する若者は全体の何%ほどでしょうか。

2点目として、若者の本市への定着の状況を市としてどのように捉えていらっしゃるのかについてお聞きいたします。また、今後の具体的な取組についてもお願いいたします。

5番目としては、道の駅の補助制度を利用したエコロジーガーデンの整備についてお尋ねいたします。

現在、地元経済団体等で盛り上がっています北のゲートウェイもがみのランドマーク構想について、私なりの考えとしてお話しさせていただけるとすれば、民間の方々の道の駅にかける思いは十分に理解できます。北の十字路、国道13号と国道47号の分岐点にという構想は利点がないとは思っておりません。しかしながら、エコロジーガーデンの整備計画は現在第4期目を迎え、エコロジーガーデンは本市の観光の数少ない一つと私は捉えております。市としての観光事業の取組の一つとして整備して、市民の憩いの場所との思いにも耳を傾けるべきだと思っております。無論、最上8市町村一丸となつての道の駅をとということに対して批判する内容ではないことを初めに申し述べさせていただきます。

まずは1点目として、現在の第4期目エコロジーガーデンの進捗状況をお聞かせください。

2点目としては、道の駅の補助制度を活用し

た屋外トイレや駐車場の整備に併せ、エコロジーガーデンの魅力さをさらに高めるために、施設全体の経営形態の整備はどのようにお考えなのかについてお尋ねしたいと思います。

3点目には、防災機能を持った道の駅が昨今話題ですが、そのような機能性を重視した道の駅にするお考えはあるのでしょうか。この点についてもお聞きしたいです。

6番目として、国でもこども庁をつくらうというお話もあります。保育の無償化も2019年から実施され、今年末には国から18歳までのお子さんに10万円給付のうちの5万円を15歳までの子供にと、本市でもその準備に大急ぎだと聞いております。18歳までの子供さんたちに順序よくお配りできると思っております。また、残りの5万円はクーポン券で、春、新学期に使用できるように配られる予定だそうです。

このように、国や県でも子育て世代への負担軽減策をいろいろと打ち出している中、共稼ぎの御家庭や独り親世帯の方々に安心して子育てをとという声から生まれた、以前は児童館や学童と呼ばれていた放課後児童クラブですが、本市でのその現状についてお尋ねいたします。

1点目として、現在本市の放課後児童クラブの各施設での待機児童数はどのくらいいるのでしょうか。公立だけでなく、私立の放課後児童クラブでもよいのでお聞かせください。

2点目としては、全体の定員数をお知らせください。また、その定員数に対して指導員の数は足りているのでしょうか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

3点目として、本市では小中一貫校を推進しており、これまで2校、萩野学園、明倫学園が開校し、放課後児童クラブの併設もされて、保護者の方々から安心だし機能的だと大変喜ばれております。新庄小学校も施設に追加併設したいきさつもあるほど浸透した機能だと思っております。今後の放課後児童クラブの定員数の在

り方と整備の方向性についてお聞かせください。よろしくお願いたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、庄司市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、マイナンバーカードの健康保険証利用における医療機関との連携状況に関する御質問であります。令和3年10月よりマイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認が本格的に実施され、市内では県立新庄病院をはじめ個人医院は3事業所、歯科医は2事業所、調剤薬局は1事業所において利用可能となっております。

マイナンバーカードの健康保険証利用によって、加入者は保険証を持参せずに受診ができ、就職や転職、引っ越しをしても、健康保険への加入届が済んでいれば保険証を受ける前であっても受診ができるものであります。また、医療機関においては、加入者の保険証番号や負担割合などの資格状況が確認できるため、健康保険へ正しい請求ができ、医療機関や健康保険での事務の効率化が図られるものとなっております。

なお、市民の方の健康保険証利用の登録状況として、国民健康保険の加入者は約440人、後期高齢者医療制度の加入者は140の方が登録しております。

マイナンバーカードをお持ちの方で健康保険証利用の登録を御希望される方への登録支援を現在健康課窓口で行っております。

続きまして、証明書等のコンビニでの交付サービスの充実についてですが、コンビニ交付システムは、マイナンバーカードを利用して、住民票、印鑑証明などを全国のコンビニエンスストアなどで取得できるものです。

今議会におきまして、コンビニ交付システム構築業務委託料を計上し、来年度の早い時期の

導入を目指しております。システムの導入により、いつでもどこでも簡単に証明書が取得できることで、市民の方の利便性が高まることに加え、市民課窓口の混雑が緩和され、高齢の方などサポートが必要な方により丁寧な住民サービスの提供が可能となります。

また、市役所における申請手続の充実においては、コンビニ交付システムの基盤を活用し、市民課窓口での証明書の自動交付や職員が聞き取りで申請書を入力する申請補助、届出に伴う手続の御案内などのサービス導入を検討していきます。

令和2年には総務省から自治体DX推進計画が示されており、重点取組事項の一つとして行政手続のオンライン化が定められております。子育て31の業務について、国のマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続が可能となる電子申請を推進し、さらに利用者目線に立った窓口の利便性向上につなげてまいります。

「災害は忘れた頃にやってくる」といいますが、今は「災害は忘れる前にやってくる」ということで、災害に備えて今できることについての質問であります。ハザードマップについては、災害時に自ら避難行動を行う判断材料として活用することで、安全な場所に逃げ遅れずに避難が完了するという効果が期待されます。

本市のハザードマップにつきましては、全世帯に配布するとともに市広報に掲載し、ホームページで常時閲覧できるようにするなど周知に努めております。また、地域防災力向上のため、自主防災組織連絡協議会や防災士会の協力を得て、浸水害の危険箇所や近隣の避難所を確認するなど、ハザードマップの見方や活用方法を市民の方に説明し、役立てていただくための出前講座を開催しております。

市民の皆様には、自助として平時からハザードマップで避難所を確認し、早めの避難に備え

ることや、共助として町内会や自主防災組織などでは高齢者や避難する際に支援が必要な方へ声かけを行うなど、日頃からの心構えと備えが大切であると考えます。

今後も、出前講座の機会を充実するなど、地域の方々の防災意識と地域防災力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、災害時の備品についてであります。本市の地域防災計画に基づき、災害発生時に避難所内において必需品となる非常用の飲料水、食品、防寒用の毛布、ストーブ、発電機や簡易トイレなどについて、毎年計画的に備蓄を進めているところです。また、災害備蓄品のうちペットボトル飲料水やアルファ米などの食品につきましては、賞味期限が近いものから各地区で実施している防災訓練や防災講座、研修会などの際に提供し活用していただくことで、地区の防災意識の向上を図るために有効に活用しております。

これらの備蓄品については、市備蓄倉庫で一括管理し、災害が起きた場合はいち早く避難所へ搬送できるよう、国や県、運送事業者と連携した対策を地域防災計画に定めております。大規模災害に備え、国や県、県内外の市町村との物的、人的な応援体制、民間事業者の協力について災害応援協定を締結し、救援物資や災害備蓄品の供給運搬体制を確保しておりますが、今後とも行政、企業が連携した即応力の強化に努めてまいります。

次に、雪対策についての御質問であります。

1つ目の道路除雪の現状と課題についてですが、今年度の除雪計画では市道の除雪延長が223.5キロメートル、歩道が24キロメートル、生活道路につきましては352か所42キロメートルとなっております。早朝除雪は全て市内業者に委託しており、全36社、車両台数132台を配備し、昨年のような連日の降雪にも障害なく対応できる体制としております。

本市の冬道は、このような除雪業者による丁寧な作業により、県内のどこよりもきれいに除雪されていると市外の方からも高く評価されています。

今後もこのような除雪体制を維持していくためには市と業界が一丸となって取り組む必要があると考えており、昨年度から除雪委託料の最低金額を定め、一昨年のような少雪時でも人材や機材を確保し、業務の継続ができるよう制度を構築いたしました。

一方、業界においては人材の高齢化が進行しており、除雪オペレーターの育成も今後の大きな課題となっております。

雪対策は市としても重要課題と位置づけており、今年度も除雪業者の御協力をいただきながら安全安心な冬の市民生活を維持できるよう努めてまいります。

2つ目の流雪溝整備の現状と今後の方向性についての質問ですが、本市では第2次新庄市総合雪対策基本計画に沿って側溝計画90キロメートルのうちこれまで50キロメートルの流雪溝を整備し、運用してきております。今年度は、現在実施している常葉地区の事業について完了、そして新規事業として桧町地区の測量設計に着手しております。また、これまで県との共同事業で実施してきた金沢地区につきましても一部運用を開始する予定であります。

流雪溝事業につきましては、施設の整備や水利の確保など大変時間のかかる事業であります。現在の基本計画につきましても20年近く経過しており、少子高齢化による町並みの変化など、当時の計画に沿わない部分も出てきておりますので、今後の見直しも必要と考えているところでございます。また、流雪溝事業は、除雪作業の負担軽減だけでなく、地域のコミュニティーを創出する事業と捉え、今後も計画的な事業の推進を図ってまいります。

3つ目の除雪業者からの問題点や課題などに

ついては、その都度報告を受け、解決に向け対応しているところですが、昨年からシーズンを終えた春先にGPS除雪管理システムを活用し、除雪時間の短縮や運行効率などについて交互に意見交換を行う機会を設けております。意見交換では、効率化を図るため、業務路線の組替えなどについて話し合い、除雪計画にも反映させているところでございます。

今後も除雪業者との話し合いを繰り返しながら、業務の効率化など問題解決に向け、努めてまいります。

次に、若者の定着についての御質問です。

まず本市で高校卒業時に残る若者は何%いるかについての御質問ですが、商工観光課で毎年調査をしております最上管内における高等学校の進路状況調査では、今年3月に卒業した学生数559名に対し就職した学生は31.3%で、そのうち管内就職者は17.9%、100名の方が地元就職しております。さらに、ここ数年は学生に対しての地元定着、回帰の事業成果が現れてきており、本年就職した学生のうち管内に就職した方は57.1%と6割近い学生が地元で定着し頑張っております。

進学後、本市に就職する若者の割合については、把握する方法がないため、現在具体的な数字は押さえておりませんが、これまでも20歳代の就職期の本市への人口流入は10歳代の人口流出の約半数にとどまっており、本市への回帰率が低いと捉えております。

その原因としては、若者が希望する就職先が少ないこと、特に若い女性が希望する一般事務や営業事務などの職種が少ないことではないかと認識しております。

そのため、高等教育機関に進学した学生が今後卒業後に少しでも多く本市に就職回帰できるよう、中学生を対象とした新庄体験、高校生を対象とした地元企業見学ツアーなど、若いうちから地元企業の魅力を知ってもらう取組や、進

学した学生に対しては企業説明会や合同就職面談会を開催しております。

企業側には、自社を就職先として選択してもらえるように、学生に対しての魅力の伝え方や見せ方について研修会を実施するなど、人材育成推進確保対策協議会と連携し取り組んでおります。

また、若者の地元定着のため、県と市町村、民間団体と連携して取り組んでいる新庄最上地元大学では、高校生が地域の大人との対話を通して産業や歴史、文化など、地域の現状や課題を学ぶ機会として多くの学生が参加しております。そして、回を重ねるごとに学生に浸透し、参加した学生が進学や就職した後にスタッフ側として地元大学に携わっているということも伺っており、地元への愛着が芽生え、将来の地元定着につながってくるのではと感じております。

今後とも関係機関と連携し、少しでも多くの若者に地元定着してもらえよう取り組んでまいります。

次に、道の駅制度を活用したエコロジーガーデンの整備に関する御質問ですが、エコロジーガーデン利用計画についてですが、この計画は施設全体のハード・ソフト両面の事業展開に関する具体的な計画として平成19年度から策定しているものであります。現在の第4期計画は平成30年度から令和4年度までの5年間の計画期間となっており、来年度新たな計画を策定することとしております。

第4期計画において最も重点的に進めた事業は保存活用計画に基づく蚕室の耐震改修工事とその活用事業となりますが、予定していた旧蚕室3棟の工事を令和2年度に終え、その活用も今のところおおむね順調と考えているところであります。

また、長期的な課題とされてきた大型駐車場整備や屋外トイレ整備についても、道の駅事業での交付金を活用した整備を進める方向で検討

しているところです。

今後、北側エリアの整備活用や樹木の維持管理などについてもさらに進めてまいります。

また、施設の可能性を十二分に生かしていくために、運営管理委託も含め民間団体のさらなる活用も図っていく必要があると考えているところでもあります。

こうした課題については、今後エコロジーガーデンが有する文化財や景観といった資源をさらに活用していくためにも早期の解決が必要でありますので、着手できるものから着手し、第5期利用計画に反映させながら取組を進めてまいります。

次に、道の駅事業を活用した整備に併せたエコロジーガーデンの魅力向上についての御質問ですが、昨年度まで整備してまいりました登録有形文化財の保存活用に向けた改修により、これまで以上に施設利用の幅が広がり、多様な活動の場として御利用いただけるようになりました。このことに併せ、道の駅整備による大型駐車場整備や屋外トイレの設置により施設全体の使いやすさは格段に向上されると考えております。また、登録有形文化財を活用した道の駅は全国的にも珍しく、本市の歴史や文化を感じることができます。今後展開される広大な北側エリアの整備活用も含め、この地域の自然の豊かさを体験できる場所になると考えております。

新たに整備をする施設については、既存施設との調和はもちろんのこと、休憩施設周辺でも集客イベントができるような構造にすることや、エコロジーガーデン全体に誘導する配置などについても検討してまいります。さらに、道の駅を市内に点在する観光資源を回遊する拠点と位置づけ、バスやタクシーの乗降場の設置や交通手段の案内なども併せて検討してまいります。

次に、防災機能を持った道の駅の考えはとの御質問ですが、道の駅制度を活用して広い駐車場と24時間トイレの整備をすることで、国道13

号と隣接していることから災害時の拠点的な活用が可能と考えます。緊急的な避難場所としての利用や、物資や輸送車両などに対する中継地点としての利用、自家発電装置や防災トイレなどの整備についても検討してまいります。

現在、このような整備に関しての計画を取りまとめ中であり、案がまとまり次第、皆様にお示ししたいと思います。

11月27日に民間主導の新庄もがみのランドマークを考える協議会のシンポジウムがございました。民間の考える道の駅に対して、今まで県が主導する道の駅から新庄最上8市町村で主導するランドマークへの参加と協議を進めることで、民間の皆様と協議をしているところであります。

最後に、市内の放課後児童クラブについての御質問ですが、新庄市内の放課後児童クラブは公立が4所、民間立が5所の計9所あります。

1つ目の御質問の定員と待機児童数についてですが、公立4所につきましては、11月1日現在、新庄放課後児童クラブは40名の定員に対して36名の入所者数、明倫放課後児童クラブは60名の定員に対して60名の入所者、日新放課後児童クラブは90名の定員に対して82名の入所者、萩野放課後児童クラブでは40名の定員に対して39名の入所となっており、明倫放課後児童クラブにおいて1名が空きを待っている状況です。

なお、この1名につきましては来年1月の入所が決定しております。

2つ目の御質問の放課後児童クラブの支援員数は十分かといった御質問ですが、厚生労働省令放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定により、支援の単位ごとに2名以上とすることが決められております。これにより新庄放課後児童クラブは40名の定員に対して3名、明倫放課後児童クラブは60名の定員に対し4名、日新

放課後児童クラブは90名の定員に対して8名、萩野放課後児童クラブは40名の定員に対して3名の支援員等を配置し、基準を満たして配置しております。

しかし、小学校において特別な配慮を必要とする児童も増加傾向にある中で、放課後児童クラブを利用する児童も同様の傾向が見られることから、加配の支援員が必要であると考えております。特に日新放課後児童クラブについては、大規模修繕も行っていることから、日新小学校内における分散保育を行うため1名を増員し、対応に当たっているところです。他の放課後児童クラブについても来年度の職員体制について強化を検討しているところであります。

3つ目の御質問の今後の定員数の在り方と整備の方向性についてですが、放課後児童クラブの整備に関しては、これまで萩野放課後児童クラブ、新庄放課後児童クラブ、明倫放課後児童クラブ、学校内のスペースの利用や併設という形で新設してまいりました。

しかし、日新放課後児童クラブにつきましては、昭和50年に県が建設した旧星芒寮を改修して利用している建物であり、老朽化も著しいことから、今後の方向性について関係課との協議を開始いたしました。日新小学校内の空きスペースの利用については、学校側との協議も必要であるため、その面積と定員の関係、あるいは新たな設置場所、時期などについて協議を重ねていくとともに、学区内には民間立の放課後児童クラブが2所あることから、そうした施設との話し合いも行っていきたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 再質問をよろしくお願ひいたします。時間的な配分もちょっとあれなので、後ろのほうからお願ひいたします。

6点目の放課後児童クラブについてでござい

ます。

空きスペースをお借りしてとお聞きいたしました。現在80名、日新小学校の放課後児童クラブのことです。80名の定員数、半分ずつということですが、改修後はまた80名が1か所ということになるのでしょうか。1つの施設に80名ないし90名近くという定員が果たして適当と思っていられるのかという点と、その子供たちのお迎えの御両親のお話をお聞きしたところ、車の駐車スペースがほぼなくて、とても大変と聞いております。せめて職員の方の駐車している車だけでも例えば最上学園の駐車場をお借りすることとか、日新小学校にお願いするとか、わくわく新庄に止めさせていただくなどという考えはないのでしょうか。再度よろしくお聞きいたします。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長 西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 初めに、日新放課後児童クラブの定員に関する御質問でございますけれども、県内におきましては345か所ある放課後児童クラブですけれども、そのうち日新放課後児童クラブと同じように1施設に2園あって40名ずつ80名、それから45名ずつ90名、あるいは55名ずつ110名、全体で125名というような施設もあるということもあります。また、実施の仕方として、第一、第二、第三と分けているようなところもございます。それぞれの事情において行っているということもありますが、90名が決して多いとは思えないのではございますけれども、現場からはやはり目が行き届きにくいといったような声は聞かれています。

また、今行っております学校内のスペースでの分散保育ですけれども、このたび行っております日新放課後児童クラブの内装の工事が遊戯

室など広範囲にわたるものですから、人数を分けての保育ということで、工事期間に限って行っているものでございます。

ただ、今後、老朽化した放課後児童クラブ建物でございますので、そうした建て替えですとか学校の空きスペースを利用した分散ですとか、そういったところも含めて今後の方向性を協議してまいりたいと思っております。

それから、駐車場の件ですけれども、現在、工事車両なども行き来するものですから、職員の駐車場として10台分ほど、わくわく新庄をお借りしているところです。こちらに関して、やはり冬場、特に雪の関係で狭いといった声もこれまで聞こえていたこともございますので、また改めまして関係機関と協議しながら検討してまいりたいと思います。以上です。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） ぜひともお母様たちの負担が少しでも少なくなるように、どうかよろしくお聞きいたします。

エコロジーガーデンについてです。

最上公園からエコロジーガーデンの観光の一体化、また市内の商店街への人の流れをつくる仕組み、いろいろお話しされておりましたね。その点で計画などがとてもいい、お話しされている内容の中ではいいことをお考えだなと思っておりました。

エコロジーガーデンの名物でもあるkitokitoマルシェに何度かお邪魔したのですが、雨や風の強い日には訪れる方も少なく、出店者の方も大変御苦労されているようでした。木々の情景は大変よいのですが、店舗設置には不向きな点もたくさんあるかと思えます。また、最近はキッチンカーや軽トラでといった販売方法もございまして、そのような点からも駐車場の周りに屋根つきの遊歩道や自由通路などがあれば、月1回の開催だけでなく、軽トラ市やキッチ

ンカーフェスティバルなどという催しも考えられると思います。週末のたびに何かあると思っていただけるのではないのでしょうか。

また、バスターミナルとして東京などへの夜行バスの発着地としての機能があれば駐車場の有効利用にもつながると考えておりますが、そのような市民の利便性を備えたものによつて市民の憩いの場所づくりが進んでいくと考えられます。

再度お聞きいたします。この点についてのお考えは、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 道の駅整備に併せまして、そこからの市内への発展形、またその場所における市民の活動の場所等の事業についてということで御質問いただきましたかと思ひます。

先ほど市長からの答弁にもありましたように、今後整備される駐車場と休憩施設等の整備に併せまして、屋外でのイベントでも活用できるような施設の整備の方法について、今後の計画の積み上げということになるかと思ひますけれども、その辺の可能性についても検討を進めていきたいと考えております。

また、駐車場が整備されることによりまして、そこを拠点として市内へ回遊できる手段などについても提供する方法ができるのではないかと考えておりますので、こちらについても検討を進めていきたいと考えているところであります。以上です。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） ぜひとも、できた後にいろいろ使えるような仕組みづくりを考えていただきたいと思ひております。

若者の定着についてですけれども、市長もおっしゃっていた中になるほどと思ひたこともあったんですけれども、進学するところが少ない

ということもあると思ひますよ。専門職大学の4年制化に向けて新たな取組について、もしあればお聞かせください。

高橋富美子議長 暫時休憩します。

午後3時32分 休憩

午後3時33分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 若者の定着ということで御質問いただきました。

専門職大学につきましては、今も様々検討させていただいて、県で1年遅れるということですけれども、令和6年春開業に向けて我々もいろいろできることを検討してまいります。

若者なんですけれども、進学先がないということで、先ほどもデジタル化計画を御説明したように、今、デジタル技術、ICTを使って様々な講義を受けられるとかそういった時代になっております。

この年末にかけて新聞に立て続けに出たんですけれども、皆さん御存じか、やまがたAI部というのが令和2年に立ち上がりました。こちらは、企業や自治体、大学が連携してつくるコンソーシアムで、学校横断型の部活動でAIを学ぶということで、学校を建てなくてもデジタル技術を使って学べる、部活動として学べるという仕組みができています。令和2年8月にこちらが県内で立ち上がったんですけれども、新庄市におきましては、令和3年、今年になりまして新庄神室産業高校と新庄北高等学校で参加しております。こういった形で新しいデジタルを使いながら若者が学べるという仕組みも立ち上がっていますので、市としてもぜひこういったところを支援していきたいと考えております。

そうしたことで一つ一つが若者の定着につながっていけばいいかなと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） これからは技術というか、資格取得やスキルアップのためにも、働いていても勉強したい、そういう方もいらっしゃると思いますし、地元で夢を育て、夢を実現していただけたらと思っておりますので、ぜひとも支えてあげてください。

雪対策についてなのですけれども、私道の除雪について、とても助かっているという声が多数聞かれております。また、老人の独り暮らしの家庭の玄関前除雪についてもありがたいなという声がたくさん寄せられております。

このような雪対策事業として展開していきたいと計画しているものは今後あるのでしょうか、その点についてお聞きしたいです。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 市民の方々から新庄市の雪対策についていろいろとお褒めをいただいているということは大変ありがたく思っているところです。

市としまして、私道の除雪をはじめ他市には見られないような雪対策事業として活動させていただいているところでありますが、これまでも高齢者世帯の間口の排除雪や堆雪場所の利用に関する固定資産税の減免制度など、可能な限り市としてできることをやってきているところでございます。また、今年度から個人向けの除雪車の補助金なども始めまして、こちらも好評のうちに応募者がたくさんおいでいただいているところです。こちらにつきましては個人の除雪機ですが、その除雪機を取得することによりまして、地域の皆様方へのコミュニティーの創造なども含めて活動が期待されてい

るところでもございますので、この辺も含めて共助に向けた取組などが広がっていくことを期待しているところでございます。

今後も雪対策についてはいろいろと考えて実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） とかく雪は本市ではマイナスのイメージで捉えがちですけれども、市民みんなで一致団結してこの冬を乗り切りたいと思っております。また、業者の方々、特にオペレーターの方は暗いうちからの作業、本当に御苦労さまです。けがのないようにお仕事を頑張ってくださいと思っております。

次に移ります。

災害に今できることという内容で、洪水や地震のハザードマップを見させていただきました。市民の方から言われていることとしては、市内西部、北部などで区切られているけれども、町名を入れてもらえると大変分かりやすいということでした。改定の際とか、でなければネットで配信されているものだけでも記入していただくということはできますでしょうか。

小関 孝環境課長 議長、小関 孝。

高橋富美子議長 環境課長小関 孝さん。

小関 孝環境課長 現在のハザードマップに細かい町内名、確かに入っておりません。こちらのハザードマップ、既に全戸配布させていただいたところではありますが、議員おっしゃられましたように、ホームページでもって詳しい解説をつけるなど今後検討してまいりたいと考えます。よろしくお願いいたします。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） ぜひとも活用していただくために細やかなところも必要だと思いますので、検討のほどよろしくお願いいたします。

マイナンバーのことなんですけれども、窓口の軽減になっていけばいいなと思うんですよ。それで、窓口の対応についての批判とかではなくて、今よく言われていることは、窓口というか、入り口の市役所の案内の方がとても優しくてすばらしいと、あと電話で対応されるときもすごく優しく丁寧だということをよくお聞きしております。そういうことの積み重ねが大切だと思いますので、ぜひとも、マイナンバーでコンビニで全てできるようになっても、やらなくちゃいけないことはやはりあると思いますので、ぜひともそういう部分では丁寧な対応をしていただければありがたいと思っております。

次に移ります。

先ほどのハザードマップ以外のところなんですけれども、避難所に供給されている備品は市内に用意されているということをお聞きしましたけれども、大体市内まで何時間ぐらいで避難所に持っていくという目標値というか、そういうものはあるのでしょうか。大体の基準を教えてください。

小関 孝環境課長 議長、小関 孝。

高橋富美子議長 環境課長小関 孝さん。

小関 孝環境課長 現在の備蓄倉庫、防災倉庫ということになるんですけれども、そこから各避難所にどのぐらいの時間で持っていけるか、この明確な基準はございません。ただし、その災害状況、洪水ですとか地震ですとか様々な災害あるんですけれども、その状況に応じて速やかに避難所に持っていけるような手だてを地域防災計画に、例えば運送事業者との応援協定ですとかあるいは小売店との応援協定ですとか様々な協定を結んでいるところであり、こちらの事業者と協力しながら速やかに避難所に物資を運ぶという形で進めていくことになるかと考えております。以上です。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 備品が各避難所にあれば一番いいんですけれども、それも全部古くなってしまったり、管理がうまくいかなかったりということがあると思いますので、一括管理しても避難所には確実に届けるということを市民の方にお伝えできればいいと思うのです。

先ほどのハザードマップの件もそうなんですけれども、本当に困ったときにそこに手が行くかというのはすごく難しいところもあると思います。ただ、困ったときに、市で全部面倒を見ることはできなくても、やれることをやっているとして市民の方に思っただくということが大切だと思いますので、今後とも皆さん一丸となって市民のために頑張っていただきたいと思っております。以上でございます。

散 会

高橋富美子議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日7日午前10時より本会議を開きますので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時42分 散会

令和3年12月定例会会議録（第3号）

令和3年12月7日 火曜日 午前10時00分開議
 議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	新田道尋	議員	4番	八鍬長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	17番	佐藤卓也	議員
18番	小野周一	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	山科雅寛	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者長 兼会計課長	荒田明子
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	平向真也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員 局長	津藤隆浩

選挙管理委員会
委員長

武田清治

選挙管理委員会
事務局長

小関紀夫

農業委員会
会長

浅沼玲子

農業委員会
事務局長

横山浩

事務局出席者職氏名

局長 武田信也
主任 庭崎佳子

総務主任 叶内敏彦
主 任 小松真子

議事日程（第3号）

令和3年12月7日 火曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1番 佐藤悦子 議員
- 2番 今田浩徳 議員
- 3番 佐藤卓也 議員
- 4番 叶内恵子 議員
- 5番 佐藤文一 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

令和3年12月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	佐藤悦子	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢になっても、障害になっても安心して暮らせるように 2. 子育て支援 3. 新庄市にカジノは、いらぬ 4. 税の地域内循環で、市内中小業者、市民の仕事を守るために 	市長 教育長
2	今田浩徳	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方営農発展の展望 	市長
3	佐藤卓也	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもを生き育てやすい生活環境づくりについて 2. 健康福祉推進委員について 	市長
4	叶内恵子	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政財産の使用許可について 	市長
5	佐藤文一	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者差別解消法、合理的配慮について 2. 歴史まちづくり法の活用に対しての新庄市の進捗状況、今後について 3. 新庄市立義務教育学校の部活動について 	市長 教育長

開 議

高橋富美子議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

高橋富美子議長 日程第1 一般質問。

これより2日目の一般質問を行います。

本日の質問者は5名です。

佐藤悦子議員の質問

高橋富美子議長 それでは最初に、佐藤悦子さん。

（1番佐藤悦子議員登壇）

1番（佐藤悦子議員） 新庄市民及び日本共産党を代表して一般質問を行います。

1番として、高齢になっても障害になっても安心して暮らせる新庄市になってほしいという願いを込めて質問します。

1つは、灯油の高騰が生活困窮者に追い打ちをかけて死活問題になっております。福祉灯油の金額や対象の拡充が必要ではないでしょうか。また、生活保護受給者で、けがや病気、障害による療養生活で、外出が著しく困難で常時在宅せざるを得ないという方が少なくありません。こういう方は冬季加算特別基準（冬季加算額の1.3倍）の適用を申請できるのではないのでしょうか。必要な方に適用することをどう考えてお

られるのでしょうか。

2つ目は、養護老人ホーム神室荘入所者の人権は保障されていると言えるのでしょうか。主権者としてこのたびの国政選挙の選挙権の行使を保障できたのでしょうか。また、直営のときは大変おいしいと評判だった神室荘の給食の内容がうまくなかったという声が入所者から聞かされております。民営化の問題はないのでしょうか。

3つ目は、特別養護老人ホームの増設が必要ではないかということです。独り暮らしで、市内で、少ない年金に対する医療費や介護費用の重さに不安で押し潰されそうになった高齢者が、ついのすみかとして特別養護老人ホームを申し込みましたが、却下されました。本人の収入に応じた利用料設定の特別養護老人ホームは、高齢者の安心のとりでです。現在、市内待機者97人と言われていますが、その解消こそ新庄市の喫緊の重要な課題ではないかと私は思いますが、どうでしょうか。

4つ目に、町内会費や新庄まつりの寄附は、生活困窮世帯は免除できるよう周知及び広報すべきではないかと思うのですが、どうなっているのでしょうか。

大きな2つ目は、子育て支援に関連してです。

1つは、18歳までの医療費無料化による市の支出額は少なく済むのではないのでしょうか、お聞きします。

2つ目は、給付型奨学金制度の創設はどうかということです。山形県の奨学金を受けている高校生の金額は、公立では月1万8,000円、私立では月3万円、しかしこれは貸付けでありまして、高校卒業時に公立では64万8,000円、私立では108万円の借金となります。本市では何人おられるのでしょうか。これらを給付型奨学金にすべきではないかと私は思いますが、どうお考えでしょうか。

村山市では、一時金で高校生に15万円、大学

生や短大生に40万円、給付型奨学金を支給して
おりました。酒田市でも一部の大学生に30万円、
給付型奨学金がありました。少しでもこうした
給付型奨学金があることで、子供たちが、若者
が励まされるのではないのでしょうか。

3番目は、新庄市にカジノは要らないという
ことについてです。

10月21日付、山形新聞に「新庄市にI R誘致
を目指す若手経営者ら委員会設立」の報道があ
り、市と県に働きかけを強めるとのことでした。
カジノはギャンブルです。市にいつどのような
働きかけがあり、市はどう対応しているでしょ
うか。また、その山形新聞には「1日3万人の
利用と年間3,500億円の売上げを見込む」とい
うのがありますが、カジノ目的の人はほかの
消費支出はほとんどありません。売上げの多く
をカジノ経営の企業の利益に取り、残りをギヤ
ンブル勝敗で分配するので、参加者は損をする
仕組みがギャンブルです。国内外の富裕層を呼
び込むとか、ふるさと創生あるいは復興という
ことをそこで書かれておりましたが、地域住民
が吸い上げられ、家庭崩壊、地域疲弊のもとで
はないのでしょうか。

市内ではパチンコによってギャンブル依存症
が増え、家庭崩壊、自殺者も出ています。子供
や青年への悪影響を広げることになるのではな
いのでしょうか。カジノ誘致にはきっぱり反対す
べきではないのでしょうか。

4番目は、税の地域内循環で、市内中小業者、
そして市民の仕事を守るためにということで質
問します。

1つ目は、公共事業におきまして、入札は市
内業者でしたが、下請を見ると市内業者が僅か
しか受けられない現状が見られました。とても
残念で仕方ありません。税の地域内循環を目
指すために、下請も地元業者に請け負わせるよ
う契約などで指導すべきではないのでしょうか。

2つ目に、公契約条例をつくり、働く人の賃

金の保障を進めるべきではないでしょうか。

以上です。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせて
いただきます。

初めに、灯油購入費助成についての御質問で
ありますが、県の補助金を活用して毎年助成を
実施しているところですが、今年度は世帯の全
員が令和3年度市民税非課税である高齢者世帯
や障害者世帯を対象に1世帯当たり一律5,000
円を給付しております。助成金額や対象の拡充
につきましては、現時点での予定はございませ
んが、昨今の燃料価格の高騰を受けて、国にお
いて緊急の経済対策を実施する動きがあります
ので、情勢を見定めながら検討してまいります。

次に、生活保護の冬季加算についてですが、
国の基準では傷病や障害などによる療養のため
外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得
ない者または1歳未満の乳児がいる被保護世帯
に対して、通常の冬季加算額に1.3を乗じて得
た額の範囲内で冬季加算額を増やして認定する
ことが可能です。

本市では、現在のところこの特例を適用した
例はございませんが、ケースワーカーの訪問や
医療機関の情報等から判断し、必要な場合は支
給について検討するなど、引き続き適切な制度
運用に努めてまいります。

次に、神室荘の民営移管に伴う質問でありま
すが、神室荘については平成27年4月より社会
福祉法人へ運営を移管しております。民間へ運
営を移管した後についても、社会福祉法人へは
3年に1回定例監査を行っており、法人に対し
て、法令を遵守しているのか、利用者の人権に
配慮されているかなどを確認しております。

選挙権の行使に関しましては、利用者へ必要

な支援を行うなど、権利擁護には万全を期していることを確認しております。

また、神室荘を利用されている方へは毎年市の職員が直接現状や要望などを聞く機会を設けさせていただいており、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響から実施できませんでした。今年度は実施する予定でありますので、利用者のお声を聞きながら引き続きよりよい施設となるよう協力して進めてまいります。

次に、特別養護老人ホームの待機者解消についてお答えします。

特別養護老人ホームへの入居条件といたしましては、在宅での生活が困難になった要介護3以上の方となっております。入居待機者がいまだに解消されてない現状については、介護職の人材不足もその要因と認識しております。待機者の解消に向けて、第8期新庄市介護保険事業計画に基づき、介護職の人材確保と介護保険事業の適正な運営を進め、安定した介護サービスの提供を行いながら、高齢者が適切なサービスを受け、安心して暮らしていけるよう進めてまいります。

次に、町内会費についての御質問であります。町内会は任意団体であり、その会費の額や集め方などに関しては、生活困窮世帯へ何らかの配慮をすることも含めまして各町内の自主的な判断で行うものと捉えております。

また、新庄まつりの寄附については、まつり協賛会の会費や各若連が家々を訪問して御祝儀をお願いする場合などございますが、これらにつきましても強制されるものではなく、あくまでも寄附する方の御厚意という形になっておりますので、生活困窮者に対する配慮について特に周知が必要との認識はございませんので、御理解のほどお願いいたします。

次に、18歳までの医療費無料化についてお答えします。

市の子育て支援医療につきましましては、現在、

中学3年生までの医療費を完全無料化としております。小学4年生以上の外来診療に対する医療費助成については、県の医療給付事業の補助対象とならないため、全額市の財源から支出となっております。子育て支援医療給付事業の令和2年度支出額は、県事業分を含めた総額で約8,240万円、そのうち中学生分は約1,820万円となっております。18歳までの3年間の医療費についても中学生分の医療費と同額相当が見込まれるところであります。

今年度、県内では13市のうち5市は入院と外来、1市は入院のみについて高校生までを対象として無料化しておりますが、子育て支援医療の基本は県の制度であるとして、市長会を通して県に対する制度拡充の要請を行っております。

現時点で市独自のさらなる年齢拡大の考えはございませんが、今後も県の制度の動向を注視するとともに、他の子育て支援施策とのバランスを考慮した上で判断してまいりたいと考えております。

なお、給付型奨学金制度については教育長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

次に、IR誘致を目指す若手経営者の委員会が市にどのような働きかけがあり、どう対応しているかという御質問にお答えさせていただきます。

議員の質問内容にありますように、市としても総合型リゾート施設誘致の件に関しては新聞報道により初めて目にしたところであり、あまりにも突然のことで予備知識もなく、答弁するものを持ち合わせておりませんので、御了承ください。

次に、税の地域内循環で市内業者を守るための御質問であります。初めに、公共事業において、税の地域内循環を目指すために下請も地元企業に請け負わせるよう契約などで指導すべきではないかとの御質問ですが、工事

を発注する際には市内業者を指名するなど、市としてでき得る範囲で地域にお金が回るようこれまで考慮して発注業務を行ってきております。

工事を施工する上で、受注業者のみでも当然可能でしょうが、他の建設業者に工事の一部を請け負わせる、いわゆる下請業者を利用することは一般的なことと認識しております。その下請業者の選定については、受注者がその目的に沿った業者を選ぶこととなります。その行為に対して発注者として指導することは市としてはできない行為であると御理解いただきたいと思います。

ただし、建設工事請負契約約款において「社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならない」という条項がありますが、これは労働者を守るためのものであり、全国の自治体においても記載されている内容であります。

また、下請に市内業者が僅かしか受けられないとのことですが、特殊な工法、機械が必要となる以外はおおむね市内業者となっていると認識しております。工事の種類や発注時期など様々な要因がありますので、それぞれ異なることは御承知願いたいと思います。

次に、公契約条例をつくり、働く人の賃金の保障を進めるべきとの御質問ですが、労働者の賃金については国が定める最低賃金制度があり、これを遵守していくことが重要であると考えております。

公契約条例については、自治体が発注する工事や委託業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保する労働条項などを条例で定めたものであり、その目的は理解できるところであります。しかしながら、本市の建設工事や業務委託の発注に当たっては、賃金、就労時間などの労働基準の遵守を基本としており、ダンピング受注により下請へのしわ寄せや、工事受注者の賃金、労働条件の悪化がないよう低入札価格調査制度を導入し対応しているため、現在のところ

公契約条例の制定については考えておりません。

子育て支援、給付型奨学金等については教育長より答弁させますので、以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

高橋富美子議長 教育長高野 博さん。

高野 博教育長 おはようございます。

給付型奨学金制度の創設に関する御質問についてお答えします。

本市では、現在、次世代を担う若者の地元定着を目的に2つの奨学金制度を運用しています。

1つ目は、ふるさと創生人材確保事業として、最上育英会で実施する奨学金事業に新庄市枠を設けています。

本事業は、理工系、看護系、法規系の学生の地元定着を狙いとしており、大学など卒業後6か月以内に市内の事業所に就職した場合に奨学金の半額について返還を免除するものであります。平成24年度以降これまで34名の方が本制度を利用し、実際に本市に保育士として3名の方が就職し、奨学金の減免を受けています。

2つ目は、山形就職促進奨学金返還支援事業として、県と市がそれぞれ2分の1ずつ出捐して県が基金を創設し、若者の県内回帰を支援しています。

本事業は、大学などを卒業後、県内に居住し、一定期間継続就業するなど諸条件を満たした方に対し月額2万6,000円までの範囲で奨学金の返還を支援する制度です。平成28年度以降これまで36名の方が本制度を利用しておりますが、現在5名の方が本市に居住しており、今後、条件を満たすことで奨学金についての返還の支援を受けられるものと考えています。

本市の奨学金返還支援制度は、貸付け型ではありますが、条件により全額給付型または一部給付型と同等の効果となる事業であり、地元への居住、就業をバックアップすることにより、次世代を担う若者の地元定着を目的とし、将来

有望な人材を確保、育成する上で有益な事業であると考えています。

今後とも関係機関等と連携しながら取り組んでまいります。以上であります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 最初に、高齢になっても障害になっても安心して暮らせるようにという質問の福祉灯油については、国の情勢を見て検討するというお話がありました。本当に灯油の値上がりがかひどくて、2020年の頃には18リットルで1,500円、これは最低価格ですが、そのぐらいで、5,000円の福祉灯油券があれば3缶以上買えたんですけども、今の状況では3缶買えません。2缶ちょっとというところで、大変なことだと思います。

長井市では、従来1世帯5,000円だったんですが、これに上乗せで5,000円を支給するという方針を打ち出し、大変喜ばれております。また、真室川町ではこのたび2,000円上乗せを今議会で提案されたという話でした。御存じでしょうか。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、伊藤リカ。

高橋富美子議長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 今の質問にお答えさせていただきます。

他自治体で上乗せの検討を行っているという情報は得ております。また、今、市で5,000円の給付をしているわけですけども、半額については、2分の1については県の補助を受けているということなんですけれども、その補助について県でも上乗せについて検討しているという情報がございます。そういったことも含めまして、他自治体の状況や県、国の動きを見ながら、本市といたしましても検討をしていくという形でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） ありがとうございます。ぜひ、価格が上がっているのは今年ですので、この冬に使えるようにしていただきたいと思えます。特別交付税措置もありとのことですので、この冬に上乗せ、県から話があったらこの冬に必ず使えるようにできるかどうか、お願いします。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、伊藤リカ。

高橋富美子議長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 今冬に間に合うかどうかという御質問でございますが、県の動向もまだはっきりしておりませんので、ここで明言することはできませんが、そのような形になれば、できるだけ早急に支給するような形で検討してまいりたいと考えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） どうかよろしく申し上げます。

次に、特別養護老人ホームのことなんですが、この方は介護度1でありました。しかし年齢は90歳を超えている方でありました。特別養護老人ホームは介護度3以上でないと入れないと変えられたわけですが、その変えるときには介護度1であっても従来は入れたわけで、そういった方の状況を見て、入れるようにすることもあるんだと聞いておりました。その方の状況を見ますと、どんどん介護度が上がっていくのが目に見えますし、家庭の状況も誰も介護してくれるような家族はいないし、家を売ることもできない、お金になるような家でもない、そういう不安でいっぱいな方なんです。そういう方は本当は入れられるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、伊藤リカ。

高橋富美子議長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 現在、特別養護老人ホームについては要介護度が3以上の方ということになっております。議員の御質問にあるように要介護1・2の方についても入所できる要件があるのではないかとということなんですけれども、認められる要件といたしましては、認知症がかなり進んでいて在宅生活が困難な状況であるといったことや、また単身世帯であっても例えば地域での介護サービスが受けられないとかそういった条件がございますので、そういった条件を満たせば入所も認められる場合があるという制度になっております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 別の方の例で、介護度5の夫、有料老人ホームに入所しております。しかし、度々の医療費などもあり、妻の家の生活費や妻自身の医療費となると2人の年金ではとても足りなくなり、借金できるところはないかという深刻な相談がありました。特養に申込み、旦那さんしているんですけれども、これでも入れない。家族の介護が必要な方は家族と共倒れかという深刻な状況が市内にあります。そういうことを考えたときに、そういう方を入れられるように、待機者解消の建設を考えるべきでないかと思いますが、どうですか。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、伊藤リカ。

高橋富美子議長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 待機者についてですけれども、今現在、議員がおっしゃるように、100名弱の方が昨年度の調査によって待機があるという状況になっております。

ただ、議員がおっしゃるように、こちらで特別養護老人ホームを早急に建設するというような考えにはなっておりませんので、どちらかといいますと、今現在ある特別養護老人ホームについて、介護の人材不足、介護職員の人材不足ということがあって、定員を充足するような人数を入所させていないというような現状があることが分かっております。そういった状況ですので、新しい特別養護老人ホームを建設するというよりは、答弁にもございましたように、介護の人材不足を解消するような形で待機者を減らしていくというような方策を考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 神室荘は、この前の衆議院選挙のときに何人が選挙権を行使できたかご存じですか。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、伊藤リカ。

高橋富美子議長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 人数までは把握しておりません。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 聞くところによりますと今回は何名という1桁台の人数で、上から決まったような形で選挙人数を、選挙する人数を限られたという話もありました。私、今まで神室荘に行ったりしたことがありましたが、直営のときにはそんなことを上から「何人だ」ということはなくて、必ず一人一人に今回は選挙しますかとお聞きして、そして選挙できるように体制を取っていたはずなんです。上から「何名だ」みたいのは高齢者の主権者としての権利を奪うものではないかと思いますが、そういうことがないように言っていただけないでしょうか。

高橋富美子議長 暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

小松 孝副市長 議長、小松 孝。

高橋富美子議長 副市長小松 孝さん。

小松 孝副市長 選挙の投票についての行動ということでございますけれども、一般的には投票するか棄権するかということも含めて個人の判断ということが選挙制度と言われております。

市としては、選挙の啓発という意味で働きかけはしていきたいと思っておりますけれども、ある組織として個別に投票がどうこうというところまでは今の選挙制度では踏み込めないというのが一般的であると理解しております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） ということで、議場の場で、そういう制限があったのかみたいな話があったから、そういうことはしないように、今後、これから参議院選挙もありますし、高齢者は選挙することを生きがいとしております。そういう意味で、生きる権利を奪うようなことにならないように、主権者としての行使できるようにしていただきたいと思っております。

それから、町内会費について、自主的判断だと、強制ではないと。確かにそうです。しかし、生活困窮に至っている方に対して、町内でその方がどれほど生活が困っているのかということとはなかなか分かりにくいわけです。しかし、市から生活困窮している方々は強制ではないんだということを言うていただくことで、町内会の判断にも影響を与えるだろうと思っておりますし、本人も強制ではないのでうちはお断りしますと少し言いやすいかもしれない。そういったことを温かい目で、生活困窮者に対して温かい目でみ

んなで見られるように、強制ではないということ町内会費も含めて周知する必要があると思うんですが、どうでしょうか。

高橋富美子議長 佐藤悦子さんに申し上げます。

ただいまの発言は、本市の市政及び事務事業に係るものではなく、他団体、自主的な活動に係るものとなりますので、御注意願いたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） では、次の質問です。

子育て支援の子供の18歳までの医療費無料化についてです。

虫歯の割合について、学校保健統計調査がありました。中学生になると虫歯の数が減る、しかし高等学校になると約44%が虫歯になり、未処置というのが17%にもなっています。高校生の2割近くは虫歯がありながら治療できない、しないている。これが医療費が無料となれば通院しやすくなり、歯磨き指導も歯医者に行きますと徹底されますので、将来の健康も、歯を失うということないようにできるということで、将来の健康にも関係がある重要なことと思っておりますが、この点についてどうお考えでしょうか。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 高校生の虫歯の治療ということですが、虫歯のほかに、例えばほかの風邪ですとかインフルエンザですとかそういったところも含めて、そういった医療へかかるということはそれぞれの家庭でのごとだと思っております。また、そうした病気にかかった場合に、医療になかなかかからないといったことはないものと考えているところです。

医療費の18歳までの引上げにつきましては、

様々なライフステージの中での子育て支援ということで、ほかの事業とも勘案しながら検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 確かに、痛くなって苦しくなると医者にかかることは間違いないんですが、虫歯でちょっと我慢すれば痛みがなくなったりする場合もあるので、かからないまま歯磨きもせずいる学生が市内におられました。将来的には歯がなくなるというおそれがありまして、経済的にも苦しい御家庭のようなので、こういう方に本当は医者に行ってもらって、歯医者に無料であれば行きやすいだろうし、そして歯磨きもそこで教えてもらえれば、将来歯がなくなるなんていうことのないようにできるんじゃないかなと思った次第なんです。そういう意味で、虫歯が増える高校生に医療費無料化で医者に行きやすいよということは、私は大事だと思うんですが、再度、どうでしょうか。

高橋富美子議長 暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開します。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 虫歯予防の観点ということでしたので、健康課で答弁させていただきます。

今現在ですが、2歳児健診、また3歳児健診等で虫歯の予防ということで、フッ素を塗っていただいたり、そういったことで虫歯に対する周知、健康に関しての周知をしているところでございます。そういったことで、健康づくりという観点で、虫歯予防、こちらは高校生になっても必要だという観点で、こちら周知してまい

りたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 分かりました。

次の質問ですが、高校入学に当たって、来年の高校入学予定者で山形県から貸付け奨学金を申請している方が、県の調べを聞いたら新庄市内で3名おられました。これらの方はそのまま高校で借りながら行くわけで、卒業した時点で、高校を出たときに借金を背負わされるというのは大変なことではないかなと思うんです。そういう意味で、高校の方々、新型コロナの影響などで親の収入も減っている子供が高校に学びに行くのをしにくくしている、あるいは大学にも行きにくくなる、借金が高校で出てしまう、この部分だけでも給付型奨学金を市としてできないでしょうか。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 給付型奨学金についての御質問でございます。

本市で行っております奨学支援事業につきましては、奨学金制度を活用した方が地元へ帰ってくることを支援する若者定着の推進を目的としているものでございまして、高校生につきましてはそういった支援の事業を行っていないということでございます。むしろ他市の例を見ますと、高校生の支援ということになりますと生活支援的な、例えば生活保護を受けている方ですとか住民税非課税世帯の方に限定して行っているということでございますので、市の施策としては、やはり地元回帰、若者定着に向けた施策が優先であると考えているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） とても残念です。村山

市のように、少しでも給付型奨学金、僅かであっても一時金でも出してあげるといふ例があるわけですから、そういうことを検討していただきたいなという要望で終わりたいと思います。

次に、ギャンブルについてですが、カジノについてですが、新聞報道のみということで、市には何も要望はないということでありました。しかし、黙っていればどんどんこういうのはすぐ入ってくるようなことになるわけで、考えていただきたい問題だと思います。

ギャンブル、日本のギャンブル依存症は世界一ぐらい多いそうです。理由は、パチンコやスロットなどのエレクトロニクスギャンブルマシンが多い、世界の58%に当たる450万台が日本にあるからだそうです。新庄市もその一部になっています。ここにカジノを呼び込めばどうなるのか。カジノ推進派の方も、カジノができるとギャンブル依存症は一、二%増えると言っているそうです。年間1日3万人掛ける365日にしてみますと1,000万人を超えますが、そうなりますと1,000万人が年間カジノをやれば10万から20万人のギャンブル依存症が生まれると言われています。それは大変な問題だと思いますので、絶対にこれは要らないと言っていたきたいんですが、どうでしょうか。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 ただいまの御質問でございますが、市長答弁にもございましたが、新聞報道で見た、知ったということもございまして、繰り返しになりますけれども、予備知識ありませんし、答弁するものを持ち合わせておりませんので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 要らないとはっきり言うていただきたいと思います。

それから、次に、税の地域内循環で、市内中小業者、市民の仕事を守るためにということについてお聞きしたいと思います。

明倫学園の校舎等建設工事は25億7,488万円でした。そのうち本社が市内業者だという下請に入った業者の下請金額を見ますと約9.4%しかありませんでした。25億円もの、約26億円もの校舎建設工事が市で税金を使って行われながら、本社が市内、つまり本社があるということは家族が市内にいて、子供たちもそれを継いでいるという形で頑張っている市内業者の皆さんです。ここに僅か1割弱しか市税を使った公共事業、校舎建設工事に関わった仕事ができなかったというのは、非常に残念なことではないでしょうか。県外業者はどうかと見ますと、校舎建設のうち42%の下請の仕事が県外業者になっておりました。

体育館等の建設工事は12億9,250万円、約13億円です。そのうち本社が市内業者だという業者が下請として入った金額は15.4%しかありませんでした。県外業者はどうかと見ますと19.5%でした。

市内の公共事業なのに、市内に本社のある業者が下請として仕事がもらえなかったという市民の声があったんです。それで私はその内容を情報公開ということで下請の状況をこのように教えていただいたんですが、市民が仕事をしたいと思っても、市内の仕事なのにほとんど取れないという公共事業の在り方はおかしいのではないかなと思うんですが、市長はどう考えるでしょうか。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 下請業者の件でございますけれども、実際に工事をする上で下請業者という制度がありますので、建設工事などにおいてはほぼほぼ下請をお願いしている部分があります。ただ、今言われた明倫学園の部分については

建築工事ということで、実際に特殊な工法であったりとか、あとは電気、機械、もろもろあるわけですが、特殊な工法等の部分でそれができる市内業者がないという部分で、受注元の業者が下請を出すに当たってそれをきちんと技術管理できる業者に下請をお願いしているという部分がありますので、建築工事などの部分についてはそういった兼ね合いでなかなか下請の部分について地元でできる業者がないという部分でそうなったという結果だと思います。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 市内業者ができないような工法を市内の公共事業でやってしまった、そういう工法を選んでしまった、新庄市がその工法を選ぶ時点で、市内の業者に仕事をさせたという気持ちが足りないというか、ないというか、そういう公共事業で本当にいいのでしょうか。メンテナンスも含めて市内の業者にやっていただくことを考えたら、造るところから市内業者が責任を持ってやれるようにする、そういう発想が、市の公共事業を発注するときに、発注する前に考えるべきでないか、あまり大き過ぎないか、そしてまた市内の業者にできる仕事なのか、そこも含めて本当は公共工事はあるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 公共施設の設計に関する御質問だと思います。

明倫中学校などの大きな規模の工事となっておりますので、工法の選定、またその方法につきましては、いろいろな工法を検討した上で、その中から最良の工法を選定したという経緯がございます。その中で、特殊な工法を用いることでコスト的な面での軽減なども含めて検討した結果と考えているところでございます。結果

といたしましてなかなか地元の企業の中で実施できなかったということもあったかと思われませんが、その辺につきましては工事全体のコストだとか工法の選定の方法ということで御理解いただければと思います。以上でございます。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

今田浩徳議員の質問

高橋富美子議長 次に、今田浩徳さん。

（5番今田浩徳議員登壇）

5 番（今田浩徳議員） 議席番号5番、絆の会所属、今田浩徳です。

それでは、これから一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2021年、令和3年も師走を迎え、慌ただしい時期の中ではありますが、今年1年の成果を振り返る時期でもあります。

コロナ禍が収まらず、交流や情報交換等ができない中、生活環境の変化に順応しながら過ぎてまいりました。春の晩霜、降ひょうの打撃を受け、出だしにつまずきながらも夏場の管理を丁寧に行い、大きな台風等の気象災害もなく、出来秋を迎えました。米の作柄、作況も102と、千粒重はやや軽いものの豊作基調となりました。また、ソバの収穫量も過去五、六年の中でも最高で、昨年の3倍近くの収量があり、今後の価格に不安はあるものの、量がカバーできるのではないかと期待しています。さらに、大豆の収量も例年以上であり、量が取れる感覚は農家な

らではの喜びがあります。

とはいえ、今後降りかかるであろう農業情勢の流動化に対処すべく、市の考えを通告内容に沿って深掘りしながらお聞きしたいと思います。

人口減少社会の現状に比例して、農家戸数、農業就業人口は減少の一途をたどり、新規就農者数の動向については増加傾向になっていますが、それを上回る離農、職替えが進んでいます。また、高齢化も進み、基幹的農業従事者の中でも65歳以上の割合が6割以上となりつつあり、新庄市の農業の維持、継承にとって大きな課題となり、限界集落発生回避を含め早急な対策が必要です。

水稲単作からの脱却と安定収入確保を目標に、水田利用再編対策の名目の下、減反、転作を続けてまいりました。30%台の転作算定率が平成24年頃からは37.5%となり、今年度は44%と、この数値はどこまで伸びるのか、農産物価格の低迷もあって、作付計画や営農計画までもが立てにくい状況になっています。

市が考える農業ビジョンは、農業者に理解、浸透していくと見ているのかお聞かせください。

転作作物は、作付面積で見ますと飼料作物が440ヘクタール、ソバ400ヘクタール、以下大豆、野菜の順であり、備蓄米、ホールクロップサイレージ、飼料米等を除く加工米が271ヘクタールで転作面積の4割程度を占めており、連作による減収の心配もないため、増反が続いています。水田収益力強化ビジョン案においても3作物の作付面積は増加目標にあり、利用計画、販売計画はどのように設計していくのか、これまでの実績と併せて伺います。

コロナウイルス感染症の影響が長引いたこと、気象災害と相まって農産物価格が下がり、米はもちろん、ソバ、大豆、野菜類と、収益の減少は否めません。奨励金や交付金の充実が減収緩和の一助となるよう提示していくことが必要と考えますが、取組内容の目標や課題を市はどう

捉えているのか、執行可能かどうかお聞かせください。

国や県に準じた施策執行が基本であるとは思いますが、付加価値農産物生産へ生産者が意欲を持って取り組めるよう市独自の加算を含めバックアップが必要です。個人、法人、組合等へ規模や品目に応じて対応し、安定生産、収益確保を担保していき、担い手確保につないでいかなければいけないと考えますが、計画があればお聞かせください。

以上、御返答よろしく申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、今田市議の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

地域営農発展の展望についてお答えさせていただきます。

新庄市の農業産出額の6割以上は米によるもので、水稲への依存度が高い農業構造となっております。一方で、高齢化や人口減少などにより米の需要は年間10万トン程度減少しており、さらに今年度はコロナ禍の影響から業務用を中心として在庫量が増え、米の取引価格も下落しており、農家の皆様におかれましてはこれからの農業経営に不安を感じられているものと思います。

そのため、このたびの補正予算において、新庄産米生産応援事業費補助金を提案させていただき、米を生産する農業者への支援を行いたいと考えております。

これまで経営所得の安定を図るため、市や農業、土地改良区、農業共済、農業者代表などで構成する農業再生協議会での議論を踏まえ、需要に応じた米生産に取り組み、主食用米から非主食用米への転換を進めてきました。協議会において令和3年産米の生産の目安を56%と設定し、主食用米を減産する方向で農業者の皆さん

にお示してきたところですが、御理解をいただき、新庄市としては達成の見込みとなっております。

しかし、全国的な情報を見ますと、令和4年産米においてもさらなる減産が求められている状況にありますので、地域農業を持続していくには収益力の高い作物への転換を図り、経営の安定が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

市の考える農業のビジョンとしては、長期的な視点からは、昨年度作成しました第5次総合計画にもありますが、園芸作物の導入支援により農業所得の向上と農業経営の安定化を図り、地域の農業を担う人材の育成支援に取り組んでいく考えです。

また、農業再生協議会では、3年後の目標となりますが、水田収益力強化ビジョンを策定しており、高収益作物の導入や転換作物の付加価値向上に向けた産地としての取組方針、目標などを定めております。

このビジョンについては、協議会での承認を受け、作物ごとの産地交付金について農業者の皆様にお知らせしているところであり、協議会の業務となりますが、毎年6月にならし対策などの経営所得安定対策とともに交付金の受付を行っておりますので、農業者の皆さんからは理解を得ているものと考えております。

転作作物については、いずれも販売先、供給先があつてのもので、事前契約が必要な場合もありますので、農協や集出荷業者と相談した上で営農計画書を作成していただいております。交付金の支払いの際には販売実績などの証明が必要とされますが、これまで問題なく進められてきたものと認識しております。また、国の制度により交付金の内容が変わる場合もありますが、有利な制度が活用できるよう関係者と情報を共有しながら販路の確保に努めているところであります。

新型コロナウイルス感染症や気象災害における被害に対しては、国・県と連携して支援制度を設けており、農業だよりやJAの生産部会などを通して農業者にお知らせしております。

基本的には減収への補償ではなく、次期作に向けた支援となりますが、要件が合致するものについては交付できるものと理解しております。また、様々なリスクに備えた農業セーフティネット制度がございますので、加入されている方については補償内容に応じた補填を受けることができます。

市の農業政策を執行するに当たっては、これまで同様、国の補助事業が活用できるよう国の施策に沿いながら進めていく考えですが、その中でも力を入れていきたい部分には市単独事業として展開しております。

1つは、新たに振興作物の栽培を行う農業者に対し振興作物シニアチャレンジ事業として、種苗や農業資材の購入、農業用機械や施設の導入を支援しております。

また、集落における農業生産活動の共同化を進めるため、転作作物である大豆やソバ、飼料作物の生産組合への補助制度を設けております。

今年度からは新規事業として、新規就農者や人・農地プランの中心経営体に位置づけられたものが農業用機械などの導入に利用できる補助制度を設けましたので、限られた予算ではありますが、これから地域農業を担う人材の確保、育成に努めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

5 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

高橋富美子議長 今田浩徳さん。

5 番（今田浩徳議員） それでは、再度質問しながら進めてまいりたいと思います。

転作面積の変遷は、地域農業を支える農業者が希望を持って取り組める内容となってきたのでしょうか。過去の状況について、転作率の変化とそこに関わる目立った農業情勢等があれば

お聞かせください。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 お答えいたします。

議員がおっしゃいますように、農業情勢を取り巻く環境につきましてはますます厳しい状況になっているということは自覚しております。過去の転作率でございますけれども、10年前は36.4%ございました。また、5年前については44.5%、令和3年度、今年度につきましては生産の目安ということで56%としておりますけれども、転作率につきましては44%という状況になっております。以上です。

5 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

高橋富美子議長 今田浩徳さん。

5 番（今田浩徳議員） 就農当時、3分の1が米以外のものを作らなければならないということに衝撃を受けたのは今でも覚えております。しかし、現在では4割を超える面積が米以外のものを作らなければならないという時代となりました。収益性の高い作物に転換することで、農業所得向上へつなげていかなければならないと強く感じます。そういう中での市としての考え、またその方策についてはどうなっているのか伺いたいと思います。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 農業所得を向上させるには、農地の集積、集約化を図り、規模を拡大するか、または収益性の高い作物に転換する必要があると考えております。米価の下落している中、転作作物での所得向上を図りたいと考えておるところでございます。

水稻からの転作の進め方には2通りあると考えております。1つは土地利用型作物としまして大豆を振興していきたいと考えております。今年度は市の予算には出てきておりませんが、新庄市再生協議会を通しまして、大豆、

ソバの汎用コンバインをJAもがみ中央管内の生産組織に1台導入させていただいております。また、JA新庄市におきましても同様に検討させていただいているということでございます。

もう一つは、野菜や花卉、果樹などの園芸作物で個人で取り組めるものとして、需要があり収益性の高い作物への取組で農業所得の向上を図っていただきたい、目指していただきたいと考えております。

新たな取組といたしましては、育苗ハウス内でのシャインマスカットを県の普及課の御指導をいただきまして試験栽培をさせていただいているという状況でございます。以上です。

5 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

高橋富美子議長 今田浩徳さん。

5 番（今田浩徳議員） 新たな取組を含めて伺いました。なかなか、大豆であったりソバも含め、そういうところへチャレンジする担い手農業者の取組をバックアップというところも考えられますが、新たな振興も含め、希望者を募りながらそういうことは必要だと思っておりますが、現在なお頑張っていますネギ、ニラ等、振興作物の栽培に取り組んでいます方々への支援であったり手厚いバックアップというところも考えなければなりません。今現在頑張っている方々の人数と、またそれらの販売実績は現在どうなっているのかお聞かせください。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 振興作物といたしまして、やはりニラ、ネギが人数とも、また販売価格も増えているという状況でございます。これまで露地野菜ならニラ、ネギ、アスパラガス、促成栽培でございますとタラノメ、ウルイ、花卉はトルコキキョウ、リンドウなどを振興してまいりました。依然として販売価格が大きいのはニラ、ネギでございますけれども、農家の方々の頑張りによりまして販売価格は伸びているという状

況です。しかし、高齢化、担い手不足により、栽培を縮小、やめているという方々も増えているという状況でございまして、主なものを紹介させていただきます。

ニラにつきましては、平成28年は生産者102名でございました。産出金額につきましては2億8,970万円となっております。令和2年度になりますけれども、生産者が97名、産出額は3億4,113万円という状況でございます。また、ネギ、平成28年度、10年前の生産者が23人の2億4,982万9,000円、令和2年につきましては生産者23名、同じでございまして、2億5,085万5,000円、トルコキキョウにつきましては、生産者は数値出ておりませんが、生産額だけ御紹介します。1億4,219万5,000円、令和2年では1億481万9,000円、促成野菜のタラノメにつきましては生産者31名、産出額が5,391万9,000円、人数若干減りまして29名、今年度は3,519万8,000円という形で推移をいただいております。これも農家関係者の努力のものと思っておりますので、引き続き御支援をさせていただきたいと考えております。以上です。

5 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

高橋富美子議長 今田浩徳さん。

5 番（今田浩徳議員） 振興作物に取り組む方々の頑張りというところ、維持しているというところは大変分かりました。しかしながら、新たにに取り組む方々へいかに誘導するかというところが今後の維持していくところの課題になるのではないかなと思います。

そしてまた、市の総合計画では、10年後、野菜、果実等の園芸作物の販売成果について10%増加を目指しています。それをどのように進めていくのでしょうか。取り組む農業者や組合等を増やすのでしょうか。また、そこへの支援はどのように考えているのでしょうか。そして一番は、生産された農産物の販売、その販売先で

あったりルートであったり、そこをどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 お答えいたします。

ニラ、ネギ、アスパラガスのほかに、新庄市の何か、産地と呼べるような取組に挑戦していきたいと考えているところです。そのためにはまずは新たな作物に取り組む担い手への支援が必要ではないかと考えております。管理費や施設などの初期投資に国・県の制度が活用できるように情報を提供していきたいと考えております。また、国・県の制度で足りない部分については、市で支援できるような制度設計をできればしていきたいと考えているところでございます。

また、販路につきましては、農協、関係団体との連携を図りまして、今後考えていきたいと思っております。以上です。

5 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

高橋富美子議長 今田浩徳さん。

5 番（今田浩徳議員） その中で一番は販路にあります。農協、生産者団体、いろいろなところで様々な活動の中でPR活動をしています。いかに新庄の生産物がおいしいのか、いいのかというところをしっかりとPRするよう農協含め様々なところでやっているところは理解できています。しかし、コロナ禍の現状を考えますと、なかなか出向いての活動であったりPRというところが大変厳しいところもありますが、自分たちのものは自分たちで売るという一番の基本をしっかりと守りながらそこは対処していかなければならないと思います。そのためにもJAや生産販売団体との連携を密にいただき、よりよいものをより高く売る努力を一緒に考えていけばなおいいのかなと思いますので、そこも併せてよろしくお伺いしたいと思います。

そういう目標を掲げながら、さらに新たに取

り組みたい作物、そういうことを考える時期でもあると思います。先ほどシャインマスカットを導入していきたいという話も伺いましたが、そういうことをさらにどのような作目であったり手だてを考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 新庄市といたしましては、先ほどお話しさせていただきましたけれども、シャインマスカットの栽培、また土地利用型作物として大豆を振興していきたいと考えてございます。しかし、野菜や果樹、花卉などをどのような形態で農業に取り組むかは、本人の、やりたい農家は何なのかにかかっていると思っております。一方的にこれを栽培しましょうという形でお示ししてもなかなか成功にはつながらないのではないかなと考えているところでございます。

消費者に必要とされる作物、新庄市の気象条件に合った作物、農家の方が生きがいを持って栽培できる作物、行政の立場として情報の収集を行い、農協、関係機関と連携を図りながら引き続き新たな振興作物を検討していきたいと考えているところでございます。以上です。

5 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

高橋富美子議長 今田浩徳さん。

5 番（今田浩徳議員） 先ほど市長答弁の中でも大豆の拡大という言葉がありました。確かに新たな作物というところで、そこに取り組む方々で農業に取り組む担い手の枠を広げていくということも必要であります。しかし、現在50ヘクタールほどの大豆面積をしっかりとやっている農業者、そこへさらなる規模拡大を目指していったほしいのかなとも思います。そういうことを含め、本当にこれから何がこの地に合っているのか、何を作っていけば一番いいのか、有利なのかということも含めて、しっかり再生

協議会も含めながら話し合いの場を持っていただき、それをしっかり振興していかなければならないのかなと思いますので、引き続きそこは協力的にやってほしいと思います。

次に、その新たな作物のさらなる進化を考えますと、これから道の駅構想が進みます。そのときに地域の特産品として売り出せる農産物ということになってくるのではないかと思います。そこを先ほど来言っているようにこの転作の中で進めていくのがいいと思いますが、そういう考えも含め、何とかそういうところを周知していく、併せてそういう考えにつきまして、ありましたらお願いします。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 道の駅での農産物の販売ということでございます。私としては、年間を通して特色のある農産物を提供していきたいと考えております。これからは、農家、農協をはじめ関係機関の皆様と一緒に考えさせていただきたいということでございます。以上です。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

山尾順紀市長 いろいろな提案ありがとうございます。

実は、今回、地域おこし協力隊を数日前に辞令交付いたしましたところでありますが、43歳、個人情報はどうでもいいんですけども、何で新庄市に来られたのかという質問に対して、山菜に興味があると、非常に眠っていると、都会では非常に魅力的な食べ物であるということをおっしゃっておりました。のくらしにおいて定住移住という形の専門職として地域協力隊を置くことにしたわけでありましてけれども、その協力隊員から、この地域の持っているものの魅力というのはこの地域で取れた山菜ということを言われました。改めて気づかされたなど。特にワラビなどについては、向こうで食べ方を知った

らやめられないというような状況で、ぜひこれを全国区にしたいというようなお話があったこと、一つつけ加えておきたいなと思います。

先ほど農林課長から今後の振興作物について大豆生産ということがありましたが、行政が農業を考える上ではやはり食料の安全安心ということと自給自足、国内の自給自足、それで足りないところは何なのか考えていったときに、95%、96%輸入している大豆、安全安心な大豆を新庄最上の代表、特に新庄の代表として育てる必要があるのではないかということで農林課の提案があって、来年度以降、大豆生産に向けて力を入れていきたいというところでありました。

専門の農業をする方から言わせると、非常に霜被害に弱いので厳しいということもありますが、どこの農家でもどこの地域でもブランド化していくときにはそれらの厳しい条件を全て乗り越えて、時間をかけて、1つの作物を成功させるのに10年ほどかけてやっているというのが実態であります。

そういう意味で、行政が農業を支援していくということは、繰り返しますが、安全安心な農作物を国民の食べ物としていただくという大きな柱があると思っております。

また、新庄は稲作中心である、これもとても大事でありまして、何ととっても田んぼがあるということは第二のダムであるということで、いろいろな貯水機能があると、それらを守っていただいているのも農家の皆さんであると。そういう大義名分の下に農家の皆さんに支援していきたいということでもあります。

しかし、現状においては需要と供給という関係が出てきております。毎年10万トンといえますと新潟県1つの生産量がなくなると言われるような状況でありますので、それらへの転換などをどう図っていくかということ、いろいろな情報収集をしながら、農林課とも十二分に話ししながら、それなどを視点にしながら今後生産

者とまた収益向上に当たっての農業推進に取り組んでいきたいということをぜひ御理解いただきたいと思っております。

5 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

高橋富美子議長 今田浩徳さん。

5 番（今田浩徳議員） 市長、ありがとうございました。

6次産業化、今回私の通告内容にはないのでそこは言いませんけれども、そこに取り組む方々、スペシャリストもたくさんいますので、そういう方々が今度クローズアップされてきて、そういう屋台骨を支える方々を増やしていただければ、なおまたそういう目玉の農産物というところにつながっていくのではないかなと思っております。

その中で、ワラビも含めてとなるかもしれませんが、今、新庄市が取り組んでいる振興作物にはない品目にチャレンジしたいとなったときに、どのような形でその方々に支援していくのか、そういうことは今後検討できないのか、そこをお聞かせいただきたいと思っております。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 現在は指定されております11振興作物にしか支援制度というものはございません。しかし、特定の人だけへの支援は難しいと考えておりますけれども、個人の新たな取組が今後の新庄市の発展につながると期待できるものであれば支援の仕方もあるかと思いますので、今後引き続き検討させていただきたいと思っております。

5 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

高橋富美子議長 今田浩徳さん。

5 番（今田浩徳議員） 私が何を言いたいのかというと、確かに基幹作物であるソバ、大豆、今まで取り組んできたニラ、アスパラというところで、そこを伸ばしていくのが一番本当はよいと思うんですけれども、なかなか今までの

状況を考えると、そこに取り組む方々の高齢化であったり、低コスト生産を目指すにはなかなか厳しい状況にあるというところを鑑みますと、二の足を踏んでしまう方々が今いるので、自分が得意とするところへ取り組む、そういう機会を与えるべく、もう少し品目を増やしながらか、頑張れというところをやっていただきたいというのが、その思いからの発言でありますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

とにかく底辺、農業に取り組む方々の数を増やすということが、今後の対策、一番大きな新庄市の農業を発展させる課題になってくると思ひます。そここのところをよろしく御考慮いただければいいのかなと思ひますので、お願ひしたいと思ひます。

先ほど担い手の話も出ていましたので、連動しながら、東北農林専門職大学、前回は一般質問させていただきましたが、新聞記事や教員予定者、授業料などがいよいよ示されて、開校が間もなくとなってきました。担い手確保につなげるものとして期待して思ひますし、情報提供もできることであればお聞かせいただきたいと思ひます。市内の高校生をぜひ入学させていただいて、親元に帰って就農するというような流れをぜひつくりたいと思ひますので、そこをぜひ入学しやすくといひますか、希望していただくためにもこれからの取組が必要と思ひますが、その辺はいかがでしょうか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 専門職大学で学び、地元で就農していただければ、地域農業にとって大切な人材です。ぜひ地域の中心となれるよう支援をしていきたいと思ひます。大学での学びがどのようなものなのか、就農するとどのような支援があるのか、情報を提供することが重要で

あると思ひます。農林大学校を含め職業の選択肢として高校生に情報を発信することで、農業への関心、興味を深めていただければと思ひます。

専門職大学への入学には、自宅から通えるという通学ではメリットがございますけれども、学費などネックになるところも考えられ、奨学金、授業料などの支援策を庁内検討会議におきまして引き続き検討させていただきたいと思ひます。以上です。

5 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

高橋富美子議長 今田浩徳さん。

5 番（今田浩徳議員） 専門職大学もそうであり思ひますし、農林大学校もそうであり思ひますが、新庄市で就農者を増やすには本当にどのような品目に取り組むことができるのかということ、収益をどのくらい自分でできっちり見込みながらやれるのか、安定した収益が確保できるのかを示すことが必要と思ひます。そうすることで、しっかり計画できる担い手として農業に取り組む方々が増えると思ひますけれども、そこら辺の検討をぜひしていただきながら、5年後、10年後もしっかりやれるというところを見せてほしいのですが、そういうところ辺の検討はいかがでしょうか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 新規に就農する方は、どの品目に需要があり、収益が上がるのか不安であると思ひます。収益性やコスト、栽培技術、販路など総合的に判断できるものが求められているということは理解して思ひます。市としてお示しできていないのが現状であるということです。農協、関係機関と連携をしながら、就農の参考となるような新庄市としてのモデルをお示しできればと思ひます。引き続き検討させていただきたいと思ひます。

5 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

高橋富美子議長 今田浩徳さん。

5 番（今田浩徳議員） ぜひ検討をしっかりとやっていたでいて、本当に早い時間で示していただければなおいいのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

現在の状況を鑑みて、今後の新庄市の農業を思えば、総合計画に見る長期的な視野での施策推進と単年度で取り組む収益確保対策となりますが、地域営農が持続可能な生産基地として発展できるよう、より有益な作目の選択肢を提案できる環境を再生協議会と連携して進めていただき、ソバ、大豆、振興作物、飼料作物、主食用米等、農業者が納得できる生産環境を醸成し、一丸となれる施策を講じていただきたいと思ひます。

最後になります、市のその意気込みをお聞かせいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 新たな品目につきましては、再生協議会、また関係機関、団体の皆さんと共に頑張ってきたいなと考へておひます。また、農業法人、生産組織、家族経営体等、多様な経営体との共存を図りまして、集落コミュニティーを維持することで多面的機能を発揮しまして、持続可能な農業という形を目指していききたいと考へておひます。以上です。（「終わります」の声あり）

高橋富美子議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前 11時42分 休憩

午後 1時00分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤卓也議員の質問

高橋富美子議長 次に、佐藤卓也さん。

（17番佐藤卓也議員登壇）

17番（佐藤卓也議員） 皇紀2681年、令和3年12月定例会、8番目に一般質問させていただきます。市民・公明クラブ、佐藤卓也です。よろしくお願ひいたします。

令和3年11月23日から28日まで、特急つばさ号生誕60周年祭が最上広域交流センター「ゆめりあ」で行われました。生誕60周年祭では赤れんが機関庫や転車台等、近代化産業遺産群見学会、ゼロ系ゆめりあ号で行く鉄道模型の旅、車窓から眺める360度鉄道模型の展示、歴代つばさ鉄道模型の運転会や最上のジオラマ製作体験コーナー、数量限定のゆめ鉄クッキーの発売など数多くのイベントが開催されました。また、駅そばの販売もあり、小さいとき父親と一緒に食べたことがよみがえり、おいしさとともに懐かしさを感じる一杯となりました。

最上広域交流センター「ゆめりあ」は、起債償還が令和2年3月に完了し、施設活用の自由度が高まりました。これまでの制約を打ち破り、10年、20年後も愛されるゆめりあとなるため、今が変わる、変える機会のとときと捉え、現状を打破するため挑戦的な選択をしていると聞いておひます。多くの市民の皆さんからもっと愛されるような新庄市になるため質問しますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、子供を産み育てやすい生活環境づくりについてお伺ひいたします。

令和3年度から、新庄市をどのようなまちにし、そのためにどのようなことをしていくのかをまとめた、まちづくりを進めていくための道しるべとして第5次新庄市総合計画「住みよさをかたちに新庄市」が策定されました。

まちづくりの柱1. 子育てでは、子供の笑顔

があふれるまちを形にとり、施策1. 結婚、妊娠、出産の充実では、10年後の目指すべき状態として、若い世代が結婚に対して希望を持ち、安心して妊娠、出産することができるとしております。施策2. 子供の教育・保育環境の充実では、10年後に教育や保育のサービスを受けることで、希望する子育てや働き方ができるとし、施策3. 子育て家庭に寄り添う支援の充実では、10年後には子育て世代の不安や負担が軽減され、地域の中で子供が健やかに成長しているとしております。

また、重点課題として、子ども・子育て支援として、子育てしやすい環境をつくるとしており、取組内容といたしましては、①安心して妊娠、出産、育児ができる環境の整備、②働きながら子育てができる多様な教育・保育サービスを提供しますとしております。

現在では世代構成の変化や女性の就業率の向上、子育てニーズの多様化などに的確に対応していかなければなりません。そこで、子育て世代が希望する子育てや働き方ができる環境の整備をどのように行っていくのでしょうか。また、子育て世代の不安や負担が軽減され、地域の中で子供が健やかに成長できる環境の整備をどのように行っていくのでしょうか。そして今後、保育施設等の充実をどのように図っていくのでしょうか、お伺いいたします。

次に、健康福祉推進員についてお伺いいたします。

健康福祉推進員の目的は、地域に密着した健康及び福祉に関する活動を推進するため設置されました。活動内容は、1. 地域福祉活動に関する地域住民への啓発活動、2. 支援を必要とする者の状況把握、3. 関係機関との連絡調整、4. その他健康福祉活動の推進に必要な事項としております。

健康福祉推進員は、区長が推薦して市長が委嘱を行い、任期は2年以内とされております。

まちづくり総合計画では重点課題として超高齢社会への対応を掲げており、心身ともに健康な高齢者を増やすとしております。その取組として、①検診や生活習慣の改善による健康づくりを支援します。②高齢者が地域社会で活躍する機会を創出しますとしております。

その課題解決に向けての一助となるのが健康福祉推進員ではないでしょうか。そこで、健康福祉推進員の現在の活動状況と今後の課題をどのように捉えているのでしょうか、お伺いいたします。

また、健康づくりとの連携はどのように行っているのでしょうか。そして、健康福祉推進員を通して市民の健康意識をどのように高めていくのでしょうか、お伺いいたします。

最後に、健康福祉推進員をきっかけとした地域づくりをどのように今後行っていくのでしょうか、お伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、子育て世代が希望する子育てや働き方ができる環境の整備をどのように行っていくのかの質問ですが、第5次新庄市総合計画のまちづくりの柱、一つ、子育てのうち施策2. 子供の教育・保育環境の充実については、10年後の目指すべき状態を教育や保育サービスを受けることで、希望する子育てや働き方ができているとしております。

主な取組の1つ目は、ニーズに合わせた教育・保育支援の提供です。女性の就業率の高さ、核家族世帯、独り親世帯の増加により、多様な保育サービスの需要に対応するため、一時預かり保育、障害児保育、病児保育、延長保育、ファミリーサポートセンサー事業など、多様なニ

ーズに対応できるよう保育事業等を推進しております。

2つ目は、子供の居場所づくりの推進です。核家族化や女性の就労増加により日中の留守家庭が増える中で、放課後児童クラブの需要が高まっており、児童の健全育成を図るとともに、保護者が安心して仕事に従事できるよう放課後児童クラブ運営を支援しております。そのほか、放課後子ども教室や子ども食堂の開設支援などを実施しております。

3つ目は、教育・保育施設環境の整備です。子ども・子育て支援制度による教育・保育事業者への運営支援や、その他運営上の課題に対する助言や支援を行うとともに、保育施設等の施設整備を通し、全ての子供たちが安全に生活できるよう施設の環境整備を推進しております。

4つ目は、子供の遊び場等の充実です。新庄市地域子育て支援センターを併設した屋内型児童遊園施設「わらすこ広場」の運営や都市公園など屋外の遊び場について、子供が心豊かに育つ環境の整備と子育て家庭の保護者の交流を推進しております。

このように、子育て世代を取り巻く環境は複雑化、多様化していますが、そうした多様なサービス等を充実させることで、希望する子育てや働きながら子育てができる環境をこれからも整備していきたいと考えております。

次に、子育て世代の不安や負担が軽減され、地域の中で子供が健やかに成長できる環境の整備をどのように行っていくのかについての御質問ですが、第5次新庄市総合計画のまちづくりの柱1. 子育ての施策3. 子育て家庭に寄り添う支援の充実については、相談支援体制の充実、経済的負担の軽減、支援を必要とする子供と家庭への支援の取組を行っております。

相談支援体制としましては、市内4か所の子育て支援センターにおいて相談支援や子育てに関する情報提供を行っております。わらすこ広

場に併設している地域子育て支援センターでは公共施設への出張広場やLINEによる子育て相談も実施し、相談しやすい環境整備を行っているところです。また、10月1日に開設した新庄市子ども・家庭総合支援拠点は、相談室に親子交流スペースを設置し、子供と一緒に安心して相談できるよう配慮しております。

経済的負担軽減としましては、医療給付事業、児童手当の支給、保育料の免除事業などを行っております。支援を必要とする子供と家庭への支援としましては児童扶養手当の支給や医療給付のほか、資格取得など独り親家庭への自立支援、発達に課題を抱える子供さんを育てている保護者への支援としてペアレントプログラムや教育・保育施設への巡回相談による乳幼児期からの特別支援活動などの事業を行っております。

今後とも、現在実施している子育て支援事業の周知を図るとともに、多様な保護者のニーズに対応し、身近な地域における子育て支援体制の整備に努めてまいります。

次に、今後の保育施設等の充実についての質問にお答えします。

新庄市総合計画の施策2の子どもの教育・保育環境の充実の3つ目の小施策において教育・保育施設環境の整備を掲げております。公立保育所2所の整備の方向性については、これまでも説明してまいりましたが、中部保育所につきましては公設公営の保育所として令和6年4月の開所を目指し、最上公園内の一角に新たに整備することとしております。また、泉田保育所につきましては、設置方法や運営方法、定員規模等について、社会情勢の変化や地域の実情を踏まえ、民間立教育・保育施設長との意見交換会や、子ども・子育て会議、公立保育所整備計画策定委員会などの中で検討を重ねてまいりたいと考えております。

民間立保育施設等については、公立保育所同様に老朽化が著しい施設が複数あることから、

今後、国の補助金を活用し、市が施設整備に関する費用の一部を補助することにより、市内の民間立保育施設等を利用する児童を安全安心して育てることができる環境の整備を支援してまいりたいと考えております。

市内には民間立の保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育所施設などが合わせて15か所あります。整備年度、収容量、所要額などヒアリングを行いながら進めてまいる予定であります。

最後に、健康福祉推進員についての御質問ですが、健康福祉推進員は平成6年の健康福祉都市宣言制定時より始まった制度で、各町内より推進員を選出していただいております。その役割は大きく2つあり、一つは健康福祉活動に関する地域住民への啓発活動を行うもので、もう一つは支援を必要とする方の情報を把握し、民生・児童委員に情報提供を行うなど、民生・児童委員の活動を補助する役割を担うものとなっております。

市の健康づくり事業との連携につきましては、具体的には健康づくり事業への取組をポイント化して、市民の皆様の主体的な健康づくりを支援する新庄かむてん健康マイレージ事業や出前講座、各種健康相談事業などの開催時に各町内への周知と事業への参加の呼びかけをお願いしております。

また、推進員の皆様方が御自身の健康づくりへの関心を高めていただくことで地域の健康づくりにつながるよう、健康増進や福祉に関する各種の研修会等を実施してまいりました。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できない状況が続いておりましたが、今年度、研修の実施について検討しているところであります。

現在、212町内のうち推進員を選出いただいている町内が6割弱の127にとどまっており、推進員の成り手不足による活動の停滞が課題と

なっております。

今後、推進員の在り方については現状を踏まえながら検討が必要と考えておりますので、御理解をお願いいたします。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

17番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番（佐藤卓也議員） それでは、健康福祉推進員から質問させていただきます。

212中127名しかいない健康推進員なんですけれども、これから検討していくということでした。成り手不足がかなり問題となっており、これを解消しなければならぬと思っております。そのためにも、なぜこの質問をしたかといいますと、あくまでもこれを通して皆様が健康になっていただきたい、要は健康寿命を延ばしていただきたいことが一つの目的でありました。これに参加することによって、自分の健康、そして周りの方が健康で最期まで生き生きしていただけるものが目的だったと思うんですけれども、推進員が少なくなることよっての弊害も多々あると思います。ぜひとも健康づくりに関しましては健康課と一緒に事業を進めていただきたいと思うんですけれども、そこら辺の情報のやり取りだったり連携の仕方はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、伊藤リカ。

高橋富美子議長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 健康福祉推進員についての御質問でございましたが、健康づくりに関しての健康課との連携ということですが、健康づくりの面に関して言えば、健康福祉推進員の研修というのがございまして、先ほど市長の答弁の中にもございましたが、令和2年度以降、コロナの影響がございま

して、集まっての研修会というのを控えさせていただいておりましたが、今年度、また研修を実施したいと考えておりますが、その際に、健康に関する部分については健康課で講話をして、福祉に関する部分については成人福祉課で講師を務めてという形で研修会を実施しております。また、健康課で実施している様々な健康づくりに関する事業などについての周知についても、健康福祉推進員の皆様に研修の案内などを差し上げる際に、一緒に同封いたしまして周知に努めているところでございます。

17番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番（佐藤卓也議員） どうしても、成り手が少なければ書類なんかも配れないと思うんですけども、成り手不足ということだったので、平成6年からですから、長くやっていたからこそのいろいろな問題が出てきていると思います。その一つが成り手不足だと思います。

この一番最初、活動内容を見たとき、健康づくりに一生懸命やっている方がなっているのかなと思いましたが、用件を、やっていただきたいことを見ますと、一番最初に出てくるのが民生委員・児童委員のつなぎ役がメインになっているような形がしました。ぜひともここはそういうものではなく、せっきく健康がついているものですから、健康に特化したものになるべきだったのではないのでしょうか。ぜひともそこら辺はこれから行うべきだと思うんですけども、そこら辺をしっかりと捉えていただきたいと思います。これからどのようになるかはこれから検討するというお話だったんですけども、ぜひとも、もう少し特化してやっていただくことはあるのでしょうか、よろしくお願いします。

高橋富美子議長 暫時休憩いたします。

午後1時20分 休憩

午後1時21分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 健康福祉推進員の役割についてでございますが、現状では先ほど議員もおっしゃったとおり健康福祉活動に関する地域住民の啓発活動と、こういったところがまず主として目指している部分でございました。

先ほど申したとおり、成り手不足ということ、各地区において、区長、また民生委員の成り手もなかなか見つからないような状況もございますので、健康福祉推進員の在り方について今後庁内においても検討が必要ではないかということと今のところ考えているところでございます。

では、健康推進についてどういった活動を今後していくのかという部分であります。まずは現状の、先ほど申したとおり、研修の中で御自身の健康に意識づけをしていただき、地域においてそういったことを周知していただく、また健康事業に関する事業について周知のチラシを作っておりますので、そういったことでもまた周知をお願いしていくということで、まずは現状では考えております。

新たな今後の活動については、改めて御意見として伺いまして、検討させていただければと思います。以上です。

17番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番（佐藤卓也議員） 分かりました。

あと、成り手不足が深刻だということは、そもそも健康福祉推進員の役割が分からなくて、なる人が少ないなと感じております。

その中において、千葉県の松戸市では、健康福祉推進員ではないんですが、健康推進員だよりというのを年に1回発行して、こういうことをやっていますよということを紹介してござい

す。例で申し上げますと、ゲートキーパー養成講座をやっておったり、推進員はこういう活動をしているという紹介、また地区地区によって触れ合い広場や子供会に出向いた、そういう活動をやってみて、推進員をやってみたいという、要は醸成を図っております。

新庄市では推進員に関しましてホームページやこういう市報みたいのを発行してなくて、その分、健康福祉推進員になっている方が少ないとは思うんですけども、今までこういう推進員に対しましてこういう活動をやっているとかという広報だったりホームページに載せたことはあるんでしょうか。これからもしそういうことがあれば、ホームページなどに載せていただき、活動内容を報告することで、自分もやってみようかな、自分もこういうことをしてみたいという意欲の啓発になると思うんですけども、いかがでしょうか。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、伊藤リカ。

高橋富美子議長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 周知に関する御質問でございますが、確かにここ数年、広報などでの活動の報告などもなかなかできないような状態でありました。議員御指摘のようにホームページへの掲載もされておりましたので、早急にホームページはページを作成しまして、なるべく早く皆様に御覧いただけるようにしたいと思っております。

また、研修について、今年度実施予定ですので、そのことに関する報告についても市報などに掲載して皆様に周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

17番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番（佐藤卓也議員） 分かりました。

まず最初に知ってもらうことが大事です。皆

さんが知らないと何だか分からないでしょうし、知ってもらえれば関心も出ます。その中でいろいろやっていいことも悪いことも出てくると思います。いろいろな不都合が出てくると思いますが、それを踏まえないと先に進めませんので、ぜひとも知っていただく努力をしていただきたいと思います。ホームページもしっかり、新庄市ではLINEも活用していますので、今結構高齢者の方もLINEを使ったりしますので、ぜひそういう全てのツールを使って、まず知っていただくことをお願いしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、次に、子育てに関して質問させていただきたいと思います。

先ほど市長から答弁をいただきましたが、子育てに関しては昨日の質問のとおり多くの議員の方が質問しております。それだけ子供たちに対しての私たちの考えが多いものと感じております。

その中においてですけれども、女性の活躍が多くなる分、これからはゼロ歳から2歳までの保育の仕方が昔とはかなり変わってきております。私たちの親世代だったら専業主婦もおりましたが、今は共働きが多い、ということは子供を保育していく施設が必要となっております。

そういったことを踏まえて、ゼロ歳から2歳まで預ける場所を、保育施設の拡充が必要だと思っております。新庄市はこれからどのようなゼロ歳から2歳までをやっていくのかお伺いしたいと思います。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 ゼロ歳から2歳の子供たちの保育の拡充という御質問でございます。

現在、ゼロ歳から2歳までの受入れを行って

いるところは、保育園、小規模保育事業所、そして認可外保育所といったところになるろうかと思えます。

4月1日現在での待機児童が新庄市にはないということもありまして、拡充というところはなかなか施設的には難しいかと思っているとこころではございますけれども、年度途中での待機児童といえますか、どうしても保留されている方もいらっしゃるというようなこともございます。そういったところで、そうした方を救うといえますか、そういったところはなかなか難しい、どの市町村でも難しいということであろうかと思えます。

ゼロ歳から2歳に関しましては、施設のそうした内容の充足といえますか、そういったところで、また民間立保育所も多いですから、市としてもそういったところを様々助成しながらやっていきたいと思っているところです。以上です。

17番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番（佐藤卓也議員） そのような面でも認可保育所と認可外保育所がございましてけれども、その差について少し説明をお願いしたいと思います。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 認可保育所と認可外保育園の違いということでございますけれども、一番大きい違いとしましては、認可保育園としましては、厚生労働省で定めている基準、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、こういった基準に従って運営がされているという点でございます。設備に関しても、備えるべき居室や面積、用具、建物の建築条件、調理などに関すること、保育士の数でございま

す。児童の年齢と人数によって定められておまして、その全員が保育士という資格を持っている方が認可保育園ですけれども、補助として無資格の方が入る場合もございます。子ども・子育て支援制度におきまして、教育・保育施設としまして基準にのっとって実施しているということで、国や県、市から運営費が給付されております。保育料については、自治体が国の定める上限を上回らないような保育料ということで定めている点でございます。

認可外保育園につきましては、先ほど申し上げました児童福祉施設の設備及び運営に関する基準につきましては満たしていないけれども、県が定める基準、認可外保育施設指導監督基準というものがございまして、そうした基準にのっとって運営されているところでございます。年度に一度、県の監査も受けておまして、安全に配慮された施設であると思っております。保育料につきましては独自で定めておりますので、県内全般かなり認可外保育所ありますけれども、上限の高いところもかなりあるかと思っております。保育に従事する職員についてでございますけれども、人数の設定については認可保育所と同じでございますけれども、その数のうちおおむね3分の1以上が保育士というようなことになっておりますので、その資格要件の部分が大きく違うところであると思っております。以上です。

17番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番（佐藤卓也議員） 分かりました。認可外保育のことについて再質問させていただきます。

新庄市では、今回、令和3年度版新庄の福祉におきまして、認可外保育所4所あると思えます。その中において認可外保育の役割というのは非常に大きなものだと思っております。先ほど申したとおり、ゼロ歳から2歳の預け入れのためにも必要だと思えます。というのは、4月

1日では待機児童がいないかもしれませんが、これから入る、それを過ぎて9月から11月に里帰り出産したり、途中入所対策のためにもしっかりとした認可外を新庄市でも保っていく必要があると思います。それは必ず待機児童の数には入りませんので、ぜひとも認可外保育の充実も必要だと思います。

先ほど課長から説明がありましたとおり、認可外というのは、国や県、市からの補助はなかなかなく、運営費はあくまでも保育料のみに頼っております。新庄市でもそれに倣い、認可外については補助なり助成などは行っていない状況であります。しかしながら、新庄市の子供たち一人たりとも残さず救うためには、そういう方、途中入所の対策がしっかり必要だと思います、そこら辺の整備設計をもう一度考える必要があるのではないでしょうか。先ほど市長が答弁したとおり、保護者のためとともに施設にもしっかりとした制度設計をし、その施設が少しでも運営できるような体制づくりを新庄市でもしていく必要があると思うんですけれども、そこら辺の考えをお伺いしたいと思います。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 認可外保育施設の援助というような意味合いかと思いますが、現在、認可外保育施設につきましては補助金としまして2種類といいますか、県が主導しております山形県届出保育施設等すこやか保育事業費補助金という補助金が1つございます。それに合わせた形で市が認可外保育施設乳幼児育成支援事業費補助金といった補助金がございます。ただ、そういったところの補助金につきましては、例えば1日現在での人数が10人ですとか、ゼロ歳児を何人受け入れているとか、そういったところの所要条件がござ

いまして、必ずしも年間で見ますと各月全て該当しているかというところではない月もあるというところになってございます。

認可外保育所につきましては、現在、認可外保育所に入所できていない保護者の方など、多様なニーズに応じて受入れなどを行ってくださっているところもありますので、そういったところ、それから認可外保育所を運営していらっしゃる経営者の方がすごく熱い思いで保育園を運営していらっしゃるというところも認識しているところでございます。

今後の拡充といったところでございますけれども、そうしたところを環境整備の一環として今後の在り方について、市で行っています補助制度の見直し等も検討に入れながら今後研究等行いながら、市ができることについて実施してまいりたいと思っております。以上です。

17番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番（佐藤卓也議員） 分かりました。前向きに検討していただけるということだったので、非常にありがたく思っております。その答弁がなければ違う質問をしようかなと思っていたんですけれども、今回は前向きな答弁だったので、分かりました。

それについてなんですけれども、東京ではそういうものを使うというときに、認証保育所、認可ではなく認証保育所制度を使って認可外の方の整備補助、要は簡単に言えば建物とか建設費ですね、そういったところにしっかりとした助成をやっております。

新庄でも、県内初だったか忘れましたが、その認証保育所制度はまだ生きていますし、ぜひともそういったものを活用しながら、新庄市は子育てにもしっかりとしているんだというPRもできると思うんですけれども、そこら辺の施設に対してのしっかりとした補助、そして認証保育所制度を使った子育てのPRも兼ね

てやっていただければ、より新庄市は子育てに手厚いんだということを県外、県内にも知らしめることができると思いますが、その辺いかがでしょうか。

西田裕子 子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子 議長 子育て推進課長兼福祉事務所長 西田裕子さん。

西田裕子 子育て推進課長兼福祉事務所長 認証保育所制度についてでございますけれども、これをつくったのが平成16年でございます。平成16年当時、認可外保育施設は市内におよそ10か所ほどあったようでした。そうした認可外保育施設を対象にして新庄市が独自の基準を定めることによって保育環境の整備や保育水準の向上を図るために、適正な保育が実施できている施設として市長が認証するといったような制度でございます。

この認証制度によりまして、現在は申請を行っている施設がないのでございますけれども、この認証制度、例えば天童市では保育士の数が3分の1であるのを3分の2に上げることで頑張っている施設だなというところを認証する制度ということになっております。

市の場合は、入所児童の2割以上が3歳未満児で、かつ1歳未満が1人以上含まれる場合ですとか、それから主たる対象時間について10時間以上やっているところというようなところの規定を定めているところでございます。そうしたところで、認証保育所についてもぜひ申請していただいて、認可外であっても安全が保障されている施設だということを周知できるようにしていきたいと思っております。以上です。

17番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

高橋富美子 議長 佐藤卓也さん。

17番（佐藤卓也議員） ぜひともよろしく願いたいと思っております。

また、今回、子育て支援センターについても

質問させていただきます。

子育て支援センターは全部で4所あると思うんですけども、そこら辺の情報交換のやり方や連絡の仕方、そこを強化することでまた新たな事業も展開できると思うんですけども、子育て支援センターの主な取組について、どのようにやっているのかをお伺いしたいと思います。

西田裕子 子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子 議長 子育て推進課長兼福祉事務所長 西田裕子さん。

西田裕子 子育て推進課長兼福祉事務所長 支援センターにつきましては、今年度1か所増えまして、4か所になっております。市で行っている支援センターが1か所、民間で行っているのが3か所でございます。

情報交換についてでございますけれども、支援センターにつきましては、定住自立圏での一つの施策として支援センターの利用と情報交換ということがございます。4所に限らず、8市町村の支援センターの担当者が集まって、年に二度ほど、どのような活動を行ったり、相談があるのかとか、子育て中のお母さんに対しての様々な教室や講座等をどのように行っているか等の情報交換を行っているところです。それによってそれぞれのいいところ、それぞれの課題等を見つけながら課題解決に向けて行っているというような情報交換の仕方をしているところです。以上です。

17番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

高橋富美子 議長 佐藤卓也さん。

17番（佐藤卓也議員） 分かりました。やはり子育て中のお母さんは、特に核家族が増えてなかなか相談しにくいということもありますので、しっかりとそこら辺の連携をし、子育てしやすい環境整備をしていただきたいと思います。

また、新庄市でもLINEを使った子育て支援もやっていますので、今の現状はどのような

状況になっているのか、もし分かる範囲でいいので教えていただければと思います。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、
西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長
西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 LINEによる相談につきましては、子育て支援センターの職員が行っているところでありまして、個人情報等なしで、無記名といいますか、ところでやっている相談事業でございます。年間、手元に数字がないので具体的な件数を申し上げられないんですけれども、24時間やっているということではないので、そのときに対応できるような、できるだけ早い回答ということで、保育士がやっております。その中で、深刻な相談の方もいらっしゃるし、どうやら市外のような方という方もいらっしゃいます。そうしたところを一つ一つ丁寧に相談を受け、回答しながら行っているような状況です。以上です。

17番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番（佐藤卓也議員） 分かりました。ぜひとも、こういうことを踏まえて、新庄市は子育てしやすいんだ、子育てに力を入れているんだということをPRしていただきたいと思います。そうすることによって新庄市のこれからを担う若い世代が新庄市に残りたいというまちづくりの一助になると思っておりますので、ぜひとも今後も続けていっていただきたいと思います。

最後になりますが、これから人口減少ということで、人が少なくなってくる。特に若い方が少なくなっている。それを踏まえて保育所も人数も少なくなっていくということなんですけれども、新庄が子育てに力を入れるならば、人口減に合わせるのではなくて、そういった施設も含めて子育てしやすいならば、もっと大枠で捉えたほうがいいんじゃないでしょうか。具体的に

言えば、人口が少なくなっていくから入所者も少なくなっていくんじゃないかと、もっと器を大きく持って、新庄市ではいつでも受け入れますよ、子育てするなら新庄市ですよと大きく言えるような具体的な制度設計をもっと大きくしてもいいのではないのでしょうか。ぜひともそこら辺を踏まえながら子育ての充実に踏まえていただきたいんですけれども、そういう考えは今後あるのでしょうか。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、
西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長
西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 子育てしやすいまちづくりについては、保育所ですとか様々なニーズはもちろんなんですけれども、そのほかに、例えば働きやすい場所であること、それから男女共同参画に力を入れていくことなど、そしてまち全体がそうした子育てについて子育てしやすいまちであると、そういったところが必要になるかと思えます。

第5次新庄市総合計画の重点項目の中に、子育てしやすい環境をつくるということで、そうした市の全体的な大きな重点項目となっているところがございますので、関係各課と協力しながら推進していきたいと思えます。以上です。

17番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番（佐藤卓也議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

特に最近、「新庄」は毎日のように報道されております。北海道日本ハムファイターズ監督、ビッグボスですね、新庄選手が出ることによって新庄市もアピールになると思えます。

新庄市がビッグボス市になるぐらい、新庄市がもっといいことをアピールして、新庄市がもっともっと子育てに優しいまちづくりになるように御祈念し、私の一般質問を終わります。あ

りがとうございました。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後1時56分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

叶内恵子議員の質問

高橋富美子議長 次に、叶内恵子さん。

(2番叶内恵子議員登壇)

2番(叶内恵子議員) 議席番号2番、勁草21、叶内恵子です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

行政財産の使用許可についてということで、まずは平成12年4月、地方分権一括法の施行以来、行財政運営における地方公共団体の裁量権は大きく拡大をされてきました。いわゆる三位一体の改革において財政面における自治体の自由度が高まる一方で、自治体の財政状況は全国の市町村の経常収支比率が平成13年84.6%、10年後、平成23年には90.3%、そしてさらに10年後の令和元年には93.6%にまで上昇しており、全国的にも財政の硬直化が進んでおり、多くの自治体で行財政運営が厳しさを増しております。

新庄市の状況はどうでしょうか。経常収支比率の適正值については様々な議論がありますが、一般的に適正であるという目安が70%から80%ですので、この目安に基づいた場合、新庄市の財政構造が適正と言われる範疇にあったのは平成元年の78%から平成4年の75.6%までで、平成5年以降は皆さんも御承知のとおり徐々に財政構造が硬直化し、平成13年には94.8%、平成23年には92.7%、そして令和元年95.8%となっ

ており、全国平均と比較してもより厳しい状況となっております。

第5次総合計画においては、前期5か年の目標年度である令和7年には96%、令和3年から7年度、昨年公表されました中期財政計画におきましては、目標年度である同じく令和7年には総合計画を下回る95.4%、この12月3日に示されたローリングの令和4年から令和8年度までの中期財政計画においては同じく令和7年には93.6%と、さらに改善を目指す数値が示されました。

これは、第5次総合計画に示された目標値に比較して2.4ポイントも改善することを見込み示しておりますが、その中期財政計画の中におきましても、今後も各年度の歳出総額に対して多額の歳入不足が見込まれるであろうということ、また歳入の大幅な増加が見込めないとさらに厳しい財政運営が続くということを想定しております。

財政構造の弾力性を確保するためには、自主財源の収入増加に向けて鋭意努力をしていかなければならないと考えております。財政確保の観点から行政財産の適正管理と有効活用による収入増加方策について伺いたいと思います。

まず挙げましたのが、歳入確保対策として自主財源の確保を挙げていますが、これまで自動販売機設置における価格競争の導入、これを検討したことがあるのでしょうか。導入を検討したことがある場合はその結果を伺い、導入を検討したことがない場合はその理由を伺います。

次に、行政財産の目的外使用について、財産の区分、建物、使用の区分、その他を使用させるに当たって、市民に情報を公開し、平等な使用申請の機会を与えているかなどについて伺います。また、使用料の算定については適正であるのか、併せて令和2年度、令和3年度に許可を行った主なものをお示しいただきたいと思

そして、3点目として、エコロジーガーデンのやすらぎ交流施設、創造交流施設、これは条例に基づいて使用の許可によって使用させています。市民が当該施設の使用許可を受けたいと希望する場合、どのような方法でその機会を得ることができるのか、そういった点を伺ってまいります。

以上3点について御返答をお願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、叶内市議の御質問にお答えさせていただきます。

行政財産の使用許可についての御質問ですが、初めに自動販売機設置における価格競争の導入についてですが、市有施設に設置されている自動販売機は季節により前後しますが、およそ20台設置されております。

使用料につきましては、新庄市公有財産規則に定められており、1台につき1か月3,000円となっております。市庁舎に設置しております3台は公有財産規則の減免基準により減免しておりますが、ほかには体育館などの社会教育課所管の施設となっておりますので、規則に定められた使用料を徴収しております。

価格競争の導入を検討したことがあるかとの御質問ですが、平成29年度から現在の使用料となっておりますが、これまで入札等の価格競争の導入を検討したことはございません。県内他市の状況を見ますと、一般競争入札や公募型プロポーザル方式により設置業者を選定している事例があるようです。入札による業者選定を行った場合、高い使用料となっているようですが、業者選定を公募しても条例等に定められた使用料としている市もあり、収入増を公募の目的としてないところもあるようです。

やはり施設利用者の利便性を考えることが重要であり、いたずらに価格競争などを行わない

よう、これまでの対応に御理解いただきたいと思っております。

しかしながら、自主財源の確保を掲げておりますので、これからは調査研究を行い、よりよい在り方を考えてまいりたいと考えております。

次に、行政財産の目的外使用について、市民に情報を公開し、平等な使用申請の機会を与えているかとの御質問ですが、行政財産につきましては、地方自治法では当該財産が供されている行政目的に沿って使用収益されなければならないという設置目的から、原則として当該地方公共団体以外の者にこれを使用させてはならないとされております。しかし、使用を認めることによりその行政財産の効用自体を高める場合もあると考えられることから、その用途または目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるかとされております。

このことから、行政財産の目的外使用許可は一時的な使用を前提とした制度であり、使用人選について積極的に情報を公開するものではないということをお理解いただきたいと思います。

また、使用料の算定については適切であるかとの御質問ですが、本市の行政財産の目的外使用は、地方自治法のほか、財産の交換、譲与、無償貸与などに関する条例、新庄市公有財産規則により手続、使用料等を定めております。

御質問の建物その他の区分は、使用面積1平方メートルにつき1年で建物価格の5%、土地は4%で計算した合計金額が基本的に使用料の額となっております。

県内他市の状況を見ますと、各種条件が異なることから、計算する際の率が4から11%と様々であり、本市の基準が例外的に低いわけではないので、おおむね適正であると考えております。

なお、目的外使用許可を行った主なものとして、令和2年度はエコロジーガーデン8件18万7,000円、市民プラザ5件6万2,000円、ふるさ

と歴史センター1件20万6,000円、令和3年度はエコロジーガーデン8件10万4,000円、市民プラザ5件6万1,000円、ふるさと歴史センター1件21万1,000円となっております。

次に、やすらぎ交流施設と創造交流施設の使用に関する御質問ですが、いずれも申請に基づき1年ごとに施設使用を許可しております。

まず、やすらぎ交流施設ですが、この施設は平成14年度の開設当初から本市における農業経営強化のための取組の一つとして整備を行い、市内全域の農家有志から成る産直団体に使用許可をしているものであります。この施設の活用は市の農業振興施策としての側面があることから、使用団体は市内全域を対象とした生産者の集合体であることが求められると考えておりますが、現在使用している団体以外にこのような団体は把握しておりません。

また、創造交流施設についてであります。活用アイデアや事業の可能性を把握するためのサウンディング調査を市としては初めて試験的に導入して活用方法の検討を行いました。その内容に沿って公募を行い、応募団体の活用提案を新庄市エコロジーガーデン評価委員会が審査して使用者を決定しています。許可期間は1年で、継続使用が可能という条件で公募を行っていますが、評価委員会の定期的な評価会議により基準以下の評価となった場合は、使用を取り消したり、継続使用を認めないとしております。

使用者による事業成果の判定には一定の期間を要することもありますので、しばらくは現在の使用団体を軸とした事業展開を続ける予定ですが、新たに活用したいという声があった場合も含め、今後さらなる事業展開を図る上では再び公募を行って事業提案を受けていくことも必要と考えています。時期については状況を見ながら適切に判断してまいります。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） まず、2番目に申し上げました行政財産の目的外使用許可、このところから再質問させていただきます。

今、御答弁いただきましたエコロジーガーデンの件数と金額、ほかに市民プラザとふるさと歴史センターでしたでしょうか、再度伺ってよろしいでしょうか。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 目的外使用許可を行った主なものとして例示を挙げてくださいということでございます。

令和2年度については、エコロジーガーデンで8件18万7,000円、市民プラザ5件で6万2,000円、ふるさと歴史センターは1件で20万6,000円、令和3年度になりますとエコロジーガーデン8件の10万4,000円、市民プラザが5件6万1,000円、ふるさと歴史センターが1件の21万1,000円となっております。以上です。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） まずは一番多いエコロジーガーデンについてお尋ねします。

この8件、令和2年と令和3年で件数同じなんですが、18万7,000円から10万4,000円に減額なっていますが、この主な内容を例示いただけますでしょうか。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 令和2年度から令和3年度が減額になっているということですが、現状、現段階まで収納している部分の金額を申し上げておりますので、年度で直せばもう少し上がるのかなと思っています。以上です。よろしく申し上げます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） まだ令和3年が途中なので、途中の月での合計を出してくださったということ、頭が令和4年になっている感じになっていまして、失礼しました。

そうしましたら、このエコロジーガーデン8件、先ほど答弁の説明の中で目的外使用、自治法にも定められております。一時的な使用を前提としております。一時的な前提の中でこの8件というのは、令和2年、3年、その前も含めて違う団体なんでしょうか、同じ団体なんでしょうか。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 目的外使用された団体につきましては、それぞれ年数こそ違いますが、単年度ごとの使用を認めておりまして、それが継続しているものが多くなってございます。以上でございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 単年ごとに、年数は違えど、今のニュアンスであると長期にわたって使用許可を与えている、許可を取っているという形になるのかなと思います。一番長い団体、どのくらいになるんでしょうか。

目的外使用許可を行っているのは団体であるのか個人であるのか、またそれぞれ許可年度、どんなものであるのか、そしてその団体によって許可初年度から令和3年度まで使用料はどんなものなのか、もうちょっと詳しくお尋ねしたいと思います。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 一番古くから使用されている団体につきましては、エコロジーガーデンが開所したのが平成14年でありますので、その翌年の春から、平成15年から借りております。そのほかの団体につきましても、長いところで

は10年以上になっているところもございまして、短いところでは数年ということでございます。

これまで目的外使用料につきましては減免していた団体もございました。しかしながら、いろいろな諸事情ありまして、目的外使用料の見直し、適正な使用料にしていかなければならないだろうという内部の検討もございまして、徐々に現状の先ほどから言われている公有財産の使用に合わせた形に戻しつつあります。

ただし、現在3棟の改修を終わった段階でそれぞれ使用料の算定を見直しているところがございますが、今後もそれらのほかの改修がまだ終わってない施設につきましても改修が終わった段階で使用料とか料金の算定方法を見直しながら進めていきたいと考えてございますので、御理解くださればと思います。よろしく申し上げます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 減免の見直しを徐々に行ったとおっしゃいます。現在、減免を行っている団体、個人、もうないんでしょうか。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 減免を行っている団体はあるのか、ないのかという御質問でございましたが、現在、目的外使用許可を出している団体で使用料を徴収していない団体につきましては2団体でございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 減免をしている理由というのも、減免の基準というのが公有財産規則の中に定めていますが、どういう理由から減免ができていんでしょうか、またその減免を行っている団体というのはいつから減免なのか、それを伺います。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 1つの団体につきまして、エコロジーガーデンに入るまでのいきさつがございまして、当初、社会教育施設と教育委員会の関連する分校にいた団体がそこを売却しなければならぬという理由から、どこにも行く場所がなくて、それでエコロジーガーデンに当時来たという団体がございまして。こちらにつきましてはその当時から減免のままになってございまして。といいますのも、そちら機械が、織機ですけれども、あるわけですが、そちらの織機を使って地域の活性化を目指すものであるということと非営利であるということから、公益性に資するものに当たるといことで全額を減免しております。

もう一つの団体が、エコロジーガーデンの交流拡大が非常に多かった平成24年度あたりから、エコロジーガーデンのフィールドを生かした活動をなさっていただいている団体があるわけですけれども、こちら全額免除で貸出しを行っているということでございまして。

2つの団体です。以上です。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 減免基準、どちらの減免基準も、この規則の中に、公有財産規則の中に定める使用料減免基準の1を適用させているんですね。この1というのは、国またはほかの地方公共団体、その他公共団体において、公用または公共用、または公益を目的とする事業の用に供する、この場合が100%、これは国またはほかの地方公共団体がということになりますよね。それが民間の個人に国またはほかの地方公共団体に当てはまる減免基準を当てはめているということは、新庄市の事業計画、施策を遂行するに当たって、この事業者、団体に対して権限を代理であったり委任であったりそういった権限を与える、そういった代理行為を行う、

委任行為を行う、そういった契約を取り付けているのか、契約を行っているのか、こちらを伺っておきたいと思っております。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 契約を行っているかどうかという御質問でございまして、契約については行っておりません。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） この2点で結論を出すのはちょっと早計ではあるんですが、一般の市民の方々からしますと、それぞれの公共施設というのは、利用したい場合、当然のように使用の目的を明確にして使用料を支払うわけです。ホームページなどで、条例まで読まなくてもホームページ上でその施設に行くと使用料が幾らということが明確になっているわけです。それに従って手続してくださいと言われたことに従って手続ができるわけですね。

ですけれども、その使用料が書いていない行政財産です。それについて、どうやってあの人は使っているんだろう、あの団体は使っているんだろう、どういう方法にしたら自分も使えるんだろう、金額は幾らなんだろう、そう思うのは当然、普通に出てくる疑問です。その疑問に答えて、目的外使用の許可をするに当たって、総合的な、妥当的な根拠、そういったものを提示しなければ、する必要があると私は思っております。その中で、市民感情に対してきちっと適正に答えていくということがなされているのかどうか。これは、この状況であれば、いないのではないかと私は思うわけです。今こうして一般質問するからこそ、こうですというのが出てきますが、どういう方法でそこを使えるのかということが全く分からない。でも実際使っている方がいる。そのことをもっと明確にしていくべきなのではないかなと、使えるのであ

れば、使えるということを明確にしていくべきなのではないかなと思っております。

1つまた市民からの質問であったんですが、エコロジーガーデンの敷地の中に民間の事業者が借りて使っている、これはどういう契約で営業が行えて、行政財産の中で営業が行うことができるのか、どういう契約で使用させているのか、その経緯などを伺いたいと思います。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 まず初めに、行政財産の目的外使用の件について私から説明しますけれども、実際に目的外使用の部分を広く情報公開すべきではないかという御質問だったと思いますけれども、実際に行政財産の使用できる部屋の部分については当然条例の中で使用料を定めて公表してございます。ただし、それ以外の定めをしていない部屋であったりとかそういったスペースであったりの部分については、本来は使用許可を出していないんですけれども、そこに一時的に、例外的に一時的に使用させてくださいということがあった中で、実際に目的外使用として許可できるものかどうなのかという部分を判断させていただいて、目的外使用という形で公有財産規則にも掲げておりますとおり、それぞれ建物であればその建物の価格の5%とか、それに付随する土地の分の4%をプラスした部分でということ、そういった場合、許可をしておるということで、あくまでも一時的に例外的に使用を許可しているものでございますので、それについては市民に対してここが空いていますからどうぞお使いくださいという趣旨のものではありませんので、それはあくまでも行政財産の使用料としてきちんと使用料の条例を定めている部分について使用させるという部分でございますので、そこは御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 叶内議員がおっしゃっているのがどこの部分なのか分かりかねますけれども、創造交流施設についても事務所が入ってございます。こちらについては、先ほどの市長答弁にもございましたが、活用アイデア、事業の可能性を把握するためのサウンディング調査を行いまして、その活用方法の検討を行ったものでございます。その内容に基づきまして公募を行って、応募団体の活用提案を評価委員会が審査しまして使用者を決定しているものでございます。

現在入っている方につきましても、その評価会の審査を受けて使用許可を出しているということで、使用料を払っているものでございます。

目的外使用の部分の事務所ということでの質問でしょうか。

それですと個人というよりは事務所ということになってございますので、こちらについても目的外使用で現在使用しています。使用させておりますが、昨年度の監査委員会からの指摘にもありまして、現在のところ、これまでは光熱水費も含めた形での目的外使用料を徴収していたわけでありましたが、光熱水費を別途実費請求という形に現在させていただきまして、許可証上は減額ということになってございますが、トータルにしますと光熱水費分の実費相当分を負担していただいているということから、値段的には上がっているということでございます。

また、現在、その建物につきましては雨漏りもしていると。耐震改修を行わない、文化財でない施設でございますので、いずれその施設については建物を壊さなければならないのかなと考えているところでございます。よろしく願いします。

2 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番(叶内恵子議員) 財政課長がおっしゃい

ました、一時的に目的外許可をしている。これまでお聞きした中でだと最長で18年、最短で5年です。新庄市の言う一時的というのは何年、どのくらいをめどにしていらっしゃるのか。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 実際には1年ということがございます。なので、実際に目的外使用の許可の申請についても1年ごと申請をもらっているということがございますので、それがたまたまという表現はおかしいかもしれませんが、同じ団体が手を挙げているということで捉えております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 目的外使用許可であるために広く市民に知らせるものではないとおっしゃっておりますけれども、一時的使用でありながら毎年更新をして18年、9年、ずっと結局は継続使用しているわけです。じゃあほかの市民が同じ条件で目的外使用を同じように申請したいといった場合、今使っている方がいつ終わるのか分からないわけじゃないですか、市民からすれば。1区画、例えば月額使用料を1,000円で借りられるとかそういった状況であれば、自分たちも場所に窮している、営利団体ではない、市のために活動しているという自負があれば、そこを使えるんじゃないかと思うわけではないでしょうかね。しかし、その使用期間、いつ許可が行われて、いつ終わるのか分からない状態であれば、自分も使いたいんですけども、どうしたらいいですかねという相談もできにくい、いつ行ったらいいかも分からない。それとも、年度初めに使いたいんだと意思表示をしておけばその候補に挙がってくるのかどうなのか。市民としては、公平性がないとはっきりと感じているわけです。そして、長年にわたる、誰が使っているのかというのは見ていけば分かるわ

けですから、既得権化を市が奨励しているのではないかという思いに至るわけです。こうやって長い年月を貸していれば、これ自体、既に既得権化なんですね。

多くの自治体は、そういった目的外使用である場合、暫定、そして政策を事業化していった、その政策がどうであるかということを見るために、暫定で期間を、有償の場合は、自治体によりますけれども、目的外であっても有償の場合は3年間、無償でするような事業であれば5年間、その中で検証して、これを継続してさせていくことができるのかできないのかそれを諮って、そして市民に公表していると思います。

エコロジーガーデン利活用計画ということ公表しているのであれば、内部の状態というのは同じように公表していくべきなのではないかと思っております。

公共施設においては、市民全体の財産ですよ。多くがほぼ税金でその維持運営が賄われているということですよ。1団体から500円や1,000円や2,000円という使用料では賄われていない。そうした場合に、市民に平等に使える機会を与える、今、自治法も改正されて、その機会を与えることも可能になっています。そういった観点から、行政財産の活用、目的外使用であっても公募することもできます。その点にあってどのように考えているのか伺います。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 先ほどの答えとほぼ同じ回答になるかと思っておりますけれども、実際に目的外使用をあえて公表して、情報公開などして、ここをえますよというのではなく、ここはその他ほかの自治体も含めて、同じく行政財産の目的外使用をここは目的外使用で幾らでえますよなんていうことはしていないと思います。

ただ、今言われた部分で既得権という部分が発生するのではないかという問題については、

ほかの利用したいという団体がおられるとすれば、直接担当課においていただきながら、そこは調整していただくことになるのかなと思ってございます。

今現在、実際に10年20年とか今までずっと使っている方もいらっしゃるでしょうけれども、そこはそこの中のプロジェクト実行委員会みたいな組織もありますので、逆にその中のメンバーに加わるとかそういった形で一緒に目的に沿った形で活動するということが可能でしょうから、その辺は個々の扱いの中でそれぞれ所管する商工観光課に御相談いただければ、そこは調整していただけるものと思っております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 目的外の許可基準などからすれば不透明であって、そして市民に対して、市民にとって公平な状況が生み出されていない。結果的に、今お話しいただいた、答弁いただいた内容を総称していくと、市のめがねにかなったことをやっていけば目的外使用許可も許される、そういった方向に取れるのではないかなと。

今、平成18年以降、自治法が改正されて、行政財産の貸付けが可能になっております。目的外許可と行政財産の貸付けを使い分けをしていくことによって整理をして、基準を設けて使い分けをしていくことによって、税収の、自主財源の確保が可能となっていると思います。

そういった中で、今まずやるべきことは、基準を整備し直して、市民誰もが公平に使っていくことができる状況を見つけていくということが、開いていくということが重要なんではないかと思いますが、その点についてはどう考えているのでしょうか。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 繰り返しにしろるかと思いま

す。ただ、叶内議員が言われるとおり、自主財源の確保という部分については、当然公有財産で未利用地であったりその部分をどうするかという部分も含めてですけれども、その売却であったり処分の方法であったりとか、実際に活用しながら使用料を頂くとかっていう部分も含めてですけれども、その辺については自主財源の確保という観点から言えば大切なことと思っております。

ただ、先ほど来、何回も繰り返す答弁になりますけれども、あくまでも目的外使用についてはそれを公表して使用していただくような話ではないと、ここが空いていますからどうぞお使いくださいというものではないと。そこはあくまでも行政財産にかなった部分の使用料の条例が定められた部屋を公表するのは当たり前なんでしょうけれども、あくまでも一時的に使用許可をしているだけであって、それについて先ほど来、既得権、長年ずっと使われているんじゃないかという部分について不信感として捉えている方々もいるのかなと思いますけれども、そこは全部、実際にどのぐらいで貸しているのかも含めて、そこについては原課の商工観光課にお尋ねいただければ公表するはずですので、当然目的外使用料金として財政の予算の収入に入ってきていますので、そこは、何回も繰り返しますけれども、そのようにお願いしたいと思います。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 私ももう一度申し上げますが、行政財産の目的外使用としつつも、公募を行って、その財産の効用を高め、または効率的利用に資することを可能としている自治体が増えております。4年前、秦野市、こちらから公共施設の再編ということで勉強会もいただきました。そういったことに倣っていった場合、財源の確保というのは本当に自治体として最重

要課題であるはずで、そういった中で、再編しながら、使用料、行政財産の使い方を見直していく、整理をきちっとしていく、基準を明確にしていく、そのことが可能であると思います。

再度、私からも、規則は直せます。そして規則は新たにつくっていくことができるのではないのでしょうか、自治法にのっかってですね。そのことを提案して、目的外使用についてはここまでにさせていただきます。

次に、先ほどのやすらぎ交流施設、創造交流施設のこちらの部分について、市民が施設の使用許可を受けたい場合、どういう手続を、どのようにしてその機会を得られるんだと考えております。

その中で、先ほど、公募を行いました、公募に際してはサウンディング調査という初めての調査を試みましたが、そうおっしゃいました。この公募をちょっと振り返りたいと思います。

第4室の使用募集に際してだったんですが、応募締切りが令和元年9月27日でした。記憶として、公募を公開したのが8月26日ぐらいから届く市報であったかと思いますが、新庄市報ですね。そうすると正味1か月しか期間がなく、そして募集の要項を見ると内容がとてもボリュームがあって、今現在活動している団体との連携が図られることであったり、歴史をよく理解することであったり、じゃあ今からあそこを使って活動したいとこれを見て思った場合、既に活動している団体との連携を図る場合、今活動している団体と面談を申し込んで、お話をして、どういった活動をしてどういう方向性にあるのか、そこに自分を入れるのか入れないのか、何かそんなことを検討しなければならないんだなと、項目を読んで思った次第です。しかも、9月号の市報が最初で、その後11日に商工観光課のフェイスブックで情報をまた発信していますが、締切りは同じ9月27日ということで、あまりにも時間がなかった。

この中で、募集の内容を見ていきますと、公募に際してサウンディング調査を行ったと、この調査は活用想定事業者への聞き取り調査ということだったと書いてあるんですね。活用想定事業者への聞き取り、これはどういうことだったんでしょうか。一般的に公募したい方は、この募集要項に書いてある活用想定事業者と連携していくのかという聞き取りをしなければならないということをここで示唆していたんでしょうか。これを説明いただく機会がなかったので、説明いただいて、次のためにも、次の公募のためにも説明を伺っておきたいと思います。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 こちらのサウンディング調査の前段のアイデアの募集につきましてですが、エコロジーガーデンをフィールドとして交流拡大を行っていただいている団体がその当時あったわけです。エコロジーガーデンそのものをより交流拡大の場、もっと拡大を進めていくためには、その団体も生かしながら、またほかの団体とも連携を図っていきながら交流拡大を進めていかなければならないだろうという考えの下、そちらの団体とも有機的な結びつきをしていただいて、もっと交流拡大に資するアイデア、そういったものをいただきたいという意図からそうしたことを行ったところでございます。

議員おっしゃるように、2か月というのはちょっと短かったのかなということもございまして、そういう御意見もございまして、次回の公募に際してはもう少し期間を長くしてみたいとかということも検討しながら調整したいと思います。よろしくお願ひします。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） それでは、今回の創造交流施設の1階のカフェ部分に募集があった方が、目的外使用許可を受けているところに入っ

ている方と同一であったんですね。1か月しかない募集期間の中で、審査にアピールするための書類を準備するだけでも1か月では無理という状態で、結果的に募集しやすい方が募集している。こういう状況が生み出されている。これは客観的に見てもやはり市民の多くから「これおかしいな」と思うんですが、そういった点について、市としては、担当課としてはどういった所感をお持ちでしょうか。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 市民の方々がそういう思いをされたということであれば、うちの思いが伝わらなかったのかなと思います。

次回の公募につきましては、より多くの方の御提案をいただけるよう、期間、それから周知期間も長く取りながら実施してまいりたいと思います。

ただ、同じ人ということではなくて、団体としては別の団体になっておりますので、御理解いただければと思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

山尾順紀市長 大変ありがたい御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

行政として公平公正であれということ常々申しているところであります。

当初計画したときに、この施設をどのような形で利用していただけるのか、担当者が非常に不安であったということも承知しております。

そんな中で、今般、エコロジーガーデンに対して非常に関心が高まってきているということ、市民の関心も非常に向いているということもございます。そうした意味では大変ありがたいことであり、今後については市民の皆さんが納得できるような形で公平公正であるということ、きちっと検討しながら市民に公表してまいりたいと思います。

今日はありがとうございました。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時46分 休憩

午後2時55分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤文一議員の質問

高橋富美子議長 次に、佐藤文一さん。

(9番佐藤文一議員登壇)

9番(佐藤文一議員) 今定例会、最後に質問させていただきます。議席番号9番、市民・公明クラブの佐藤文一です。

早速ですが、通告書に従いまして質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、障害者差別解消法、合理的配慮について質問いたします。

平成28年4月1日よりスタートしている、障害を理由とする差別解消の推進に関する法律、通称障害者差別解消法により、障害のある方への合理的配慮が求められております。

合理的配慮の提供とは、障害のある人は社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この障害者差別解消法では、役所や事業者に対して、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているという意思が伝えられた場合、負担が重過ぎない範囲で対応すること(事業者においては対応に努めること)ということと求めています。

また、山形県においても、同じく平成28年4月に施行された山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例、そして新庄市で

は令和3年3月、新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例が施行され、新庄市障がい福祉計画の策定や、このたびの議会においても県内初となる新庄市手話言語条例（案）が議題として取り上げられており、大変ありがたいことと感じている方々が数多くいるという話が聞こえてまいります。

また、この法律における障害者とは、障害者手帳を持っている人のことだけではなく、身体障害のある人、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害のある人、その他の難病に起因する障害も含め、心や体の働きに障害のある人、医療的ケア児、視聴覚障害児などの障害児を含めた、障害や社会の中にあるバリアによって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象となっておりますが、このたびの私の質問では聴覚障害児に的を絞った質問となりますことを御了承いただければと思います。

さて、ただいま申した聴覚障害児に対して、現在の新庄市では支援の内容が薄く、山形県でも酒田の特別支援学校もしくは山形聾学校に通うことが余儀なくされているような状況のようです。そこで質問いたします。

現在までの新庄市、できれば最上郡内も含め、過去10年程度の聴覚障害児の人数の推移と現在の人数を伺います。

また、今後、聴覚障害児に対して何らかの支援策があれば、どのようなものなのか教えていただければと思います。

続きまして、歴史まちづくり法の活用に対しての新庄市の進捗状況、今後について伺います。

新庄市令和3年度の主要事業にも挙げられている歴史的風致維持向上計画推進事業では、今後市内に存する文化財を活用したまちづくりを推進していくため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、愛称として歴史まちづくり法と言われているが、これに定める

歴史的風致維持向上計画を策定し、令和4年度中の認定を目指し、令和5年度から国の有利な制度を利用して有形・無形の各種文化財を中心とした歴史的風致を生かしたまちづくりを推進していくことを目的としています。

内容としては、歴史的風致をそのまま維持するのみならず、その他周辺の町並みを保全、保存しながら、地域固有の財産を活用した地域活性化を目指すための歴史まちづくりに関するアクションとなってまいりますとしており、今後認定されれば大規模な予算計上を図ることができ、大胆なまちづくりが可能になる、大変夢のある事業と期待をしておるところでございます。

それを踏まえ、質問いたします。

歴史的風致維持向上計画策定に関しての現在の進捗状況、また今後の流れについて伺います。

次に、歴史まちづくり法を活用して商店街活性化につなげられるメニューなどはあるのか、そういうことが可能なのか伺います。

最後の質問です。こちらは質問というより確認と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、令和元年度9月定例会にて一般質問いたしました、少子化による新庄市立中学校、義務教育学校の部活動についてです。

当時の質問内容は、一部の学校で少子化のため、先生の数が減り、部活動に対しての顧問の先生が不足し、廃部または廃部に向けた入部停止が実行されている。その状況が続けば、子供たちはやりたいスポーツができない、夢を諦めなければならないと保護者の間でも不安視されているという内容の質問をさせていただいたわけですが、現在も少子化は進んでおり、これからは一部の学校とは限らず、問題は拡大するばかりと考えております。

当時の答弁では今後拠点校などの考えも含め検討していきたいという話がありましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の対応があり、

それどころではなかったと思います。もし今、その後の動きがあれば進捗状況を教えていただければと思います。

以上、答弁のほうよろしく願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、聴覚障害児に対する支援についての御質問ですが、市内の聴覚障害児数で身体障害者手帳を所持している方は、過去5年間、大きな増減はなく、4名から5名で推移し、令和3年10月末現在においても4名の方が手帳を所持しております。また、身体障害者手帳の対象とならない方のうち18歳未満が対象の軽度・中等度の難聴児補聴器購入支援制度については、過去5年間で利用のない年もございますが、令和2年度は4名の方が利用されております。

次に、聴覚障害児への支援策についてでございますが、児童については障害の程度に応じた支援が受けられる場所への就学ができるよう専門的な方々のアドバイスをいただきながら就学指導を丁寧に行っており、就学後は個別の就学計画を作成し、個々に応じた学習を行っております。また、未就学児については、保育所や幼稚園を市養護主任が巡回訪問し、相談支援を実施するなど、親と子に対するケアを行いながら医療機関や専門機関との連携に努めてまいりました。

今後もこれらの支援を全面的に継続し、早い時点で関係機関と連携を図ることで、必要な福祉サービスの提供など、支援につなげてまいります。

次に、新庄市歴史的風致維持向上計画についての御質問でございますが、新庄市歴史的風致維持向上計画につきましては、令和7年で新庄開府400年を迎えることを契機と捉え、本市の歴

史と文化を守り育てるまちづくりを推進するため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法に基づき計画策定を進め、令和4年度末の国の認定を目指して進めております。

計画の策定体制につきましては、本年6月4日に学識経験者や歴史的建造物の管理団体の代表者、行政関係者などの参画をいただき、法定協議会であります新庄市歴史的風致維持向上計画推進協議会を設立いたしました。専門的な知見から御意見や御助言などをいただいております、12月20日には第2回の協議会を開催する予定で進めております。

庁内におきましては、副市長を委員長として関係8課による庁内検討委員会を組織して、計画書案の作成を進めております。

国の関係省庁であります国土交通省、文部科学省、農林水産省との3省庁協議につきましても、2か月に1回のペースで協議し、助言をいただいております。

また、計画策定に市民の意見を反映させるため、本年11月に市民1,000人を対象とした歴史まちづくりアンケートを実施いたしました。新庄市が城下町であることの認識や歴史文化を活用したまちづくりなどについてお聞きしたものでありますが、新庄城址である最上公園の整備を望む声が最も多く、今後の計画策定の参考にしてまいりたいと考えております。

計画書は、序章から第8章までで構成されますが、現在第1章から第4章までの歴史的風致と重点区域の設定について検討を行っているところであります。今後は第5章以降の歴史的風致の維持向上に向けた各種事業の進め方について検討していくこととしています。

今年度中には中間報告といたしまして前半部分の計画案を議会の皆様にお示ししたいと考えております。

次に、歴史まちづくり法を活用した商店街の

活性化についての御質問についてですが、歴史まちづくり推進事業につきましては歴史的風致の維持向上に資するものとされており。そのため、中心商店街の一部である旧城下町や羽州街道沿いの歴史的建造物の保存や町並みの修景、中心商店街における新庄まつりの歴史的風致の維持向上に向けた取組など、内容によっては歴史まちづくりに関連性を持たせることも可能ではないかと考えております。

また、令和7年度に新庄開府400年を迎えますが、旧城下の中心である商店街の皆様と連携して機運の醸成を図り、市民や関係団体の皆様の御意見をお聞きしながら、歴史まちづくりによる地域の活性化に取り組んでまいります。

義務教育学校の部活動については教育長より答弁させますので、以上、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

高橋富美子議長 教育長高野 博さん。

高野 博教育長 それでは、市立中学校、義務教育学校の部活動に関わる質問にお答えします。

本年5月1日における義務教育学校を含む中学校の生徒数は900名であり、今年度の小学校1年生が中学生になる令和9年には今年度と比較し約90名減少する見込みとなっております。このような数字を見ましても、部活動の運営や継続に大きな影響を及ぼすものと教育委員会としても捉えているところです。

このような現状と今後の子供たちの活動の場の確保などの課題を検討するため、令和元年度より部活動に関する検討会を開催しております。これまで部活動の拠点校方式のモデルとしてバレーボールやソフトボールで合同練習を行うことができましたが、一方で中体連の参加や移動、毎年各校の事情が異なるなどの課題も見えてきました。

今年度の検討会では、各学校の現状や地域スポーツ活動についての意見交換を行いました。

その中で、学校と連携しながら複数校から集まって活動している団体の紹介がございました。この団体は、部員の数が少なく、チームとしての練習が厳しい学校の生徒や、やりたい競技の部活動がない学校の生徒などが所属して、合同で練習を行う地域スポーツ活動の先進的な取組を行っているとのことでありました。

子供たちがやりたいスポーツを続け、夢を諦めずに活動できる仕組みづくりのために、これからも検討会を継続して開催し、部活動と地域スポーツとの連携、部活動の拠点校方式の段階的導入について検討してまいりたいと考えております。以上であります。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） 御答弁ありがとうございます。

まず聴覚障害児についてなんですけれども、ただいま人数等を伺ったんですけれども、最上郡内とか地域別とか年齢別がもし分かれば教えていただければと思うんですけれども、よろしくお願いします。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、伊藤リカ。

高橋富美子議長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 推移はちょっと把握していないんですけれども、現在の最上郡内の手帳の所持者数と先ほどの補聴器の補助制度を利用した方の数については町村に聞いております。7町村で手帳の保持をしていらっしゃる方は1名だけいらっしゃいました。こちらの方は小学校6年生ですので、今は山形聾学校に通っていらっしゃるというお話でした。補助制度を利用した方は7町村で3名ということで、こちらについては年齢までは確認していないんですけれども、就学前の方もいらっしゃるというような内容でした。以上です。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） 私も少し調べてみたんです。3歳未満で最上地区の方が4名ということで、新庄市で2名、鮭川村が1名、舟形町1名ということで、幼稚部に金山町の方が1名いるということで、手帳を持ってない方もということもあるんですが、そのような内容でした。

市長から、その辺に対しまして支援策何かということで、早い時点で何か行いたいということだったんですけれども、実際のところ、山形県内でS Pと言われる方の雇用の実績とか派遣の制度とか実績というものがあれば、あるのかないのか教えていただければと思います。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 聴覚に障害のあるお子さんへの支援ということで、S Pの方の派遣ということですが、言語聴覚士の方になります、派遣といったことは今のところはあります。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） 聴覚障害児への支援というのは何か難しいらしくて、乳児から適当な支援を必要とされておって、また状態とか多様になっているということなんでした。切れ目のない支援と多様な状態への支援が求められるということで、現状、兄弟姉妹がいる家庭ではその学校に通わせるというのがなかなか容易なことではなくて、何とか近場でそのような支援を受けられないものかと頭を悩ませているような現状みたいです。

過去の話になるんですけれども、過去には支援を受けるために支援学校に登校させて、その学校の近くでパートタイマーとして働いて、学

校が終わると子供と一緒に新庄に帰ってくるといような生活を繰り返して行っていたという親御さんもいるということでした。そういうことを早期に解決すべきと考えておりますけれども、そこら辺どう考えておるのでしょうか。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 特に未就学児の聴覚に障害をお持ちのお子さんのことについてだと思いますが、そちらについてお答えさせていただきたいと思います。

視聴覚に障害をお持ちの保護者の方につきましては、聴覚についての療育のできるどころが酒田聾学校、あとは山形聾学校の2校しかないということで、特に付添いが必要なんですね。付添いがなぜ必要かというと、学校において先生が指導くださることをおうちに帰ってから家でも言葉がけですとか絵カードですとか写真、手話、指文字等全てあらゆる手段を使って言葉の習得のために親御さんもかなり努力されているかと思います。

そうしたことで、聞こえるお子さんは耳から聞いて言葉を覚え、視覚からそれを認知してマッチングさせるということで言葉が上達していくんですけれども、聞こえないお子さんについてはなかなかそれが難しいということになります。

かなり専門的な指導が必要になってきまして、現在、公立の保育所において1名、障害をお持ちのお子さんいらっしゃるんですけれども、酒田聾学校から先生を派遣していただいて指導に当たっていただいておりますが、それでも年に1回か2回というようなお答えでした。こちらの生徒については、県の教育長の特別支援教育課というところがやっている特別支援巡回相談事業といった事業です。

このたびそのことについて特別支援教育課に問合せをしてみたところでした。特に視覚や聴覚についての支援が、新庄最上、北村山も薄いということで、要望をいただいているというようなお答えでした。例えば、そういった巡回相談支援ができる職員の派遣を多くしていく、あるいはサテライトのようなやり方、1か所でそういった支援をしていくというようなやり方など今後検討していきたいというようなお答えでございました。

なお、これからも県にそうした要望を続けていきたいと考えているところです。以上です。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） ただいまお話しいただきまして、ありがとうございます。

結構大変な最上地区、北村山のこともあったんですけども、かなり大変な状況にあると聞き及んでおります。ぜひ早めの解決をしていたらいいと思っておるんですけども、派遣してもらおうということに對しまして、これから進めるという話は今伺ったんですけども、場所に関しては公立の保育所じゃなきゃ駄目だとか民間の保育所じゃなきゃ駄目だとか、また特別な施設でなければ駄目だとかというようなお話とかは、もししていればお聞かせいただければと思います。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 現在行っています特別支援巡回相談事業ですけども、幼稚園、保育所等、高校、小中学校と、各々様々な学校、幼稚園、保育所等から直接の申請を行うことで派遣がされるということのようです。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） ただいまの話によりますと幼稚園側から派遣の依頼をしなければ駄目だというような話なんですけれども、これから市でそういうものをやるには、中部保育所は令和6年完成の予定なんですけれども、それまでは今の状況でどういう施設が必要なのか分からないんですけども、例えば中部保育所でそういう派遣をお願いするということは可能なんだろうかと、現在の建物の状況で。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 現在、中部保育所に入所しているお子さんについては可能かなと思うんですけども、例えばほかの幼稚園、保育所に通うお子さんがそこにいらっしゃって、派遣される先生の指導を受けるということが、例えば年齢ですとか聞こえの程度ですとか、そういう余裕がある部屋といたしますか、施設的になかなか難しい点もありまして、1か所にそういったところに来ていただいて、指導をしていただけるというのであれば、また新たな今検討中の中部保育所の中の例えば1室を使って指導できるようなものを考えてみたいと思います。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） ただいまいい返事をいただいたんですけども、やはり急がなきゃならないという気持ちもありまして、今現在すぐすぐ3歳4歳になる子がいるような状況であるみたいですので、例えば新庄市保健センターなど既存の建物で十分だという話も聞きました。そういうところに週一、二回でも来ていただいて、そういう支援が行えるような事業をぜひ新庄市でお願いしたいという意向の話も聞いておりますので、そういうことがもしできれば、な

るべく早めにやっていただければと、ここでは決められないでしょうけれども、そういうことを考えていただければと思いますので、その件に関して何かございましたら、何かございましたらじゃないですね、ぜひやっていただきたいと思いますので、そこら辺の件に関して何かあればお話しいただければと思います。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 会場、場所についてはいろいろところが想定されると思います。課題となっているところは恐らく派遣できる先生方、あと県の予算というところではないかと思っています。例えば新庄市の養護学校に聴覚障害児の指導の経験のある先生がいらっしゃると大変ありがたいと考えているところがございますけれども、そういったところはなかなか難しいのかなと思っていますが、例えば新庄最上、北村山も含めてそういった聴覚障害児への手厚い支援をしていただけるように、こちらからも県へ様々要望していきたいと思います。以上です。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） ぜひよろしくお願ひします。先ほど一番最初に申し上げましたけれども、合理的配慮の提供ということで、できることをやって、負担が重過ぎない程度にということですが、こちらのほう人材さえいけばすぐできるような、予算もそんなにかからないのかなと思いますので、ぜひ新庄の事業として立ち上げていただけることをお願いしまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、今年6月初旬に後藤先生の講演を聞いたんですけれども、後藤先生、たしか何かの団体の会長、委員長になったというお話も

聞いたんですけれども、そちらの団体名は何かという団体名になるんでしょうか。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 ただいまの佐藤議員のお聞きしたかった部分は、多分、今年6月4日に学識経験者や歴史的建造物の管理団体の代表者、行政の関係者が集まりまして設立した歴まち法に基づく法定協議会として、新庄市歴史的風致維持向上計画推進協議会というものを設立しまして、そのところの会長に就任いただいております。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） それは、副市長が会長というものでは、また別のものということになる、先ほど市長から、副市長が委員長というのがあったと思うんですけれども。そこは後藤先生が会長ということ。分かりました。

後藤先生が会長ということで、6月4日、御講演を私も聞かせていただきました。拠点型の考えということで、後藤先生いわく、新庄エコロジーガーデンの各蚕糸試験場と戸沢家の墓所、そして最上公園内の戸沢神社の天満神社本殿・拝殿、そして鳥越八幡神社の八幡神社本殿・拝殿、この3つの登録文化財を拠点として歴史まちづくりを進める案、これを策定協議会でこれから話し合っていくんでしょうけれども、個人的にはとても興味の湧くお話でした。

今後、後藤先生の考えを柱に新庄市歴史的風致維持向上計画の策定を進めていくということなんですか。それとも全く別の考えで進むということなのか、教えていただければと思います。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 こちらの進め方につきましては、後藤先生から当然アドバイスなどをい

ただいておりますけれども、現在、我々で考えている案としての風致として考えているもの、御紹介だけさせていただければ、新庄市においては新庄まつりに見る歴史的風致、それと新庄藩の戸沢家ゆかりの歴史的風致、あとやはり雪国の文化ですね、こちらの歴史的風致、あと萩野仁田山地区の信仰行事に見る歴史的風致、あと名勝本合海における最上川舟運に見る歴史的風致ということで、後藤先生が大きく説明、あの講演ではされたと思いますけれども、計画を3省庁に出す上ではそういった新庄の特色ある風致を少し整理して出していきたくないと計画を練っているところでございます。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） 分かりました。様々なものを組み合わせて10年計画ということは聞いたんですけれども、その講演の後、私も後藤先生に質疑させていただいたんですけれども、拠点をつくってそれぞれのつながりを持った設定というような構想だったんですけれども、そちらのほうどのくらいで、期間としてはどのくらいで考えていけばいいのか、先生の考えをお伺いしたところでした。そうしたら各5年でしようねというお話があって、その5年というのも足して15年じゃなく、最後の1年に立ったら次のものは進んでなきゃなんないというような、まとめたような考えで答えられておりました。

10年計画で、こういう歴まちのものを使った歴史的風致のまちづくりを10年でやるということは、執行部の皆様方もそのような気持ちでやっているのかどうかお聞かせいただければと。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 庁内におきましては、検討委員会を設けておまして、その中で歴史まちづくり計画、2年かかる、実際やってみて、3省庁と様々な細々とした、ああ2年かかるな

と今体感しているところなんですけれども、検討しております。

それで、後藤先生もおっしゃっているんですけれども、10年の中で前半の5年と後半の5年という形で少しやっていくことを整理されていくんだらうなということを思っております。

こちらはまだイメージなんですけれども、この10年の中でやっていくべきことの中では歴史的建造物の保存とか活用ですね。あとは、アンケートにもありましたけれども、新庄城址の修景整備とか、あとは景観や町並みの保全とかそういったことを10年の中で分けながら、一気にやはり、まちづくりというのは一気に1年でどんといきませんので、その10年の中でそういったイメージのものを整理しながら、やれる部分をやっていくというような形で今のところ考えているところでございます。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） 今話を聞いていると私のイメージと違うのかなと。こちらはまちづくりのほう新庄市の再興みたいな形で考えているのか、それとも観光地としての方向性で考えているのか、交流人口を増やしていくのか、地元の復興じゃないですけれども、昔の町並みをつくっていくのか、目的がどちらのほうに寄っているのか教えていただければと思います。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 こちらの目的というか、歴史まちづくり法におきまして、新庄市、城下町ということで、全国の中でも城下町を名乗れるところはそうそうないわけですね。これの固有の財産を磨き上げて、まちづくりの核にしていくと。その結果、そのまちに行ってみたくということがつながっていく、それが観光につながる、そう考えてございます。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） 分かりました。それであれば、様々な景観というのも大事だと思ひまして、今度エコロジーガーデンも400年に向けて動き始めている、歴史センターもそうですけれども、そのような形で新庄市一体になって向かっていければと思っておりますので、この辺も加味しながらやっていただければと思ひます。

商店街に関してなんですけれども、イベント的なもので関わりがあるかもしれないということは聞いたんですけれども、先日、商店街の方々とお話を伺いました。ここら辺の方々なんでしょうけれども、野菜はこらっせに行く週によっては買物できる、肉屋さんも町内で買えるけれども、魚というと万馬町と馬喰町のほう歩いていくのが大変つらいというような形もあって、それに対してタクシー券とか、わざわざ車を、バスとか乗っていくのも大変だというような考えでした。

ここら辺の、例えば昭和の町並みじゃないですけれども、復活というわけでもないでしょうけれども、例えばイベント的にある場所を使ってそういうものを週何回か回して売りたいな考えとか、そういうものに当てはまるようなことはないですかね、歴まち法に対して。景観をその場所に復活させて、そこで何かそういうものを行うといった場合のことです。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 大変難しい御質問かと思ひます。歴史まちづくり法の事業の中では、商店街に特化したということじゃなくて、そのエリアに商店街があれば、商店街にある建物、古い蔵ですとか旧家等を保存したり直したり、それを活用したりということの事業はできるわけです。それをどこまで拡大してソフト事業につな

げていけるかということが問題かと思ひますので、その辺については歴史まちづくりの事業を進める中でどのような事業が羽州街道沿いの商店街に活用できるのかということも含めまして検討していければと思ひます。よろしくお願ひします。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） やはり商店街の皆様も今大変だということは事実でございますので、そこら辺も分かっていたかきながら進めていただければと思ひます。

これに加えて、民間団体からでありますけれども、先日、設立されました新庄もがみのランドマーク検討協議会、これで構造が変われば、またさらに交流人口も増える新庄市が出来上がるのかなと考えております。そういうところも加味して、いろいろな方々の話を聞いて進めていただければと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

新庄市立中学校、義務教育学校の部活動についてですけれども、話が徐々にでも進んでいるということ、うれしく思ひます。様々なスポーツ、先ほどお伺ひしました練習できない人が集まってやる団体とか、拠点校での練習とかっていうことになれば、いろいろなスポーツができるようになってうれしい限りですけれども、大会に関しては中体連などの話、考え方が課題になってくると思ひますので、こちらも連携を取りながら、今後の課題を解決していただきながら、今後、中学生の子供たちのやりたいスポーツに関しまして進んでいただけることをお願ひ申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

高橋富美子議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

散 会

高橋富美子議長 お諮りいたします。

今期定例会の本会議を明日12月8日から12月13日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を12月8日から12月13日まで休会し、12月14日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時42分 散会

令和3年12月定例会会議録（第4号）

令和3年12月14日 火曜日 午前10時00分開議
議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	新田道尋	議員	4番	八鍬長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	17番	佐藤卓也	議員
18番	小野周一	議員			

欠席議員（0名）

欠員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	総務課長	関宏之
総合政策課長	渡辺安志	財政課長	荒澤精也
税務課長	佐藤隆	市民課長	伊藤幸枝
環境課長	小関孝	成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ
子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子	健康課長	山科雅寛
農林課長	三浦重実	商工観光課長	柏倉敏彦
都市整備課長	長沢祐二	上下水道課長	矢作宏幸
会計管理者 兼会計課長	荒田明子	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	平向真也	学校教育課長	高橋昭一
社会教育課長	渡辺政紀	監査委員	大場隆司

監事 査務 委員 局長	津 藤 隆 浩	選挙管理委員会 会長	武 田 清 治
選挙管理委員会 会長	小 関 紀 夫	農業委員会 会長	浅 沼 玲 子
農業委員会 会長	横 山 浩		

事務局出席者職氏名

局 長	武 田 信 也	総 務 主 査	叶 内 敏 彦
主 任	庭 崎 佳 子	主 任	小 松 真 子

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 3 年 1 2 月 1 4 日 火曜日 午前 1 0 時 0 0 分開議

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

- 日程第 1 議案第 6 1 号押印を求める手続等の見直しのための関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 2 議案第 6 2 号新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 6 3 号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 6 4 号新庄市市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 6 5 号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6 6 号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 6 7 号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定について

(産業厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

- 日程第 8 議案第 6 8 号新庄市交通災害共済条例の廃止等に関する条例について
- 日程第 9 議案第 6 9 号新庄市手話言語条例について
- 日程第 1 0 議案第 7 0 号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(質疑、討論、採決)

- 日程第 1 1 議案第 5 7 号令和 3 年度新庄市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 1 2 議案第 5 8 号令和 3 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 3 議案第 5 9 号令和 3 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 4 議案第 6 0 号令和 3 年度新庄市水道事業会計補正予算 (第 2 号)

本日の会議に付した事件

議事日程 (第 4 号) の一部変更・追加

- 日程第 1 2 会議録署名議員追加指名
- 日程第 1 3 議案第 5 8 号令和 3 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 5 9 号令和 3 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 5 議案第 6 0 号令和 3 年度新庄市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 7 1 号令和 3 年度新庄市一般会計補正予算（第 8 号）

開 議

高橋富美子議長 ただいまの出席議員は17名です。

なお、小松副市長が欠席となりますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

総務文教常任委員長報告

高橋富美子議長 日程第1議案第61号押印を求めるとの件等について、関係条例の整備に関する条例についてから日程第7議案第67号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定についてまでの7件を一括議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長山科正仁さん。

（山科正仁総務文教常任委員長登壇）

山科正仁総務文教常任委員長 私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案7件であります。

審査のため、12月8日午前10時より議員協議会室において委員8名出席の下、審査を行いました。

初めに、議案第61号押印を求める手続等の見直しのための関係条例の整備に関する条例については、総務課及び農林課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査において、委員からは質疑や意見はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決

しました。

次に、議案第62号新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、総務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、このたびの不妊治療のための休暇はプライベートに関わるため、同時に申請しやすい環境を整えなきゃならないと思うがどうかといった質疑があり、総務課からは、特別休暇の申請手続きの際は室長、課長等かなりの配慮が必要と考える。庁内的にも職場の理解といった意識を醸成しながら対応したいとの説明がありました。

また、別の委員からは、職場環境や不妊治療の実態との兼ね合いで日数は見直すかとの質疑があり、総務課からは、現時点では制度ができたことが前進と捉えている。当面、不足の部分は有給休暇で対応していただく予定であるとの説明がありました。

その他独自色を出す検討等についての質疑がありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務課及び総合政策課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、区長の地方公務員法上の位置づけはといった質疑があり、総務課からは、法令または条例、地方公共団体の規則もしくは地方公共団体の定める規定により設けられた委員及び委員会の構成員として、法第3条第3項第2号の非常勤特別職として扱うとの説明がありました。

また、別の委員からは、区長の報酬は上がることになるが、影響額は幾らかとの質疑があり、総合政策課からは、令和3年度当初予算から600万円弱ほど増額になるとの説明がありました。

その他、区長の業務内容や地区の訂正世帯数等についての質疑、意見はありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号新庄市市税条例の一部を改正する条例については、税務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り委員より、今回の改正の根拠はといった質疑があり、税務課からは、今回の改正は国税の改正の影響を受けた部分の改正であり、市町村条例改正に関わる通知もあり、それに基づき改正を行ったとの説明がありました。

その他個人市民税の均等割及び所得割の非課税限度額算定における扶養親族等についての質疑がありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、税務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り委員より、地域における経済活動を牽引する事業に関連する基本計画の同意期限及び承認地域経済牽引事業計画による施設の設置期限が、令和5年3月31日になった背景はといった質疑があり、税務課からは、離島振興法第20条における改正に伴うもので、国の改正内容に伴う市の条例の改正となる。

同意期限とは県知事が国経済産業大臣に対して同意を求めている基本計画の同意期限であり、設置期限とは課税免除を受けたい企業が計画をつくり、その計画に基づいて設置する施設の設置期限であるとの説明がありました。

また、別の委員からは、地域における経済活動を牽引する事業というのは、具体的にどのようなものかの質疑があり、税務課からは、現在新庄市ではこの計画で課税免除を受けている企業は2企業ある。地域経済牽引事業の承認要

件として地域の特性を生かした要件が4つあるが、新庄市においては、地域の産業集積を活用した成長ものづくり分野の企業要件を満たして課税免除を受けているとの説明がありました。

その他特例課税免除の期限延長の可能性等についての質疑がありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、社会教育課職員の出席を求め、補足説明を受けた後に審査を行いました。

審査に入り委員より、附属設備使用料とは何か、バドミントンのネットなのかといった質疑がありました。

社会教育課からは、附属設備の使用料として想定しているものは暖房器具などとなる。ネットや卓球台など通常使っていただくものには他の体育施設等を含め料金は発生しない等の説明がありました。

また、委員より、施設予約システムは導入しないのかといった質疑があり、社会教育課からは、可決後にe申請システムで施設の利用申請予約がしたいとの説明がありました。

また、別の委員からは、利用調整に関わる会議等はどのように考えているかの質疑があり、社会教育課からは北辰屋内運動場についても、調整会が必要と考えている。決定後に調整会議を行いたいとの説明がありました。

また、委員より、施設は使用者が行うのかといった質疑があり、社会教育課からは、新たな北辰屋内運動場については、指定管理による施設管理を考えている。利用時間中は管理者が常駐対応し、施設もその方からしていただく方向で施設管理を考えているとの説明がありました。

その他、月1回の休業日の考え方やキャンセル対応等についての質疑がありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定については、社会教育課から職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り委員より、指定管理委託料は幾らかとの質疑があり、社会教育課からは、令和3年度は1,795万円、令和2年度は1,743万4,000円となっているとの説明がありました。

また、別の委員からは、選定委員会での結果を指定管理者と共有し、改善を図ることが必要ではとの質疑があり、社会教育課からは、担当課として指定管理者と話をする機会を設け、改善すべきところは改善したいとの説明がありました。

その他、公募方法や選定委員会における評価等について質疑、意見がありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願いたします。

高橋富美子議長 ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

初めに、議案第61号押印を求める手続等の見直しのための関係条例の整備に関する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第61号押印を求める手続等の見直しのための関係条例の整備に関する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第62号新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ

討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、
討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第63号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号新庄市市税条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、
討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第64号新庄市市税条例の一部を改正する
条例については、委員長報告のとおり決するこ
とに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第64号は委員長報告のとおり可決されまし
た。

次に、議案第65号新庄市地域経済牽引事業の

促進のための固定資産税の課税免除に関する条
例の一部を改正する条例について質疑ありませ
んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、
討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第65号新庄市地域経済牽引事業の促進の
ための固定資産税の課税免除に関する条例の一
部を改正する条例については、委員長報告のと
おり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第65号は委員長報告のとおり可決されまし
た。

次に、議案第66号新庄市体育施設設置及び管
理に関する条例の一部を改正する条例について
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、
討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第66号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第67号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

産業厚生常任委員長報告

高橋富美子議長 日程第8議案第68号新庄市交通災害共済条例の廃止等に関する条例についてから日程第10議案第70号新庄市国民健康保険条例

の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

(佐藤文一産業厚生常任委員長登壇)

佐藤文一産業厚生常任委員長 それでは、私から、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案3件でございます。

審査のため、12月9日午前10時より議員協議会室において委員8名出席の下、審査を行いました。

初めに、議案第68号新庄市交通災害共済条例の廃止等に関する条例については、環境課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

環境課からは、新庄市交通災害共済事業の廃止に伴い、必要な条例の廃止、改正を行うものである。新庄市交通災害共済条例の廃止に伴う経過措置について、共済見舞金の給付は請求期間を事故発生から1年以内と定めていることから、令和4年度の加入者の見舞金請求期間が終了する令和6年3月末まで継続となる。

また、制度廃止後の交通安全災害共済基金の残金については、基金の趣旨に沿った用途を十分に検討していくとの説明がありました。

委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第68号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第69号新庄市手話言語条例については、成人福祉課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

成人福祉課からは、本条例は手話に対する理解がいまだ不十分であるという背景を踏まえ、手話が言語であるという認識に基づき手話及び聾者に対する理解の促進と手話の普及に関し基

本理念、市の責務、市民と事業者の役割を明らかにし、手話に関する施策を推進することで聾者と聾者以外の者が共生する地域社会の実現を目指し制定するものであるとの説明がありました。

審査に入り、委員からは、公布の日はいつか、また公布以降はどのような事業展開を考えているのかとの質疑がありました。

成人福祉課からは、公布の日を御可決いただいたそのときに効力を発すると考えている。

事業については、今年度は条例を制定したことにより手話や聾者に対する理解を促進しているため、理解促進のためのパンフレットの作成を行いたいと考えている。

令和4年度の新たな取組というところで現在、予算要求中ではあるが、課としては、タブレット端末を貸し出し、タブレット端末を通じて手話通訳をしていただく方法を考えているとの説明がありました。

また、ほかの委員からは、条例の第7条、財政上の措置について措置を講ずるように努めるものとするところがあるが、講じなければならない、あるいは講じるものとするような確実にやるという厳しい言葉と努めるものとするを入れることで、施策にどのような違いが出るのかとの質疑がありました。

成人福祉課からは、これにより当市の責務を曖昧にしているというのではなく、講ずるとする場合でも講ずるよう努めるものとするという場合でも、市の責務に変わりはないという考えであるとの説明がありました。

また、ほかの委員からは、年度内の取組の中でも市民の方々への啓発に傾注していくべきだと思うかどうかとの質疑がありました。

成人福祉課からは、条例を制定したということを知っていただくことが第一と考えている。まずは分かりやすいパンフレットを作成し、周知を図っていくとの説明がありま

した。

ほかに、市内の聾者と手話通訳の資格取得者の人数についてや手話通訳の資格取得のための財政的な支援についてや事業者向けの手話学習会についてなどの質疑がありましたが、採決の結果、議案第69号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第70号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

健康課からは、本条例は健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の金額について改正するものである。

出産育児一時金については、現行では40万4,000円を基本額とし、産科医療補償制度に加入している医療機関で分娩された場合、この掛金相当額1万6,000円を加算した42万円を支給している。産科医療補償制度について令和4年1月1日よりこの掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられたことから、加算額を1万2,000円とし、また少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額は42万円に据え置き、出産育児一時金の基本額を40万4,000円から4,000円引き上げ40万8,000円とするものであるとの説明がありました。

審査に入り、委員からは、新庄市内では産科があるが、県立新庄病院等が産科医療補償制度に加入している医療機関での出産ということになるのかとの質疑がありました。

健康課からは、山形県内では出産のできる医療機関については100%、産科医療補償制度に加入している。県立新庄病院で出産された場合、42万円の支給となるとの説明がありました。

ほかに、質疑はなく、採決の結果、議案第70号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生常任委員会に付託されました

案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

高橋富美子議長 ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

初めに、議案第68号新庄市交通災害共済条例の廃止等に関する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第68号新庄市交通災害共済条例の廃止等に関する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号新庄市手話言語条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第69号新庄市手話言語条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第70号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第57号令和3年度新庄市一般会計補正予算(第7号)

高橋富美子議長 日程第11議案第57号令和3年度

新庄市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 16ページの2款民生費 出産支援給付金1,160万円についてですが、1人当たりの平均的な出産費用は幾らと見ておられるでしょうか。

それから、今回42万円支援されるということですが、その不足分は幾らになるのでしょうか。全額県で補填されるということでしょうか。

2つ目は、17ページの4の1の1で新型コロナウイルスワクチン接種事業費が出ています。ここで3回目の接種を行うということですが、一方で、ワクチンを接種できない方、病気などでそういう方もおられます。そういう方とか子供たちは未接種です。その予防も必要と考えますが、その点についてどう考えておられるでしょうか。

19ページの6の1の6で新庄産米生産応援事業費補助金3,900万円についてですが、種子の購入代ということで県の補助もあり大変いいことだと思いますが、ところで、本市の米の収入減は昨年と比べて幾らになると見ておられるのでしょうか。この補助で足りると思っておられるのでしょうか。

次に、20ページの7の1の5で小規模事業者事業継続支援給付金、これについてお聞きしたいと思います。

この中の内容が小規模事業者1,446件の方がおられるうち、なぜ65%と低く見込んでおられるのか。

また、令和2年、または令和1年の年間事業収入が120万円以上というのは厳しくないのでしょうか。

また、令和1年も令和2年も収入が低くなる、特に令和2年、がくっと全国的に収入が低くなっておりませんが、そういう中で令和3年、20%以上減収とするのも大変厳しい支給要件というふうに見ていますが、どうなのでしょう。

次に、22ページの8の6の2で桧町の地区流雪溝整備工事がマイナス2,800万円となりましたが、なぜなのか。

それから、23ページから25ページにかけて10款で子供たちにタブレットを持ち帰ってもらうことも想定したフィルタリングソフト設計業務委託料、小学校、中学校、義務教育学校合わせて見ると530万円です。この委託先をどのように決められるのか、入札なのかということをお願いします。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長 西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 出産支援給付金給付事業についての御質問です。

初めに、1人当たりの平均ということですが、県ではこの実際の出産費用を52万円と見ております。その差額としては、現在、一時金としては40万4,000円ですので11万6,000円ということになります。県の事業としてこの出産支援給付金給付事業が行われるわけですが、県ではこの2分の1であります5万8,000円を支給するとしている事業でございます。以上です。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 ワクチン接種事業の中ですが、接種できない方、また子供の未接種の方への予防対策が必要ではないかという御質問をいただきました。

接種できない方というのは、やっぱり議員がおっしゃるとおり、病気とか、そういった状況でできない方、確かにいらっしゃいます。また、

子供に対しても今後、5歳から11歳までの子供に関して接種を開始するというので今、国のほうで検討されているところです。早ければ来年の2月から接種を開始できますように準備をさせていただきということで国からは通知をいただいているところです。

そういったことで、まずはワクチンを接種できる方々に一日でも早く希望する方に接種していただくことによって集団免疫を獲得していただきまして、そういった方々が接種していない方にうつさないような対策をまずは取っていきたいと思います。

またあと、実際に接種できない方、あと子供の方で接種、まだできていない方に関しては、これまでどおり、関係機関と協力して感染防止対策を徹底していきたいと考えております。以上です。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 それでは、新庄産米生産事業費補助金でございます。議員からは、新庄市の農家の方にとっての収入源は何なんだと、また、この補助で足りるのかという御意見を頂戴いたしました。

新庄市におきましては、やはり議員おっしゃるように、米、水稻単作地帯ということで米価の下落が本当に農家の方にとっては大変だなということで、今回の目的でございますけれども、長期化するコロナ禍の影響による業務米需要の低迷が令和3年度産米の概算金の減額に影響しており、収入が減収した農家の令和4年産米の作付意欲の向上を図るため、米の種子購入代の一部相当額につきまして、このたび支援をさせていただきたいということで、この3,900万円の予算を計上いたしました。

先ほど議員おっしゃるように、山形県でも支援策が講じられております。米価下落対策緊急支援ということで新庄市は10アール当たり

2,000円、県は10アール当たり1,000円ということで、このたび農家の方には10アール当たり3,000円ということで、県の議会が12月21日最終日ということから、県と同調いたしましてなるべく農家の方に御不便をおかけしないように一括でお支払いできればなというふうに予定を取っているところでございます。どうかよろしくお願いいたします。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 新庄市小規模事業者事業継続支援給付金についての御質問をいただきました。

まず、12月補正につきましては、この9,400万円の予算の中でさせていただきまして、それに不足が生じるという状況になれば、補正対応も考えていきたいというふうに思っております。

それから、年間事業収入120万円が多いのではないかとのことですが、この職業をなりわいとして年間で売上げが120万円ほどに達していないというふうな議員の御指摘もあろうかと思っております。令和2年度についてはそのような事業者の方も多いというふうに想定しておりますが、令和元年度については月額10万円ほどの売上げについては、多くの事業者がしているんだろうということでこのような数字を出させていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 雪総合対策費の桜町地区流雪溝整備工事の減額についての御質問をいただいたところです。

こちらの事業につきましてはその理由ということでございますが、今回の国への要望額に対しまして国からの内示の金額が十分にいただけなかった部分につきまして、残念ながらこの事業に見合うぐらひの費用が賄えなかったということございまして、今回桜町地区に関しまし

ては減額とさせていただいたところです。以上でございます。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 G I G Aスクリーンタブレットのフィルタリングソフトの設定業務委託料についての御質問でございます。

こちらについては、入札ではなくて随意契約を想定しているところでございます。理由としましては、フィルタリングソフトのソフトそのものが、通常ですと定価で販売となっておりますので、入札競争になじまないということが1つございます。

それから、設定業務の作業がございますが、そちらについては、市内の小中学校、義務教育学校に導入しているG I G Aタブレットのメンテナンスを同時に行う必要がありますので、そちらを行っている市内業者を想定しているところでございます。以上です。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 出産支援給付金についてですが、大体1人当たり52万円、実際かかるというふうに言われているということで、足りない11万6,000円のうちの半分を県が支給するというので、これは大変ありがたいことです。

しかし、女性から見れば、出産費用は全額出してもらえれば安心という気持ちだと思います。例えば乳児の遺棄事件というショッキングな事件があります。これは高校生だったり、大学生だったり、あるいは大人であってもあるわけです。どうしてそんな悲惨なことがってみんな思います。なぜこんなことになるかという女性の立場を考えますと、出産した女性が経済的な理由など責任、その産む責任が女性に非常に重くかかっているということがあると思います。出

産や子育てが孤立、そして、自己責任というふうにさせられていることが、女性をこのような悲惨なことに追いやられ犯罪者になってしまうという恐ろしいことです。

そういう意味では、様々出産だけでなく子育て体制が子育て自己責任ではなく、やはり社会全体で喜び、温かく育まれる体制が必要だと思うんです。その一つとして、出産費の無償化、市で残りを出すという考えが必要ではないかと思いますが、再度、お願いします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業の受けられない方やまだ受けていない子供たちの予防についてなんですが、私は、この前の8月から10月にかけて大変感染爆発が起きたわけですが、クラスターの発生も市内でありました。保育所とか医療機関とか、そういう意味では保育所や医療機関はもちろん、学校や介護で働く人たちに予防のためにもPCR検査を無料で受けてもらって安心して仕事ができる、そういうふうにするべきでないかと思うんです。無症状で陽性者になっている方を……。

高橋富美子議長 佐藤悦子さんに申し上げます。

ただいまの質疑は議題から外れておりますので、質疑の際はそのことを踏まえて質疑の趣旨を明確に発言してください。

1 番(佐藤悦子議員) はい。残念ながら、市はワクチンを接種することだけの補正予算しか出ていませんでした。しかし、今後は予防もPCR検査ということも含めて検討をお願いしたいということで、ここでやめておきます。

次に、米の種子代購入、大変ありがたいと思われれます。しかし、収入減、米の収入減は幾らと見ておられるのか、その点について答えなかったのでぜひお願いします。

次に、桧町の流雪溝整備工事がマイナス2,800万円と出て、市の要望に対して国の内示がなかったからということですが、こうなりますと、桧町の地区の皆さんが流雪溝整備を非常

に何年も前から要望して、このたび予算について大変喜ばれたと思うんですけども、それができないことになってしまうのかお聞きしたいと思います。できるように進められないか、お願いします。

フィルタリングソフト設定業務委託料について随意契約だというお話でした。市の契約の在り方として530万円にもなる多額の金額になるものが随意契約でいいのか、私は競争入札、一般競争入札なのか、地元の競争入札というふうにすべきでないかと思うんですが、どうなんでしょうか。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開します。

なお、押切明弘さんがこれより欠席のため、出席議員は16名となります。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 出産支援給付金につきまして市の出産費の無償化をといった御質問でございます。

この事業につきましては県の事業でありまして、まず市町村に給付の上乗せを求めるものではないとしております。

また、事業の継続性について4年度、来年度は実施するといった方向性は示しているものの、その後の継続については不透明な状況となっております。そうしたことから、現在のところ、市ではそれに上乗せをして無償化にするといったような考えはありません。以上です。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 佐藤議員より、新庄市の米価の収入減というふうなことで御質問をいただきました。

昨年から見まして、今年度、作況指数が102ということで、まだ米価の最終的な出荷数量が確定しておりませんので、今ここでどれだけの金額ということを私のほうでは申し上げることができませんけれども、まず比べるものとして、昨年度の概算払い、今年度ですと概算払い確定しておりますので、概算金の比率についてですと少しお話しできるかと思っておりますので、よろしいでしょうか。

つや姫につきましては、昨年度から比べますと94から95%だというふうなことでございます。雪若丸につきましては78%から79%、はえぬきにつきましては77%台というふうなことで、このような形で推移をしているということで御報告をさせていただきます。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 桜町地区の流雪溝整備事業の進め方というふうなことで御質問いただいたところです。

今年度につきましては、残念ながら内示額が少なかったということで桜町地区の工事につきましては減額とさせていただいたところです。桜町地区につきましては今年度から事業実施ということで測量設計のほうを今現在、進めているところでございます。

あわせまして、今年度で事業終了する沖の町中山町地区の流雪溝事業もでございます。この辺の予算の配置の仕方に併せまして桜町地区、来年度以降、事業をしっかりと進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 フィルタリングソフトの設定業務について、入札を行うべきではないかという御質問でございます。

これにつきましては先ほども申し上げましたが、この設定業務委託料の大部分を占めるのがフィルタリングソフトのライセンス使用料ということになります。こちらのほうが通常定価であるということで競争になじまないということがございます。

それから、ソフトの設定業務につきましては、現在、構築されております学校でのネットワークとの連携、整合が必要でございますので、こちらに精通した業者が最も適切というふうに考えているところでございます。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 先ほどの出産支援給付金についてですが、結論としては、継続性も不透明だから市の上乗せ、考えていないという残念な答えでしたけれども、先ほど述べたように、出産が孤立、自己責任というふうにさせられて悲惨な立場に女性が置かれてしまう場面もあるというのは非常に残念です。そういったことは市ではないのかもしれませんが、全国ではそういったことがありまして、女性の自己責任でいいのだろうか。私は、やはり社会全体で温かく子供が生まれることを喜び、育まれる体制を新庄市が率先してやっていただきたいということで、今後、考えていただきたいと思います。

継続がということがあるのか分かりませんが、やはり出産せざるを得ないのは自己責任ではないというふうに考えてみんなで応援すると、そういう姿勢が子供が増えていくことをみんな望んでいるわけですから、その立場で始めていただきたいということを考えますが、市長の考えなどありましたらもう一度お願いします。

次に、米の種子代補助について、これはこれで先じて課長先頭に市長と共に進めたというのはいいことだと思っておりますが、それでも作況指数はいいのに概算金の比率で見たら大変な状態です。続けられないというのが農家の、多くの農家の声なんです。そういう意味では、米価の回復につながる策も含めて需要の確保、消費拡大に結びつく施策なども含めてそれを補う施策が必要と思われるんですが、それらは考えておられないのか、再度質問します。

先ほどのタブレットのフィルタリングソフト設定業務委託料なんですが、530万円もの金額が随意契約というのはどう考えてもおかしい。ソフトであれば、そのまま買わなければいけないのであれば、委託でなくて購入ということになるだろうし、さらにそれを使って設定するのは人だと思えますし、それを本当は市職員が直営で行うべきことではないかと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議員がおっしゃいます、例えば経済的不安、それから精神的不安を持ちながら出産される方はいらっしゃいます。そうした場合、妊婦の頃から健康課の保健師、それから民生委員、病院等も連携しながら出産に向けて健やかなお子さんを産み育てるために寄り添いながら支援をしているところでございますので、そうしたことは十分に支援できているかと考えているところでございます。以上です。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 議員おっしゃるように、来年度につきましても農家の方々、大変厳しい状況が続くのかなというふうに考えておるところで

ございます。

このコロナ禍の推移によりましては、やはり米価につきましても厳しい状況は続いていくというふうに考えているところでございます。そのような中で、私どもとしましては、転作物での所得向上を図りたいというふうに考えているところでございます。その一つとしましては、大豆ということで大豆についての機械等の支援、今後進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 フィルタリング設定についてですが、こちらのソフト使用料につきましては、まずそのソフトが現在のネットワークに適合するものであるか、また価格面でどうかという比較検討を行いまして選定委員会のほうで選定してございます。

その中で適切であるというふうな判断で機種を選定してございますので、現在、校内で設定されているネットワーク、それからサーバーを通じたフィルタリング、現在ございますけれども、それと家庭でも機能するようなフィルタリングの設定が必要だということで現在、構築されているネットワーク等の整合を図る必要があるというふうなことから、随意契約で行いたいというふうなことであります。以上です。

高橋富美子議長 ほかに質疑ありませんか。

14番(石川正志議員) 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番(石川正志議員) それでは、私からおおむね2点。初めに、補正予算書19ページ、今も話に出ましたが、新庄産米生産応援事業費補助金、それから補正予算書21ページ、8の5の1、定住促進住宅の改善事業費に関してお伺いします。

初めに、今回農林課のほうで市単独で3,900万円という大きなお金で農家の次期作支援に充てるということで、これで安心しておられる農家も多数いるのではないかと。直接行政が所得の補償をすべきではないということで何とか知恵を絞っていただいて次期作というところで落ち着いているんですが、これまでは、今回12月定例会で可決された後に2月ぐらいをめどに農家にお金を支払う予定と伺っておりましたが、先ほどの中で県のほうも10アール当たり1,000円ということで一括でお支払いするんだというところで、議決から交付までの流れ、多少変化するのではないかなというふうに思いますが、その辺のお考え、どうなのかお伺いします。

都市整備の所管のやつですが、これは土木の国庫補助金の予算が思うように取れなかったということで、当初予算、定住促進の改修事業、丸々5,600万円事業見送りとなったわけですが、事業自体は事業費の半分を国の交付金、それから残り起債を充当できることから、考え方としては非常に市にとっては財政負担のない事業かと思われませんが、例えば公営住宅と定住促進住宅の国から見た予算の優先順位等あるかと思いますが、来年度、これから予算編成するに当たり、市のほうも幾らか工夫する必要があるのではないかなというふうに思いますが、どのような対応をされるのかお伺いたします。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 新庄産米応援事業のスケジュール等につきまして御質問をいただいておりますけれども、さきのコロナ支援対策の段階でこのような説明をさせていただいたということで、令和3年12月14日の補正予算可決をいただいた後に20日、再生協議会幹事会を開きたいと。また、21日には助成対象者に対しての申請書を送付できればなど。また、下旬には農業だよりで漏れなく皆さんに周知をしたいと。1月中旬に

は受付を開始しまして1月下旬、交付金、交付したいと、なるだけ早い時期に交付をしたいという形で計画をさせていただきましたし、説明をさせていただいたところですが、12月2日、県より追加支援策を講じるというふうな提案がございまして、先ほどお話しさせていただきましたけれども、県の最終日が12月21日というふうなことでございました。その前に何とか早く交付したいのでどのような段取りなんだろうかと、スケジュールを県は考えているんだろうかというふうにお伺いしたところ、何も話せないんだということでございましたので、これから県から説明があると思いますので、県と連携を図りまして農家の皆さんにはなるだけ早い段階で交付できるように準備を進めたいというふうに考えているところでございます。以上です。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 住宅管理費の定住促進住宅改善事業費の減額について御質問いただいたところです。

議員おっしゃいますように、住宅に関してのこの交付金の関係につきましては、いわゆる公営住宅に関する交付金とその公営住宅を補完する市の単独住宅に関する交付金というふうな形で、国のほうでは重みづけが若干違うという形での交付金の体制になっております。

公営住宅につきましては、要望額におおむね沿うような形で内示をいただいているところでございますが、定住促進住宅につきましては市の単独住宅ということで、公営住宅を補完する住宅、効果を上げるための住宅ということで内示率は結構厳しい状況での内示という形になっております。

今回内示いただいたものにつきましても、1割程度ということでもとも当初の予定していた事業までは実施できないということでしたので、

残念ながら全額減額ということできさせていただくところでございますが、次年度以降、また予算要望につきましても実施していくところでございますが、内示に合わせて事業が実施できるような方法、今現在は建物全体の住居改善ということで考えているところですが、個別に対応できる方法など、今後、いろいろと考えながら事業を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

14番(石川正志議員) 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番(石川正志議員) 課長、できるだけ早い支払いに努めるということで、それを聞いて安心している農家もいらっしゃるのではないか。

あとは、町村は別として山形県13市、今同じような応援の体制を取られているという新聞報道等ありますが、今、私が確認している中でもほぼ新庄市の場合は県内13市と比較しても同じ程度、もしくは多いのかなということですが、交付時期までまだありますが、支払い方法、他の13市と比較してそれもできるだけ頭の隅にも置いていただいて考えていただければなというふうに思います。答弁があれば次にお願いたします。

それから、定住促進住宅は市のものであって公営住宅を補完するという考えですので、予算がつきやすいのは分割という方向を今、課長は考えておられるということですが、では、市民から見れば公営住宅も定住促進住宅もほぼ同じで、新庄市に住む場所を考えるという意味ではほぼ私の中では同じなのかなという考えでございます。施設を大事に長く使うということからの改修費ということで考えますと、やはり定住促進を分割でやったとしてもそれだけ時間がかかってしまうので、公営住宅と定住促進住宅の位置づけ、一緒にするという非常に乱暴な考えかもしれませんが、そういった部分の抜本的な考え方を変えていくということも私は考える

べきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 今後の交付につきましては、県と連携を図りまして早期に農家の皆様方にお届けできる体制で臨みたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 定住促進住宅の目的を変更するというふうなことでの考え方ということでございます。

公営住宅につきましては、当然、入居される時の条件ということもございます。定住促進住宅につきましては、その条件から外れた部分についても受け入れられるということもございますので、それぞれの設置目的に沿った形での管理ということになっております。

ただ、現在、市営住宅、公営住宅につきましても募集に対してなかなか応募のない住宅もございますので、そちらのほうも踏まえまして全体のボリューム感を考えながら、今後、住宅の施策について検討していきたいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

18番（小野周一議員） 議長、小野周一。

高橋富美子議長 小野周一さん。

18番（小野周一議員） それでは、私から1点だけお聞きしたいと思います。

19ページの19款農林水産事業費の減額補正になっております畜産経営競争力強化支援事業費補助金についてお聞きします。

実はこの項目につきましては、先般の産業厚生委員協議会で原課のほうから報告を受けたんですけれども、1農家でこれほどの事業費を持っているということは総事業費で幾らぐらいかかっているのか。これは牛舎建築のための事業

費の減額補正なんですけれども、計画を持って恐らく補助金を頂くわけなんですけれども、総事業費でどのくらいの事業費になっているのか。

もう1点は、私は前からこれ言っているんですけれども、あそこを新たな畜産団地として目指すとすれば、やはり今後、集落内にある既存の牛舎を増築して増頭するということは、環境でほとんど不可能に近い状態にあります。今、造成をしているあの土地は、ほかの後継者も牛舎を建てたいといった場合、面積的に間に合うのか。

また、この事業は個人でやっていると思うんですけれども、個人であってもこのような2分の1の補助を受けられる事業が、国の事業か分かりませんが、今後も継続する見込みがあるのか、その3点ぐらいお聞きしたいと思います。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 それでは、畜産経営競争力強化支援事業費補助金3,552万3,000円の減額補正について御説明をいたします。

まず、このたびの総事業費は幾らなんだかというふうな御質問でございますけれども、総事業費7,550万円を見込んでの計画でございました。

また、その他市内、市外につきましてですけれども、面積的に足りるのかと、今整備しているところで足りるのかという御質問でございます。

私ども、畜産団地をしたいというふうなことを目標に掲げておりますので、今現在、整備させていただいたところは今の計画者の方が必要とされる面積を整備させていただきました。同じような規模の面積につきましては、平らな場所で外2か所ほど計画できるような面積を計画しているところでございます。

ですから、今後、関係者の方々と協議をしな

がら、広く公募、募集をして入植をしていただきたい。今回、本当に残念なんですけれども、その成功事例のきっかけになっていただきたいということで臨んでいただいたところですが、説明させていただいたとおり、なかなかコロナ禍において外材が入ってこないんだということと事業費がかさんでしまって計画を断念せざるを得ない。ただし、国、県と協議をしまして来年度以降につきましては、また協力、連携を図りながら事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、この補助メニューについて今後も継続することが可能かどうかというお話ですが、農家の方々の担い手育成と同時に、畜産農家についても国は重要事業であるんだというふうなことで、今後も同じような支援策が継続するというふうなことを見込んでおりますので、私たちも今後、協力をしながら継続事業となるように努力をしてみたいというふうに考えております。以上です。

18番（小野周一議員） 議長、小野周一。

高橋富美子議長 小野周一さん。

18番（小野周一議員） 私、総事業費と言ったのは、牛舎を建てる建築費だけじゃなくてそこに入れる牛舎とかいろんなのあるわけですよ。そうした場合、どの程度の結局規模でやるのかとなると、恐らく相当多額な金額になりますよね、これね。その辺、やはりそれは農協が県の指導を受けてやると思うんですけども、技術的にバックアップしていかなければ、私は本当に大変だなという思いで発言しているんですけども、その辺の農業団体なり、昔の改良普及所の技術者屋とか、そういうチームをつくっていかないと個人の農家にばかり負担行くんですよ、こういう大きい事業は。ただ、牛舎を建てて立派な牛舎ですね、よかったですねと、そういうもんじゃないと私は思うんですけども、その後のアフターというか、事業に対する、そ

の辺を農協、県、技術の対応というのは私はしてほしいなという思いで発言しているわけでございます。

もう1点ですが、再度お聞きするんですけども、団地を目指して、それは本当に腰を据えて新庄市はあそこに畜産団地を造成するんだよということを、先ほど言いましたけれども、今、集落に既存にある業者を拡大することはもう無理です、周辺の環境からいって。そういう場合、畜産の協議会もありますよね。総会なり、あとは農協の畜産部門の営農担当に新庄市であそこに新たに畜産団地を設けるから入る方だと、そういう周知の必要ってあると思うんですけども、その今までの経過についてお聞きしたいと思います。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 ただいま小野議員からありましたように、私ども、県、国とは連携を図りながら事業を進めてまいりました。

それと同時に、今現在、中部牧場のほうで中部牧場利用団体協議会という組織がありまして、その中では預託利用者会、新庄市酪農研究会、新庄市和牛改良組合、また関係機関としては新庄市酪農ヘルパー利用組合という組織がございますので、その方々につきましても中部牧場、団地化を図りたいということで一番最初に御相談をさせていただきまして、今後、御協力を仰ぎたい。やはり農家の方が1人で畜産経営をやっていくというのは大変でございますので、先輩方からも御指導賜りたいということでお願いをしまして了承いただいたところでございます。

ですから、この方々と共に本来であればよい結果として御報告させていただければよかったですけれども、なかなかコロナ禍において事業が進捗しないという問題もございまして、当初考えていたとおり、コロナ禍であっても畜産業界の担い手の育成というのは新庄市に

とっても重要な事業でございますから、一緒に皆さん方と御協力、連携を図りながら畜産団地化に向けて今後も検討していきたい、努力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

18番（小野周一議員） 議長、小野周一。

高橋富美子議長 小野周一さん。

18番（小野周一議員） 答弁漏れあるんですけども、総事業費は幾らぐらい計画しているんですか。牛舎の建築計画じゃなくて、畜産経営をするに当たり、例えば牛何頭、総事業はどのくらい見込んでいるんですかと私は聞いたんですけども、それもやはり把握していないと、やっぱりこの事業というのは進めることできないですね。その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 総事業費につきましては、大変申し訳ないんですけども、手元に資料ございません。

やはり牛、今後、導入するのに搾乳できるまでにどのくらいの経営計画があるのかということが一番重要でございますので、その辺につきましては後ほど御報告をさせていただきます。

今回は第1期の事業計画、7,550万円ということで御報告させていただいたところでございます。以上です。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

4番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4番（八鍬長一議員） 歳出の25ページ、10款教育費5項社会教育費9目雪の里情報館費の16節公有財産購入費3,480万円、これ1点についてお尋ねします。

まず1つ目は、いわゆる議決案件でなくて予算措置で土地購入をするわけですので、補正計上した根拠、お尋ねします。

2つ目は、購入に至る経過。

3点目は、たしかこの土地は借地でこれまで対応してきたと思うんですが、借地期間と支払い総額、よろしく申し上げます。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

高橋富美子議長 社会教育課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀社会教育課長 まず、雪の里情報館の用地購入につきましての御質問でございます。

まず、1点目でございます。議決案件ではない補正計上したことの根拠でございますけれども、こちらにつきましては用地の購入につきまして今まで長年、借地ということでお借りしていた土地について、根拠についてもう一度、すみません、整理させてください。

購入に至る経過でございますけれども、こちらにつきましては、旧積雪調の土地を国から譲渡ということで譲り受けた昭和59年から市立図書館分館、その後、平成9年から雪の里情報館として活用していた土地におきまして、その中の1つの土地でございますけれども、その土地が議員おっしゃったような形で借地ございましたので、そちらにつきまして土地の譲渡を何度か申入れしてございましたけれどもなかなか土地の譲渡まで至らない中で、昨年度、旧積雪調の登録有形文化財における活用方針を策定している中で再度、土地の譲渡について打診を申し上げまして、その土地について所有者から譲渡ということで承諾を得たことにより購入に至るという状況でございます。

借地の期間でございますけれども、昭和59年からお借りしておりますので約37年間でございまして、土地の面積につきましては1,469.43平方メートルでございます。

なお、土地の価格につきましては3,480万円でございます。以上でございます。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 議会の議決に付すべき財産の

取得及び処分の部分で私のほうからお答えさせていただきます。

その処分については、予定価格2,000万円以上の不動産、もしくは動産の買入れまたは売払ということになっておりますが、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限るということで規定してございますので、この案件については5,000平方メートル未満でございますので、議決に付する部分はないということでございます。以上です。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

高橋富美子議長 社会教育課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀社会教育課長 すみません。御質問の中で、これまで支払ってきた土地の賃貸借料でございますけれども、昨年度、お支払いした金額が248万6,276円ございまして、過去37年間の資料ございせんけれども、仮に今、手持ちにあるのが平成12年からの状況で21年間で総額5,221万1,796円でございます。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番（八鍬長一議員） 借地というのは通常の状態ではありませんので、いずれかの段階で整理しなければならない土地であることは私も理解しております。

この場合、3,480万円とこれまで支払った総額合わせますと8,700万円ですか、9,000万円弱。1,469平方メートルといいますと、3,480万円の算出根拠についてはいかがなっているんでしょうか。3往復しかできないということなので。

それから、支払い総額は、そうしますと全部で9,000万円になると。通常、民間取引の場合、借地割合という考えがあるんですが、要するに無料でなくて長期に有料で借り入れている土地については相応の減額を求めるというものですが、そのことについては交渉に当たってはどうかだったのでしょうか。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

高橋富美子議長 社会教育課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀社会教育課長 借地として購入いたします3,480万円の根拠でございますけれども、こちらにつきましては不動産鑑定士によります不動産鑑定の評価額を基に購入金額を決めたところでございます。

なお、その部分でそれを基に用地交渉ということで所有者の方とは用地交渉してきたところでございます。

なぜ減額がどうのということをしなかったのかという経過でございますけれども、やはりこれまで何度か借地部分については購入を申し入れてきた中で、なかなか応じていただけなかったということで、やはりこの鑑定評価額を基に交渉した中で今回は御承諾をいただく、譲渡について承諾をいただいたという状況でございます。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番（八鍬長一議員） 公の取引ですから応じてもらえる、もらえないにかかわらず、通常の民間取引のことを参照にすべきだと思うんですよ。応じてもらえなかったから、不動産価格というのは、あくまでもその土地の金額の表示であって購入する場合の金額についてはまた違うと思うんですよ、いわゆる単価であって。そのところについては考慮なかったんでしょうか。やっぱり公の土地ですから市民に分かるような説明をしていかなければならないと思いますので、よろしくをお願いします。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

高橋富美子議長 社会教育課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀社会教育課長 公の土地でございましたので、一番分かりやすいというか、その土地の評価額をもって用地交渉させていただいて、そこで御納得をいただいたというふうに対応させていただいたところでございます。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 私からは3点ほどお願いいたします。

1番目は13ページ、2総務費7の企画費の若者世帯住宅取得助成金についてです。現在までの申請件数など内容についてお知らせください。

2点目は、20ページの7商工費4の企業誘致費企業誘致対策事業費の企業立地等雇用促進奨励金についてです。申請件数や1件当たりの金額、また今後の進め方などお聞きしたいと思っております。

最後になります。25ページの教育費2の3のふるさと歴史センター費のふるさと歴史センター事業費新庄開府400年記念事業実行委員会負担金についてです。始まったばかりの事業ですが、計画としてはどのようなものをお考えなのか、現時点で分かるところをお知らせください。以上でございます。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 それでは、私のほうから若者世帯住宅取得助成金についてお答えさせていただきます。

補正予算を算定する段階では既に20件以上の相談がありました。現在も相談があるところです。ここに来て後半、相談件数が増えておりました。実は10月に、平成29年度事業を開始してから令和2年、昨年まで補助金の活用があった実績のある工務店のほうにヒアリングをさせていただきました。その結果、新築建て売りが約20件程度ということになっておりましたので、あと中古住宅についても令和2年度の実績で大体見ますと、7件ぐらい見込めるのかなということもありまして、今回見込みとして2,400万円ぐらいになるのではないかなと想定させていただきました。その不足分を補正させていただいたということになります。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 20ページの企業立地等雇用促進奨励金についての御質問をいただきました。

今般の補正予算につきましては2社の案件につきまして奨励金を支払うものでございます。こちら1社につきましては3名の1年間以上の雇用が認められると。もう1社については4名の雇用が認められたものということで、200万円と150万円の350万円ということで今般、補正させていただきました。

こちらあくまでも採用から1年以上雇用したことが条件の一つとなつてございますので、これを確認させていただいた上での補正対応ということでございますので、今後ともこのような形で実施していきたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

高橋富美子議長 社会教育課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀社会教育課長 新庄開府400年記念事業の概要でございますけれども、皆様も御存じのとおり、戸沢政盛公が初代藩主でございますけれども、新庄のこの地にいらっしゃった1625年から400年が過ぎる令和7年、2025年にその400年の歴史とともにこれまでのまちづくりに思いをはせた上で、戸沢家が行ってきたまちづくり、新庄で行ってきたまちづくりを基に今後のまちづくりを考えていきたいということで400年記念事業を行うところでございます。

まず、今年度につきましては、その400年の令和7年度に向けて本番年でございますのでその前段のキャッチフレーズとか、ロゴマークを使って周知を図るためのということで今年度、事業化したいというふうに考えております。

このキャッチフレーズにつきましては、若者や子供たちの参加ということで考えておりますので、このキャッチフレーズにつきましては、小学生、中学生、高校生の皆様から募集をして

キャッチフレーズを決めていきたいと。その後、ロゴマークということでこれから令和7年までのシンボリックなマークをつくっていくというふうに考えております。

その後、令和4年度以降でございますけれども、令和4年から6年までにつきましては段階的にプレ事業ということで盛り上げて、市内の開府400年にふさわしいような事業を行ってきたい。

プロジェクトチームということで市内の若者の方々を中心にプロジェクトチームをつくっていただきまして、行政だけではなかなか難しい部分がございますので様々なアイデアを頂戴して、なお、そこに総合アドバイザーということで今回新庄藩の火消しの物語ということで、いろいろ新庄の作家の今村翔吾先生を総合アドバイザーと大手の電通のディレクターの方からもアドバイザーということで入っていただきまして、今までないような形で若者を取り込んだ事業を進めていければなというふうに考えているところでございますので、よろしく申し上げます。

8 番 (庄司里香議員) 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番 (庄司里香議員) 1点目の若者住宅取得助成金についても、中古住宅やいろいろなものに広げてやっていらっしゃるということをお聞きしまして、大変よかったなと思っております。今後の見込みももちろんそうなんですけれども、周知事業についてももっと広げてやっていただくために何かお考えがあるようなことがあればお聞きしたいので、よろしく申し上げます。

2点目につきまして、申請件数が2件もあるということをお聞きしまして、7名も就職されたということをお聞きいたしましてよかったなと思っております。今後の事業展開などもあればお聞きしたいと思っております。ますます広げていただきたいので、ぜひとも用地についても考えていただけたらと思っております。

3点目になります。内容をお聞きしてすごくスケール感が大きくてすごいなということでお話を聞きまして夢が広がるような思いなのですけれども、今村先生やアドバイザーの方々たちもいろいろお招きしてということをお聞きしております。市民にお伝えして、この内容についても随時市民の方たちの頑張りもその中に盛り込んでいただけたらと思っておりますので、ぜひともその部分について再度お尋ねしたいです。お願いいたします。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 若者世帯につきまして評価いただきまして、ありがとうございます。

来年度もこの事業につきましては継続していきたいと現在考えているところでございますけれども、やはり周知のチラシももちろんですけども、先ほども建設される工務店にヒアリングしたと言いましたけれども、そちらのほうへも周知すること。また、ホームページだけでなく今年からLINEで情報発信も始めていますので、若い方々にそちらで発信すれば手元に届きやすいかなとかと思っておりますので、様々な媒体を使いながら、相談があった場合に丁寧な対応をしてこれを活用していただきたいと私どもで思っておりますので、よろしく申し上げます。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 企業立地等雇用促進奨励金についての御質問ですが、こちら雇用だけでなく企業のほうの設備投資も兼ね備えた奨励金となつてございまして、今後もコロナ禍で大分企業のほう、企業の拡充等を抑えた部分ありますが、ここに来て工場の増設等の動きも見えてきております。そちらが出てきますと、もう少し増えてくるのかなと考えております。

現在、私どもで把握している段階では、工場

増設2企業、それからまだ中核工業団地のほうに土地を購入してまだ立地していない企業もございますので、そちらの企業も今後、中核工業団地のほうに建設を予定しているという話もお伺いしておりますので、そちらのほうにもこういった奨励金の活用のほう、周知して活用していただきたいというふうに考えてございます。よろしくお祈いします。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

高橋富美子議長 社会教育課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀社会教育課長 こちらの400年事業でございすけれども、事業を実施する上で何より広報活動とか周知活動が大事だというふうに思っておりますので、こちらについては力を入れていきたいというふうに考えています。やはり何やっているか分からないねということだけはないように、せつかく市における事業については進めていきたいと。

なお、今回のキャッチフレーズ募集につきましても子供たちを対象にしたというのは、やはり子供たちが家庭の中にいろいろチラシを持っていていただいて事業の周知を図りたいという意味もございまして、まずそのようなことで進めてきているところでございますので、周知、広報活動については力を入れていきたいと思っておりますので、よろしくお祈いします。

8番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8番（庄司里香議員） やっぱり頑張りが伝わってきなかなかいなと思ってお聞きいたしました。

広がりを持ったやり方でこれから展開されていくということで、一番最初の若者住宅取得助成金については、移住促進のためにもこの活用をぜひともお祈いしたいと思っております。

そして、2点目の企業の誘致ももちろん、増設とか立地、買っていただいた土地を活用していただくということが大切ですので、ぜひとも

企業様の相談に乗って雇用を広げていただけたらと思っております。

3点目の始まったばかりの事業ですけれども、子供たちを巻き込んでどんどん市内の子供たちに御家族の中でそういう会話が広がっていったらと思っておりますので、今後とも事業の展開を楽しみに見ておりますので、ぜひともよろしくお祈いいたします。以上でございます。

17番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番（佐藤卓也議員） 私のほうから2点質問させていただきます。

20ページになります。7款1項3目観光地域づくり推進事業費、そして23ページからになります教育費2項、3項、4項について質問させていただきます。

まず初めに、20ページになります観光地域づくり推進事業費になります。こちらのほうは地域おこし協力隊が今期見込めなかったということだったんですけれども、やはり地域おこし協力隊の活躍は非常に新庄市でも有意義なものとなっております。それを受けて今回なぜ地域おこし協力隊が来なかったのか。

また、今後におきましても地域おこし協力隊が協力していただく、そういう体制づくりも来年度も必要だと思いますので、今回減額になったことを踏まえて来期、どのようなことをするのかお聞きしたいと思います。

次に、今回教育費におきましてフィルタリングソフト設定事業費ですけれども、今までですと、タブレットを持ち帰らないという方針だったと思います。今回は持ち帰り対応だったということだったので、今度はその方針が変わったかと思うんですけれども、どのように変わったのか。

そして、毎回出ますけれども通信費ですよね。やはり家のほうにWi-Fi設備がある家とない家庭があると思っておりますけれども、そこら辺の

対策をしっかり講じてこのようなフィルタリング設定事業費を組んだのか、そこら辺をしっかりしておかないと、生徒、また保護者に対して説明をする必要があると思うんですけれども、そこら辺を含めて今後の事業、どのように行いかお聞きしたいと思います。

高橋富美子議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 先ほど小野議員より御質問をいただきました旧最上中部牧場地内におきまして、畜産事業を始めるには総事業費で個人ほどのくらいの負担がかかるんだということの御質問についてお答えをいたします。

今年度、令和3年度、予算ベースでございますけれども、事業費7,505万円、内訳につきましては育成舎、堆肥舎、尿だめ設備、井戸等で県の事業費2分の1を頂いての事業です。

令和4年度予定では、事業費1億9,163万円、国の事業となりまして補助率が2分の1、乳牛の牛舎、堆肥舎、機械、備品設備、外構となっております。そのほか乳牛40牛、2,400万円を見込んでおります。

総事業費でございますけれども、2億6,668万円、個人の負担につきましては1億3,334万円と見込んでおります。以上でございます。よろしく申し上げます。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 予算書20ページの観光地域づくり推進事業費の減額についての御質問をいただきました。こちらにつきましては、議員

おっしゃるとおり、地域おこし協力隊を募集してございましたけれども、募集につきましては2名の応募があったわけですが、こちら書類、それから面接のほうを行いまして、ちょうどこちらの意図した方とマッチングしなかったということで、今年度については断念するというところでございます。引き続き、来年度についても募集を行いたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 タブレットの御質問でございます。持ち帰りということでございますが、今年度、昨年度ですけれども、GIGAスクール構想に基づきまして1人1台タブレットのほうを導入したところでございます。こちらのほうにつきましては国の補正予算を活用して、それを財源としまして早急に整備を進めたネットワーク整備とタブレットの購入を進めたところでございます。

その際、当初の方針としまして、GIGAスクール構想の中では家庭への持ち帰りの中でのICTの活用ということもございましたけれども、まずは学校での活用ということを最優先に進めるべきであるということで今年度、進めているところでございます。

その中で、3月に国のほうから持ち帰りのほうも活用するよという通知もございましたし、またコロナ終息できない中で臨時休校というのもございましたので、やはり必要性が高まってきていると。全国の自治体でも導入を検討しているところがだんだん増えてきているという状況でございましたので、やはり試験的な持ち帰りということは現在も行っているわけですが、本格的な持ち帰りに向けては、やは

りお子さんたちの安全性が第一ですので、学校と同じようなフィルタリングをした上で持ち帰らせるべきであるということで今回、補正のほうに上げさせていただいたというふうなことでございます。

それから、家庭での通信費の軽減の対策ということでございますけれども、これにつきましては基本的には各家庭での御負担というのが必要なわけでございますけれども、実態をどのくらいの家庭で通信できない環境にあるのかということも踏まえて、効果的な対策を現在、検討しているところでございます。以上です。

17番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番(佐藤卓也議員) 分かりました。

地域づくり推進事業費、今回2名の方が応募あったんですけどもマッチングしなかったということだったので、ぜひとも地域おこし協力隊の方には新庄市の魅力を発信していただきたいですし、そこら辺の対策を来年度も含めてしっかりやっていただきたい。

それを含めまして、地域おこし協力隊が来やすい体制も必要だと思います。今、来ている方々でも雪国の生活をしていない方もいらっしゃいますし、そういう方々がこちらに来て来やすいような対策、前回も言いましたけれども、そのような方がすることで地域おこし隊が2名応募だったと言うんですけども、もっともっと多くの方が新庄市に来ていただき、そこから選べるような形のほうがより新庄市の魅力を発信でき、新庄市に対しても愛着を持っていただき、いずれは新庄市に住んでいただきたいということもございますので、ぜひともそこら辺を十分な対策をして令和4年度にはやっていただきたいと思っております。

また、今回フィルタリングに対しても軽減措置を含めてこれから検討するということがあったんですけども、やはり全国的には持ち帰りが

増えてまいります。そのためにもしっかりとした対策を取っていただき、Wi-Fiが当たり前についている家庭では当然なんですけれども、やはりついていない家庭も若干ありますので、そこら辺を市としてもしっかりとフォローしていただかないと、せっかくタブレットを持っていても子供たちがあくまでも成績向上だったり自分の意欲を向上するための一つの手段となりますのでぜひとも講じていただきたいと思いますけれども、その辺、どのように考えているでしょうか、お伺いしたいと思います。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 地域おこし協力隊が来やすい環境づくりということを御質問いただきました。その部分につきましては、今年に入りました市報で毎回地域おこし協力隊の活動、こんなことをやっているよという形で市民の方々にもお知らせしながら、そのコミュニティーづくりのほう、一緒にやっていただきたいという願いがございます。

また、総合政策課におきましては12月1日、今月の1日に東京都出身の方、1名が地域おこし協力隊として赴任しております。市長が前回一般質問のときにもちょっと御紹介したんですけども、東京都御出身の方で非常に山菜に興味あるということで、この方の仕事が移住交流推進事業ということで都会の目線で新庄に移住していただく方々に対する支援をどうするかということをやっていただく予定でございます。実体験も踏まえた上で、地域おこしの方だけじゃなくて先ほど御質問あった移住されたいという方々に対してどのような情報提供や情報整理、あとネットワークづくりをしていったらいいのかということも併せて今年12月から、今からスタートしますのでよろしくお伺いしたいと思います。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真

也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 家庭での負担軽減でございますけれども、やはり家庭でのWi-Fi環境の整備といった場合には、初期導入の費用の面とそれから月々の通信費の問題等ございますので、効果的に負担軽減するには、それで家庭に持ち帰って実際にそういったそれぞれの家庭で環境整備していただくということになりますので、どういった方法が最も適切なのかといった視点から検討させていただきたいと考えております。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

高橋富美子議長 学校教育課長高橋昭一さん。

高橋昭一学校教育課長 家庭での費用に関するということで、学校教育課の関連するところでありますので説明させていただきます。

先ほど次長からもありましたけれども、このたび、家庭での使い方を想定して試行の持ち帰りを行っております。現に不登校の子供とか、それから休校になったときのオンライン学習も実績として出てきております。

その中でネット環境のない家庭についての調査と保護者の方に呼びかけということで10月末の段階では約4.7%ぐらいまだ、これは兄弟、姉妹とか世帯が混在しているので多少誤差ありますが、そのぐらいの家庭だったんですが、12月に入ってから大きな学校でも四、五世帯というところまで来ております。あと、大きな学校でまだ調査中だということもございます。

そのような形で最終的に保護者の方に理解いただくということと、学校教育課としては就学援助という考え方で、通信費が発生しますので、家庭での学習は必要であるという考え方で持ち帰りを前提として通信費がかかるために、オンラインの学習通信費を就学援助の費目として追加できるように検討を今、進めているというところ

でございます。

17番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番（佐藤卓也議員） ぜひフィルタリングに関してなんですけれども、少しの、四、五件ないし若干、4.7%持っていない環境もございしますので、そこらは丁寧に説明していただき保護者の理解を得ていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

また、先ほど地域おこし協力隊ですけれども、やはり来やすい環境の整備も必要ですので、ぜひともそこら辺も含めて、多くの方が新庄市に来て新庄市の地域を盛り上げていただくような環境整備が必要ですので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。私からは以上です。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） 私もこのフィルタリングの件に関して、別にいいとか悪いとかでなくて、一歩進んで県内でも4割以上ぐらい持ち帰りでやっているということで一歩前進だなという感じ、これはいつから持ち帰りを考えているのでしょうか。この予算通れば直ちにですか、それとも来年度に向けてするかという、1つ時期ですね、お聞かせ願いたいと思います。

もう1点、25ページの教育費の明倫学園事業費の中で1,500万円ぐらい備品費減額になっていきますね。これの内容ですね、何でこうなったのかなということをひとつお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 フィルタリングのほうは予算可決後に早急に導入しまして、持ち帰りのほうも1月以降、本格的に進めてまいりますと考えております。

それから、明倫学園の大幅な減額でございますが、こちらのほうは主に備品購入費の減額でございます。当初予算で3,800万円ほどでございましたが、入札の結果、必要なものは全て購入しているわけですが、2,300万円ほどの購入費でございましたので差額分を減額補正させていただきます。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） 子供たちは物すごくタブレットとか敏感なので、持ち帰りの学習というのは、やり方でしょけれども非常に効果ある授業だなと思って喜んでおりますので、いろんな規制の中でフィルタリングというのをしっかりやっていただいて早めにやっていければ、子供たちの教育の向上にプラスになるかなと思って喜んでおりますので、よろしくお願ひします。

3,800万円の見積りから1,500万円ぐらい安くなったというのは、悪かろう、安かろうの品物を注文したんでないべね、その辺、大丈夫なんでしょうか。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 こちらの購入した備品については、きちっと仕様を固めてそれに適合したものを購入してございますので、大丈夫だと思います。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） はい、分かりました。今後ともよろしくお願ひします。終わります。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ

討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第57号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程の追加

高橋富美子議長 お諮りいたします。

会議録署名議員に指名しております押切明弘さんが本日、早退いたしましたので、ここで会議録署名議員の追加指名を議事日程に追加したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、会議録署名議員の追加指名を本日の議事日程に追加することに決しました。

ただいま本日の議事日程に追加し、議題とすることに決しました。

会議録署名議員の追加指名につきましては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書の規定に基づき報告をもって議事日程の配付に代えさせていただきます。

それでは、報告いたします。

ただいま日程に追加することに決しました。会議録署名議員の追加指名につきましては、先ほ

どの議事日程第11に続く日程第12にいたします。

なお、このことにより以降の日程については順次繰り下がることとなりますので、御了承願います。

日程第12会議録署名議員追加指名

高橋富美子議長 日程第12会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員に山科春美さんを追加指名いたします。

日程第13議案第58号令和3年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

高橋富美子議長 日程第13議案第58号令和3年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第58号令和3年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第14議案第59号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

高橋富美子議長 日程第14議案第59号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第59号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程の追加

日程第15議案第60号令和3年度新庄市水道事業会計補正予算(第2号)

高橋富美子議長 日程第15議案第60号令和3年度新庄市水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第60号令和3年度新庄市水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

午後1時19分 休憩

午後1時27分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

高橋富美子議長 追加案件が出ておりますので、ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤卓也さん。

(佐藤卓也議会運営委員長登壇)

佐藤卓也議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日午後1時21分から、議会運営委員6名出席の下、執行部から関係課長並びに議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたところであります。

協議の結果、議案第71号令和3年度新庄市一般会計補正予算(第8号)の補正予算1件を本日の議事日程に追加することにいたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありました補正予算1件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、補正予算1件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午後1時29分 休憩

午後1時32分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第16議案第71号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第8号）

高橋富美子議長 それでは追加日程に入ります。

日程第16議案第71号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第71号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第71号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第8号）につきましては、債務負担行為の追加補正を行うものであります。

内容といたしましては、2ページ、第1表に記載してありますとおり、災害経営安定対策資金の利子補給に係る債務負担行為を追加補正するもので、期間を令和4年度から令和8年度までとするものであります。

現在、燃油及び飼料、生産資材等の価格の高騰により、幅広い農業経営体において経営費が増加し、厳しい資金繰りが続いていることから、再生産及び経営の維持安定のために必要な融資資金の利子補給について、新たに債務負担行為を追加するものであります。

以上、御審議いただき御決定くださいますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第71号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第71号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第71号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

閉 会

高橋富美子議長 ここで市長より御挨拶があります。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 12月定例会、議員の皆様には様々な御意見を賜り、誠にありがとうございます。

コロナ禍ということで大変心配されましたが、12月になって大分収束し、各地域あるいは各場所において小さくはありますが忘年会など開かれていること、大変うれしく思っております。

オミクロン株がというお話もありますが、これまでの情報収集の中ではあまり重症化しないのではないかというようなお話がございます。

また、国の水際対策もしっかり進められているということで、年明けの東京ふるさと会も大勢の皆様から御参加の希望をいただいておりますので、ぜひ新年には実施してまいりたいというふうに思っているところです。

本日は大変貴重な日ということで、午前中、手話言語条例の採択をいただき、心から感謝申し上げますというふうに思います。

障害者に優しいまちづくりを進めるという方針でその理念の下に進めてまいりました。言い換えれば我々、そして、今、超高齢社会になっていく、そして、その世界に私たちも踏み込んでいくわけであります。目が見えない、耳が聞こえない、膝が痛い、腰が痛い、歩けない、転んだ、そして、骨折だということをおちまたで多く話を聞くわけであります。そうした問題に対して一番ふだんから関心のある障害者の方とか、聾啞者の方とか、そういった方々がお困りのことに耳を傾けて寄り添って意見を聞くことで、本当にみんな大勢の人が住みやすいまちになるんだらうという思いであります。

今後、今回の手話条例の採択によって市行政といたしましても今後の進め方、パンフレットで市民に進めることはもとより、職員の手話言語の育成であったり、地域での活動に手話の派遣を行う、あるいは地元大学を通して高校生への手話の普及等、そうしたことを一つ一つ進めながら、みんなが本当に住みやすい社会にしていくべきだなど思っているところであります。

そういうことで、今日は大変記念すべき日だと改めて思っております。

これから年末年始、始まるわけですが、昨日、大雪まではいかないですけれども猛吹雪で今日は大変な天候で雪が消えてしまいましたが、確実に今週末から雪が連続して降るという状況

があります。除排雪体制につきましても、都市整備課を中心に市民の経済活動、生活に困らないように全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

年末年始を迎えるわけですが、私も含めて皆さん共に、市民の皆さんが本当に安寧な正月を迎えることを願い、そして、来年すばらしい年であることを願い、皆さんとまた多くの議論をしながら新しい、そして、住みよさを形にする新庄市に努めてまいりますので、誠にありがとうございました。

12月本会議の御礼とさせていただきます。誠にありがとうございます。

高橋富美子議長 以上をもちまして、令和3年12月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後1時39分 閉会

新庄市議会議長 高橋 富美子

会議録署名議員 押切 明弘

〃 〃 奥山 省三

〃 〃 山科 春美